

^{ふみ}^{みやこ}
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

高齢者・介護保険事業計画

令和9年度～令和11年度



文 京 区



目 次

第1章 計画策定の考え方	7
1 計画の目的	7
2 計画の性格・位置づけ	8
3 計画の期間	9
4 計画の推進に向けて	10
（1）地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進	10
（2）地域共生社会の実現に向けた方向性	12
（3）計画の進行管理	13
5 認知症施策推進計画の策定にあたって	14
第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標	17
1 基本理念	17
2 基本目標	18
第3章 高齢者を取り巻く現状と課題	21
1 文京区の現状	21
（1）人口の状況	21
（2）世帯の状況	23
（3）高齢者の住まいの状況	25
（4）死亡状況及び健康寿命	25
（5）要介護・要支援認定者の状況	27
（6）介護給付費と利用者数の推移	30
（7）介護サービス事業者の状況	31
（8）認知症について	32
（9）特別養護老人ホーム入所希望者数の推移	33
2 高齢者等実態調査から見た現状と課題	34
（1）地域生活の状況	35
（2）認知症について	42
（3）家族介護者の状況について	46
（4）医療・介護の連携について	49
（5）住まい方について	54
（6）介護人材について	58
（7）健康で豊かな暮らしのニーズ	66
（8）区に力を入れてほしい高齢者施策について	70
第4章 高齢者施策の推進と計画事業	75
1 主要項目及びその方向性	75
（1）主要項目① 地域でともに支え合うしくみづくり	75

(2) 主要項目② 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり	76
(3) 主要項目③ 誰もが安心して自分らしく暮らすために	76
(4) 主要項目④ いざというときに備えた体制づくり	77
2 計画の体系と計画事業	80
(1) 全体図	80
(2) 計画の体系	82
(3) 計画事業	87

第1章

計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

1 計画の目的

我が国では、平均寿命の延びと少子化に加え、単身高齢者世帯の増加など、人口・世帯構造の大きな変化に伴い、超高齢社会がさらに深化しています。

国の統計によれば、令和7年（2025年）9月14日現在の推計で、日本の高齢化率は29.4%と過去最高になっており、約3人に1人が高齢者となっています。また、75歳以上（後期高齢者）人口は2,124万人となり、総人口に占める割合が17%を超え、約6人に1人が後期高齢者となりました（総務省「統計トピックス」）。本区では、令和8年（2026年）1月1日現在、区民の約5人に1人（18.5%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

法改正の動向については、令和3年（2021年）4月に、すべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。また、令和5年（2023年）6月には、認知症の方を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、令和6年（2024年）1月に施行されました。さらに、令和8年（2026年）6月には、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が改正され、令和9年（2027年）4月から、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化するための取組が、順次進められることとなっています。

高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められているほか、頼れる身寄りがいない高齢者等の多様な生活ニーズの解決に向けた切れ目のない支援が提供される地域づくりや、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりも求められています。

本区では、こうした状況を踏まえ、「2040年問題¹」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム²の更なる深化・推進を図るとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）を策定します。

¹ 2040年問題 少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が2040年に直面すると考えられている問題の総称。

² 地域包括ケアシステム 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

2 計画の性格・位置づけ

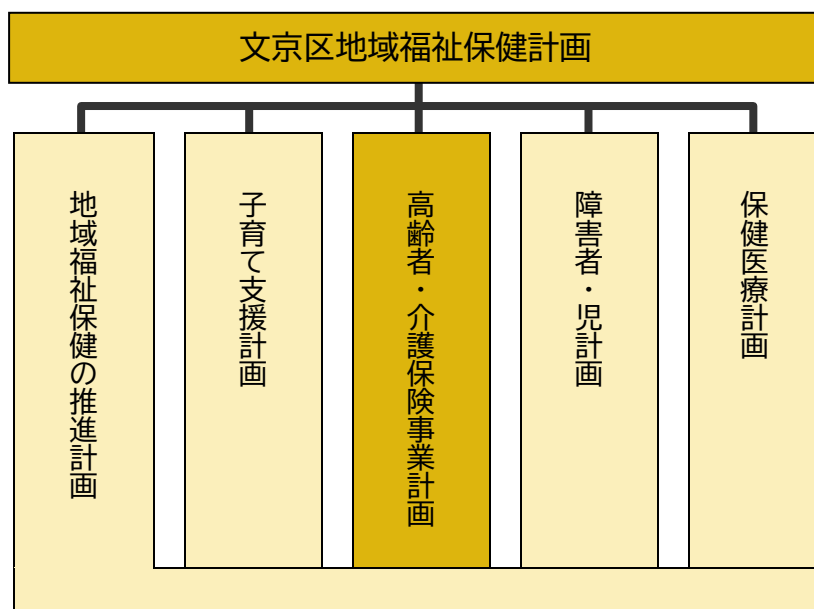
すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられています。

法令に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	
認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条	

【図表】1-1 文京区地域福祉保健計画の構成



3 計画の期間

本計画は、令和9年度から令和11年度までの3年間を計画期間とし、令和11年度に見直しを行います。

【図表】1－2 計画期間

6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
「文の京」総合戦略 6年度～9年度						
前期計画 6年度～8年度			文京区地域福祉保健計画 高齢者・介護保険事業計画 (第10期介護保険事業計画)		次期計画 12年度～15年度	

現時点の案を掲載しています。

今後、地域福祉保健計画の検討に合わせ、更新予定です。

4 計画の推進に向けて

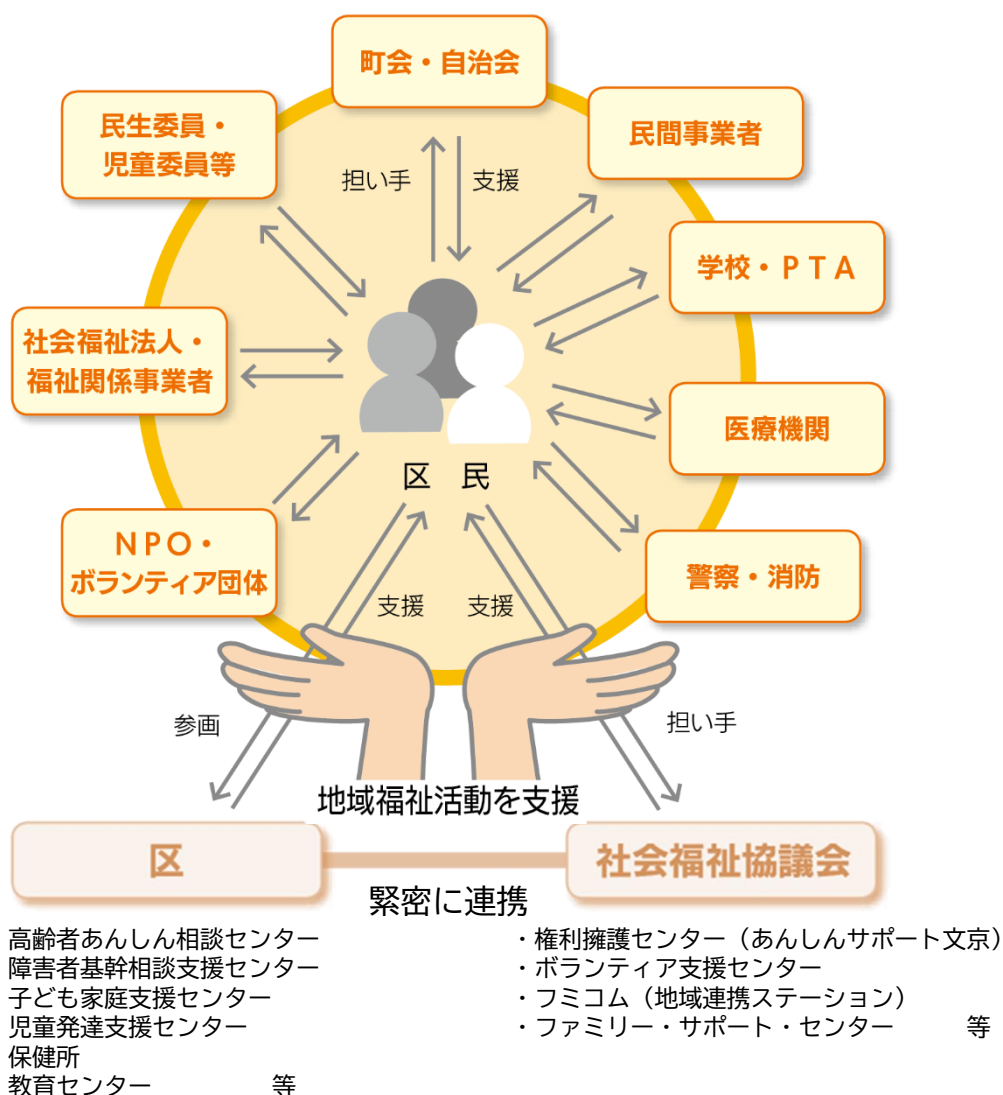
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、医療機関、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

【図表】1-3 主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

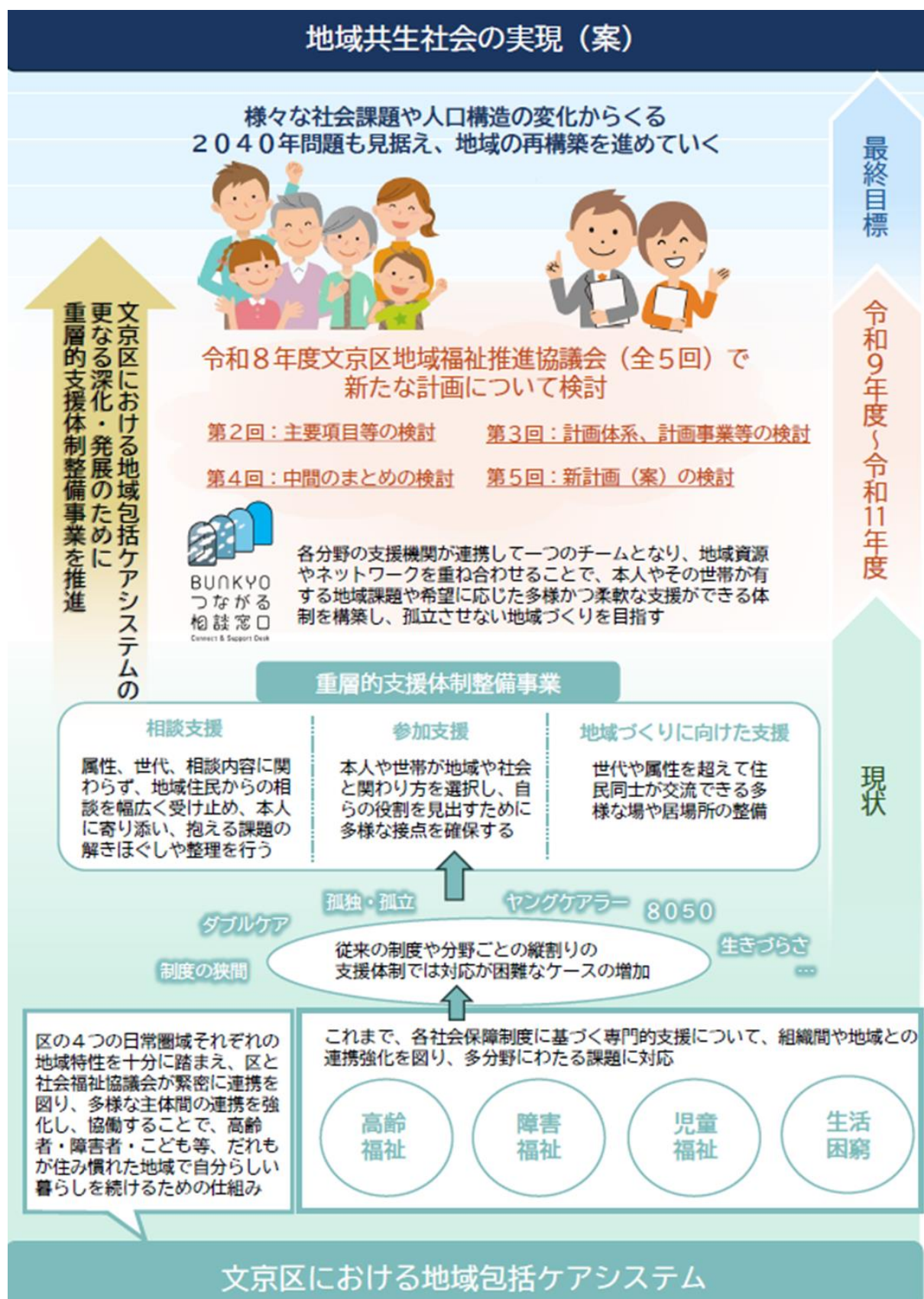
文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
- 3 地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
- 4 地域交流の場を通じた支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
- 5 地域の子どもを対象とした食事の提供を通じた居場所づくり（子ども食堂）
- 6 ボランティア・市民活動の相談・支援（文京ボランティアセンター）
- 7 NPO等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
- 8 家事援助を中心とした有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
- 9 子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 10 身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
- 11 判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
- 12 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
- 13 被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりを持つことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

(2) 地域共生社会の実現に向けた方向性



(3) 計画の進行管理

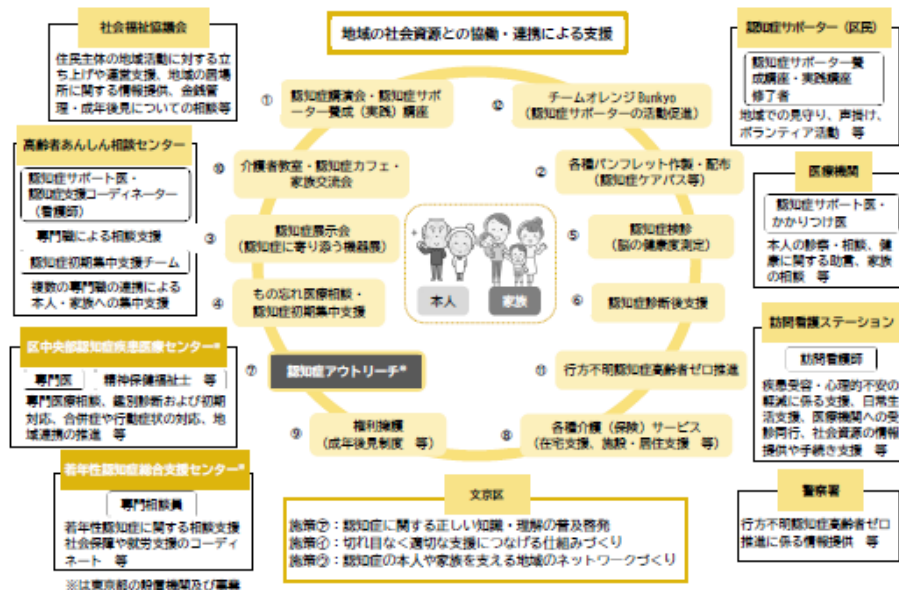
本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。

5 認知症施策推進計画の策定にあたって

文京区では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目ない支援の取り組みを推進します。

さらに認知症の本人や家族の不安・孤独感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取り組みを推進し地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

【図表】1-4 認知症の本人とその家族を支える地域づくりの推進イメージ



状態	元気なうちから	認知症の疑い	軽度認知症	中等度認知症	重度認知症
認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発					
①	認知症講演会・認知症サポーター養成（実践）講座				
②	各種パンフレット作製・配布（認知症ケアバス等）				
③	認知症展示会（認知症に寄り添う機器展）				
認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発					
施策②：切れ目なく適切な支援につなげる仕組みづくり					
④	もの忘れ医療相談・認知症初期集中支援				
⑤	認知症検診（脳の健康度測定）				
⑥	認知症診断後支援				
⑦	認知症アウトリーチ*				
⑧	各種介護（保険）サービス（在宅支援、施設・居住支援等）				
⑨	権利擁護（成年後見制度等）				
認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発					
施策③：認知症の本人や家族を支える地域のネットワークづくり					
⑩	介護者教室・認知症カフェ・家族交流会				
⑪	行方不明認知症高齢者ゼロ推進				
⑫	チームオレンジ Bunkyo（認知症サポーターの活動促進）				

第2章

地域福祉保健計画の 基本理念・基本目標

第2章 地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、高齢者・介護保険事業計画に係る施策の取組を推進していきます。

1 基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション³やソーシャルインクルージョン⁴の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ⁵を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

³ ノーマライゼーション (normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通 (ノーマル) の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

⁴ ソーシャルインクルージョン (social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念をいう。

⁵ ダイバーシティ (diversity & inclusion) 性別 (性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2 基本目標

だれもが、いきいきと自分らしく、
意欲を持ちながら健康で自立した生活を営める
地域社会を目指します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、
互いに学び高め合いながら、
こどもや若者を含むすべての世代が未来への希望を持ち、
つながりの中で役割を持つことができる
地域社会を目指します。

第3章

高齢者を取り巻く

現状と課題

第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

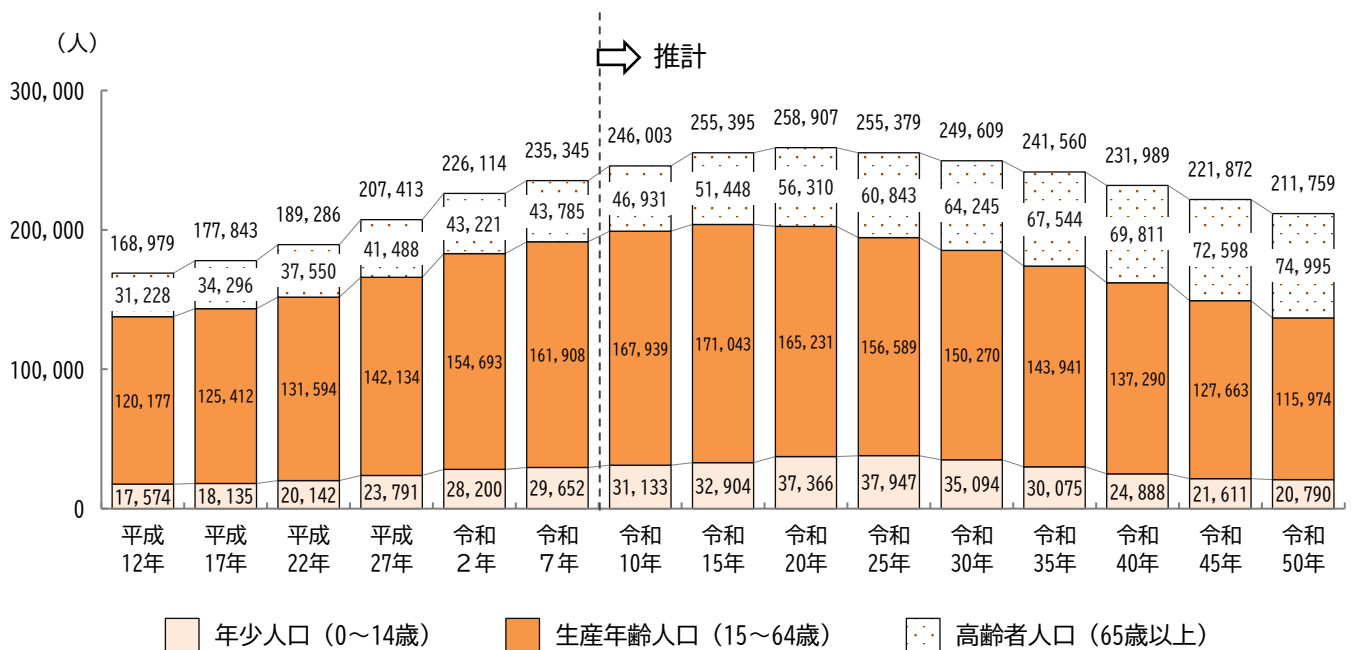
1 文京区の現状

(1) 人口の状況

①人口の推移等

- 本区の人口は、令和7年（2025年）1月1日現在で235,345人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和20年（2038年）以降、減少に転じると推計しています。
- 高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和7年1月1日現在で43,785人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。
- 生産年齢人口（15～64歳）は令和15年（2033年）以降、年少人口（0～14歳）は令和25年（2043年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】3-1 人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成22年までは外国人を含まない。

資料：【平成2～令和7年】住民基本台帳（1月1日現在）

【令和10年以後】「文の京」総合戦略（令和6年3月）

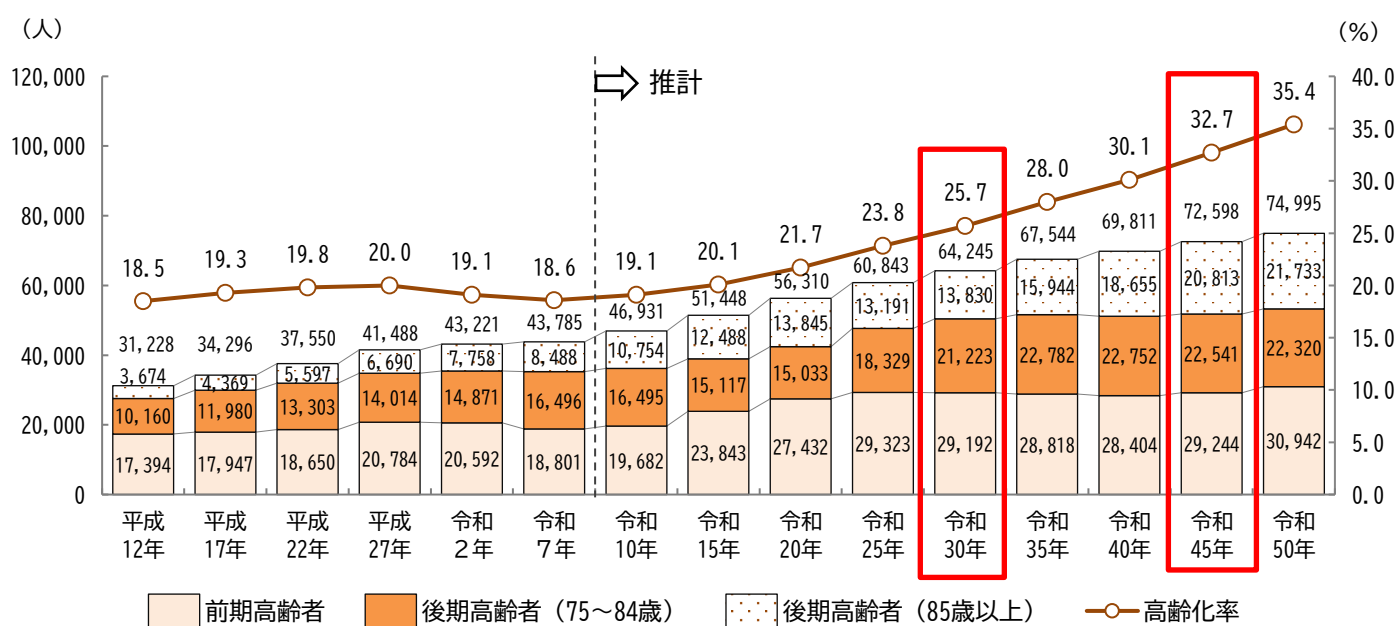
②高齢者人口及び高齢化率の推移等

○本区の令和7年（2025年）1月1日現在における高齢化率は18.6%となっており、区民の約5人に1人が高齢者となっています。

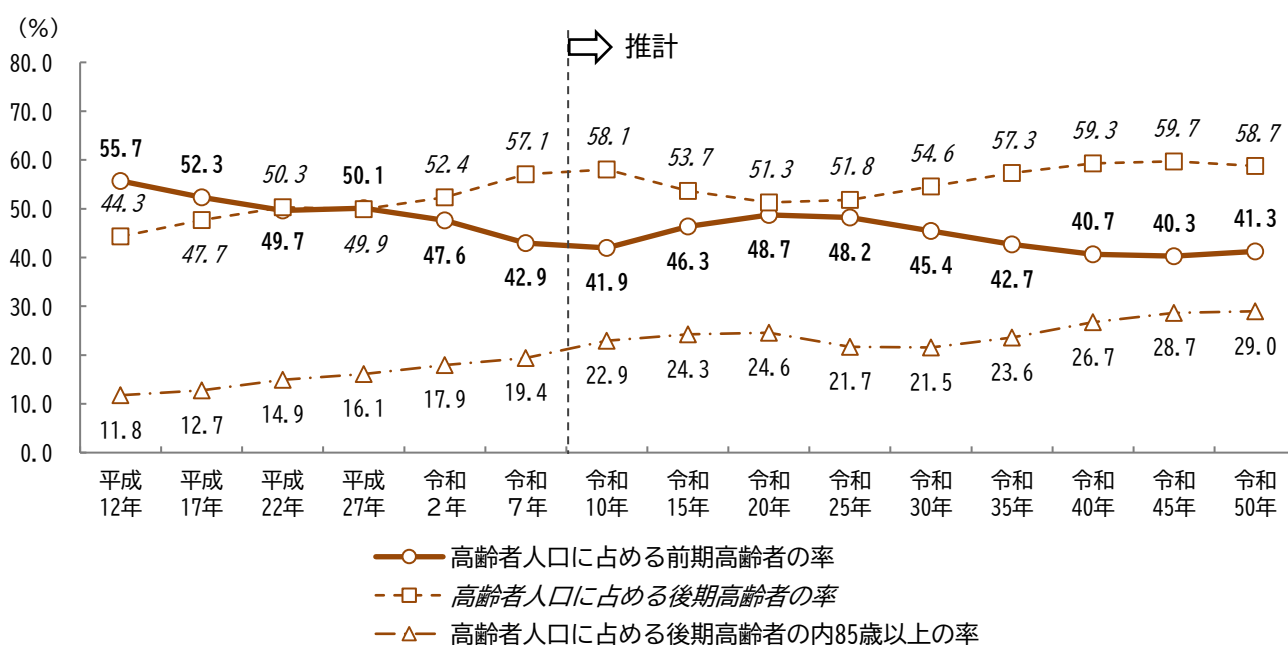
○本区の人口が減り始める令和20年（2038年）以降は急速に高齢化率が高くなり、令和30年（2048年）には区民の約4人に1人が、令和45年（2063年）には区民の約3人に1人が高齢者となると推計しています。

○85歳以上の高齢者の割合は、令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。

【図表】3-2 高齢者人口の推移と推計



【図表】3-3 高齢者人口に占める前期・後期・85歳以上高齢者の割合の推移と推計



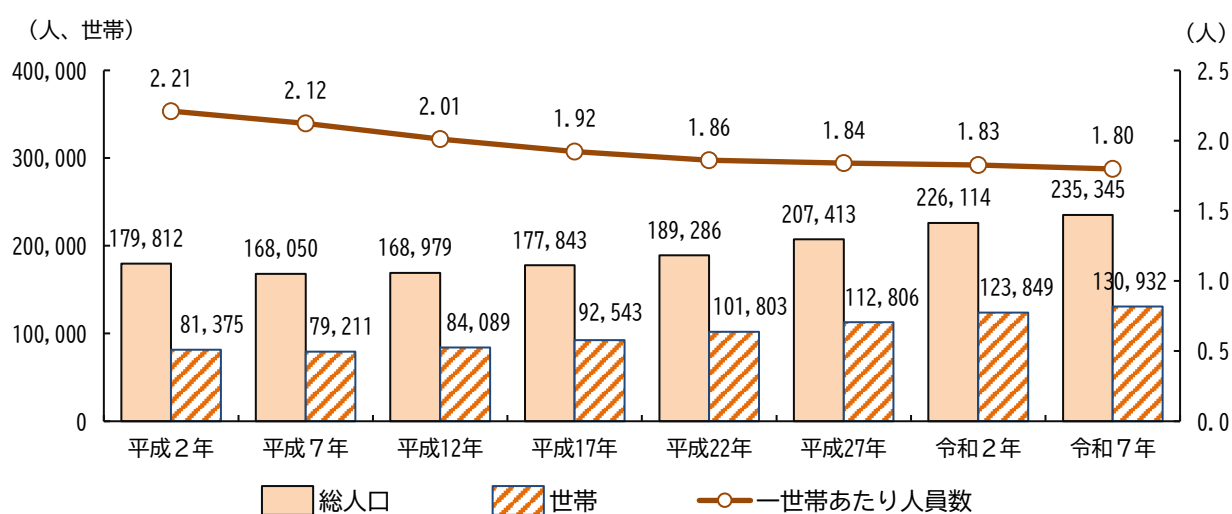
(2) 世帯の状況

①世帯の推移

○世帯数は、平成2年は81,375世帯でしたが、令和7年には130,932世帯と、約1.6倍に増加しています。

○1世帯当たりの人数は、平成2年は2.21人でしたが、令和7年には1.80人となっており、平成22年から減少傾向が続いています。

【図表】3-4 人口、世帯数と1世帯当たりの人数の推移



※（注）平成22年までは外国人を含まない。

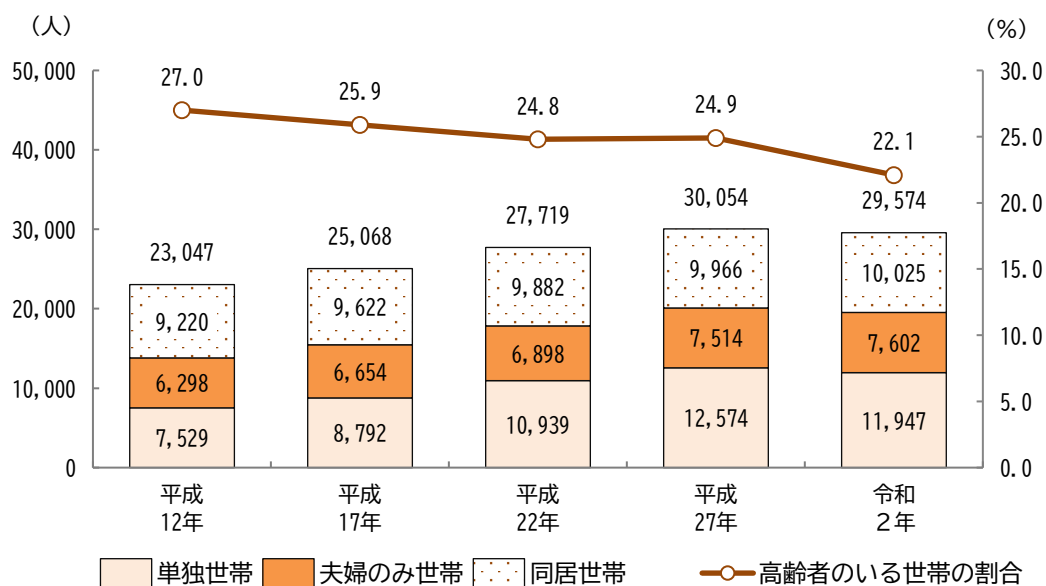
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

②高齢者のいる世帯の推移

○高齢者のいる世帯数は、平成27年に約3万世帯を超えましたが、令和2年では29,574世帯と減少しています。また、全世帯に対する割合も減少しています。

○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和2年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和2年で40.4%となり、平成22年から4割程度で推移しています。

【図表】3-5 高齢者のいる世帯の推移



※「単独世帯」は、65歳以上の1人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫又は妻が65歳以上の夫婦世帯。

「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。

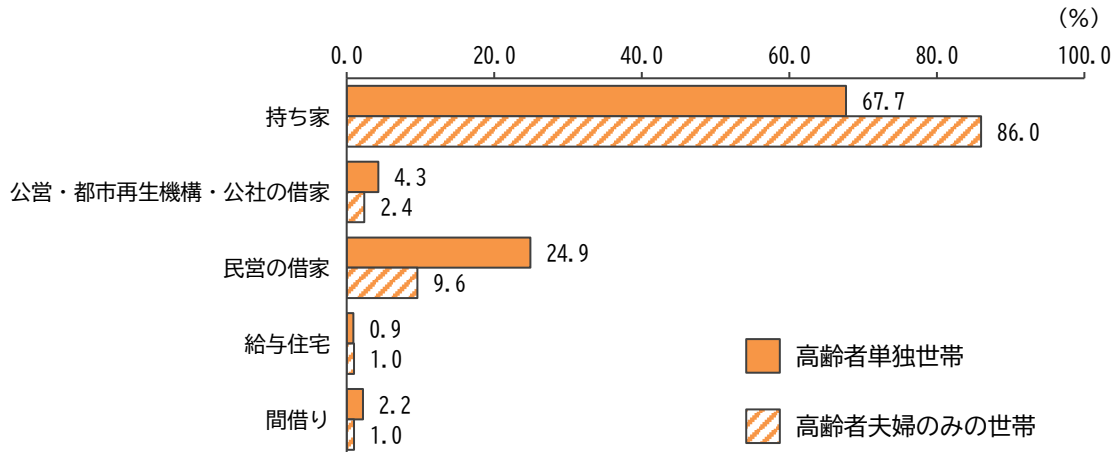
資料：国勢調査（令和2年）

(単位：%)					
単独世帯の割合	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
	32.7	35.1	39.5	41.8	40.4

（３）高齢者の住まいの状況

○高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86%、高齢者単独世帯では67.7%が持ち家に居住しています。

【図表】 3-6 高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯の住まい



資料：国勢調査（令和2年）

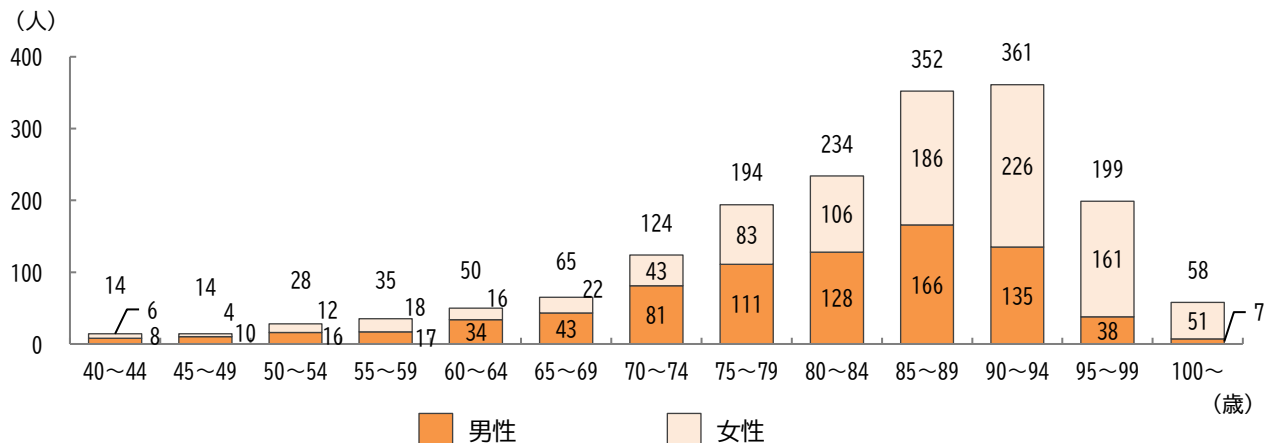
（４）死亡状況及び健康寿命

①年齢別死亡数

○文京区の平均寿命は、「令和2年市町村別生命表（厚生労働省）※」によると、男性82.9歳（全国54位）、女性88.3歳（全国158位）です。年齢別の死亡者数で見ると、死亡年齢のピークは男性が85～89歳、女性が90～94歳となっています。

※対象：1,887市区町村

【図表】 3-7 5歳階級別の死亡の状況（令和5年実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和7年版）

②65 歳健康寿命

○65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、令和5年は、男性は18.57年、女性は21.36年となっています。

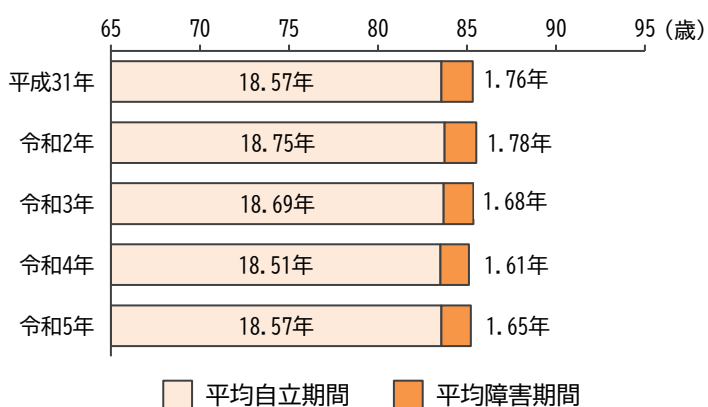
○寝たきり等の平均障害期間を比較すると、令和5年は、男性は1.65年に対し、女性は3.39年で2倍程度の期間となっています。

○男性は、女性と比較して平均自立期間の比率が高い傾向があります。

【図表】3-8 男女別健康寿命と自立期間

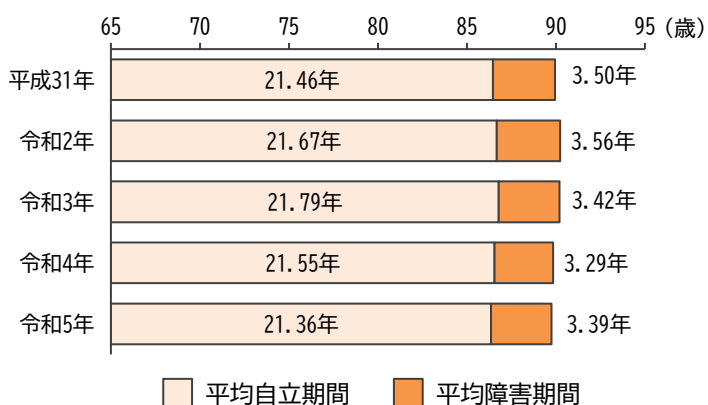
<男性>

年次	65 歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成31年	83.57 歳	91 : 9
令和2年	83.75 歳	91 : 9
令和3年	83.69 歳	92 : 8
令和4年	83.51 歳	92 : 8
令和5年	83.57 歳	92 : 8



<女性>

年次	65 歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
平成31年	86.46 歳	86 : 14
令和2年	86.67 歳	86 : 14
令和3年	86.79 歳	86 : 14
令和4年	86.55 歳	87 : 13
令和5年	86.36 歳	86 : 14



※65 歳健康寿命（歳）＝65 歳＋65 歳平均自立期間（年）

※グラフは 65 歳の方が要介護認定（要介護2）を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

資料：ぶんきょうの保健衛生（令和7年版）

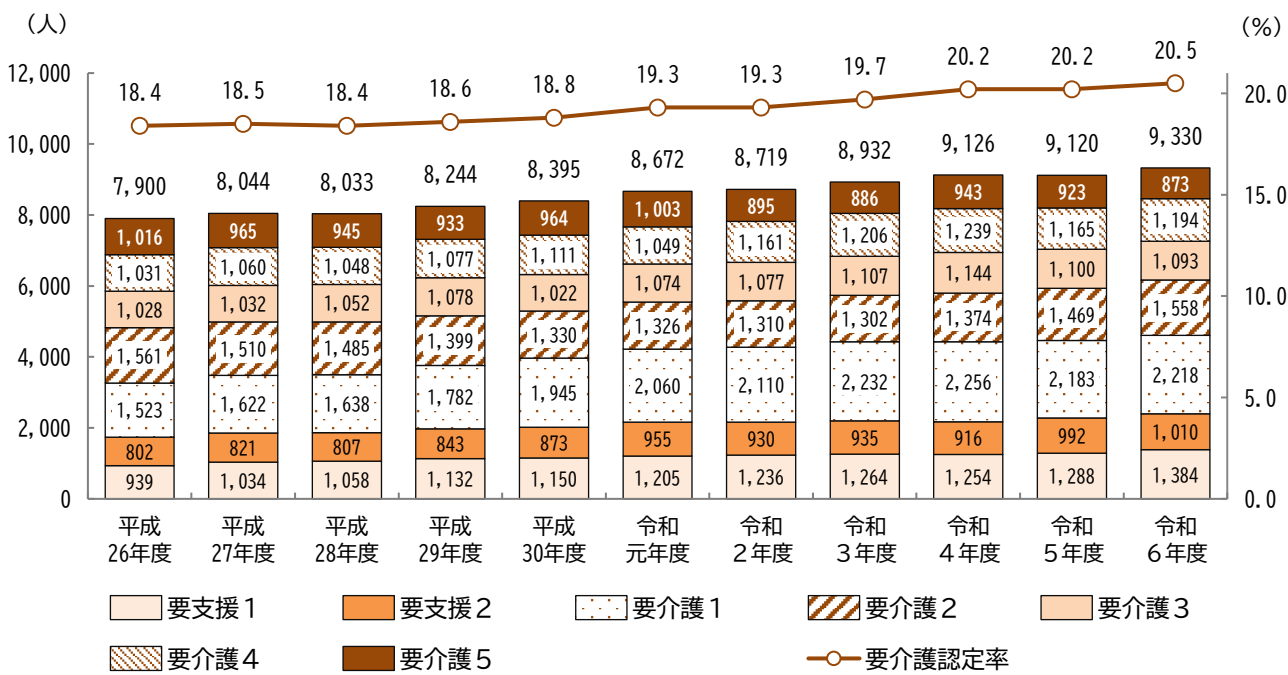
(5) 要介護・要支援認定者の状況

①介護度別要介護・要支援認定者数の推移

○令和6年度の要介護・要支援認定者数は、9,330人となっています。平成26年度と比較すると、1,430人、18.0%の増となっています。

○要介護・要支援認定率は上昇傾向にあり、令和6年度は20.5%となっています。平成26年度と比較すると、2.1ポイントの増となっています。

【図表】3-9 要介護・要支援認定者数等の推移



※棒グラフの1番上にある数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。
各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第1号被保険者と第2号被保険者の合計値。
ただし、要介護・要支援認定率は第1号被保険者のみで算出。
資料：文京の介護保険（令和7年版）

【図表】3-10 要介護認定率の推移（第1号被保険者のみ）

	平成26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
文京区	18.4%	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%	19.3%	19.7%	20.2%	20.2%	20.5%
都	18.0%	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.6%	19.9%	20.7%	21.1%	21.5%
国	17.9%	18.0%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%	19.4%	19.4%	19.7%

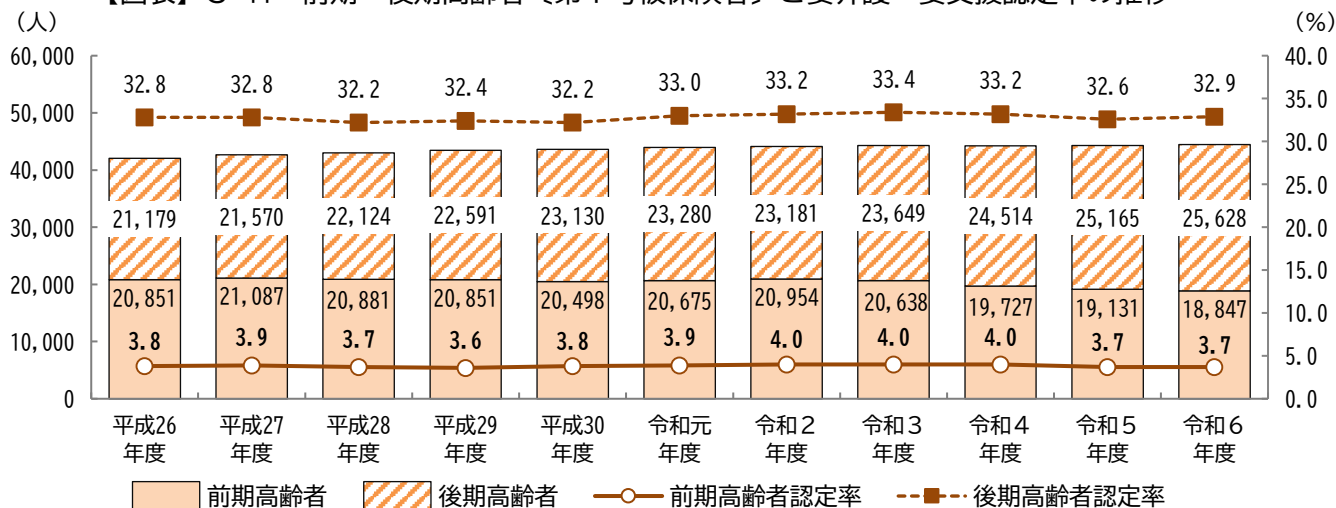
資料：文京の介護保険（令和7年版）、介護保険事業状況報告月報、東京都福祉局月報（各年度3月末現在）

②前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

○第1号被保険者のうち、前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和6年度は3.7%となっています。

○後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、平成26年度から平成30年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、令和元年度から令和4年度まで33%を超え、令和5年度から再び32%台となっています。

【図表】3-11 前期・後期高齢者〔第1号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移



※各年度末の数値

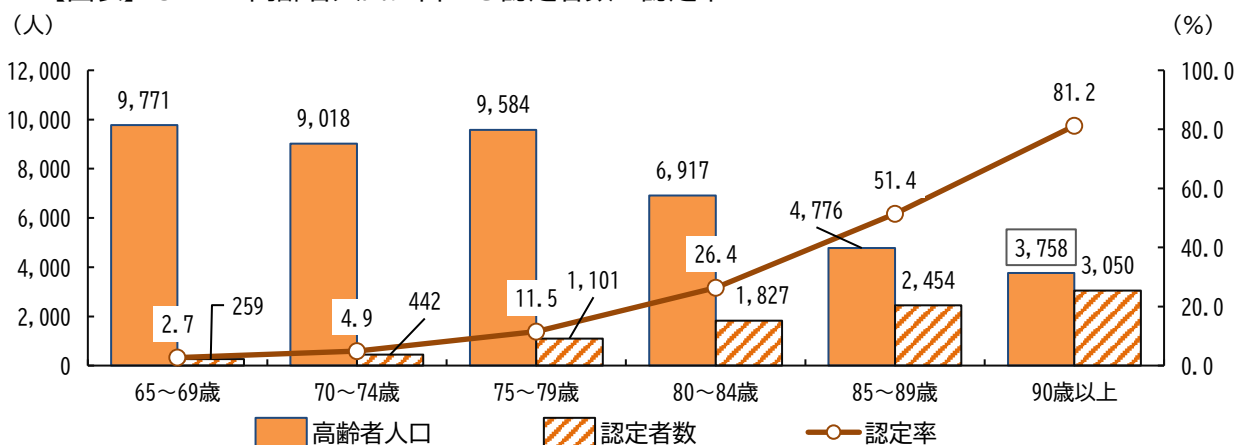
資料：文京の介護保険（令和7年版）

③年齢別認定者数・認定率

○年齢別に要介護・要支援認定を受けた方の割合を見ると、前期高齢者の認定率は4.9%以下に留まっています。

○後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.4%、85～89歳が51.4%、90歳以降になると81.2%になっており、年齢が上がるにつれて認定率が大幅に上昇しています。

【図表】3-12 高齢者人口に占める認定者数・認定率



※高齢者人口は令和7年4月1日現在、認定者数は令和7年3月31日現在の数値。

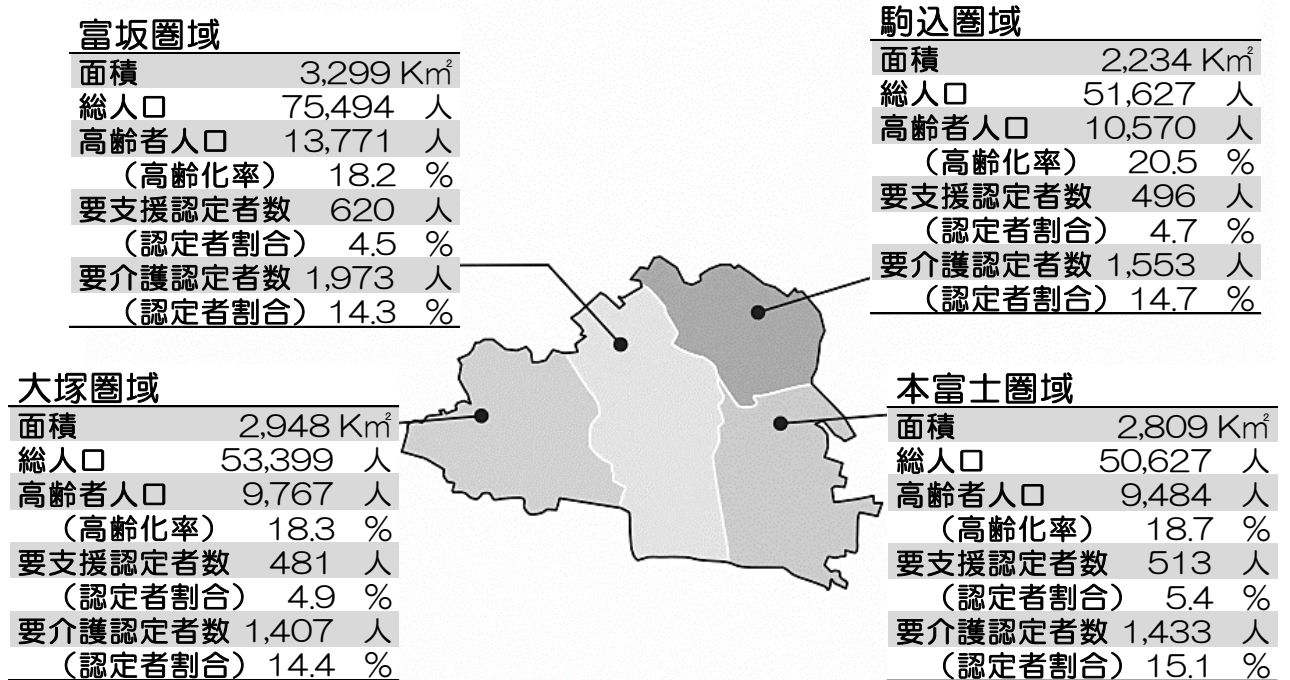
資料：住民基本台帳、東京都介護保険事業状況報告（令和7年3月月報）

④日常生活圏域と要介護認定者の状況

- 介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険法に基づき日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を図るなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。
- 本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の4圏域に区分し、日常生活圏域としています。この4圏域は、高齢者との関わりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。
- 4圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を1か所、分室を1か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。
- 日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では駒込圏域がやや高くなっています。
- 認定者数は富坂圏域が一番多いですが、認定者割合は本富士圏域が高くなっています。

データ未更新（第4回会議にて更新予定）

【図表】3-13 日常生活圏域と高齢者等の状況



※総人口と高齢者人口は、令和5年9月1日現在の住民記録より集計（転出予定等を除いているため人口統計と異なる。）

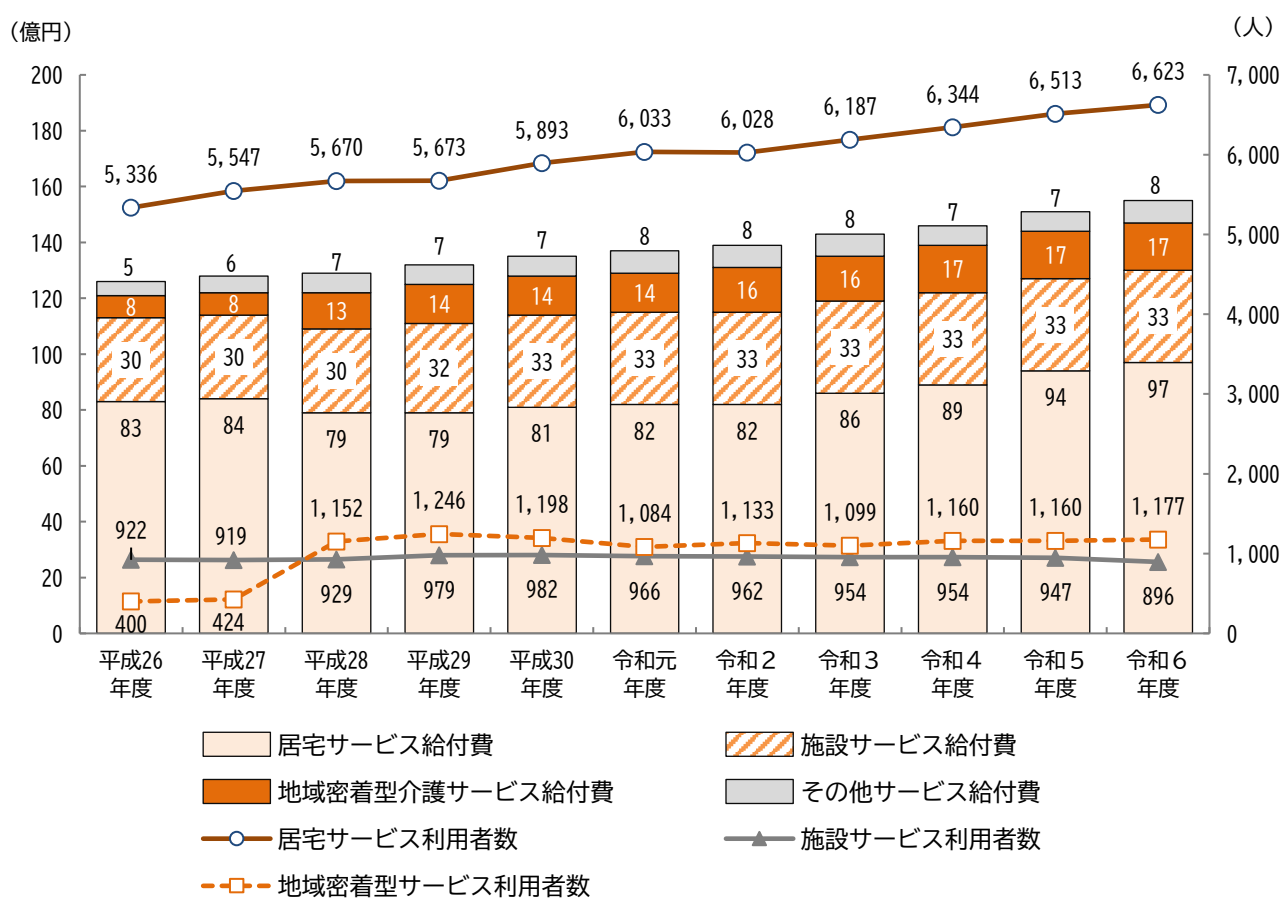
※要支援・要介護認定率は、介護保険システムによる（住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。）。

(6) 介護給付費と利用者数の推移

○介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成26年度の126億円から令和6年度は154億円と約1.2倍に増加しています。内訳では、居宅サービス給付費の占める割合が高くなっています。

○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に概ね横ばいで推移しています。

【図表】 3-14 介護給付費と利用者数の推移



※データは、平成26年度から令和6年度までの実績。

資料：文京の介護保険（令和7年版）

<参考> 保険料の推移

○第1号被保険者の基準保険料は、第9期は6,107円となっています。

【図表】 3-15 介護保険基準保険料の推移（第1号被保険者）

介護保険事業計画期間	第5期 平成24～26年度	第6期 平成27～29年度	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度	第9期 令和6～8年度
介護保険基準保険料	5,392円	5,642円	6,020円	6,020円	6,107円

資料：文京の介護保険（令和7年版）

(7) 介護サービス事業者の状況

○区内の介護サービス事業者数は、全体では概ね同程度で推移しています。

【図表】3-16 区内の介護サービス事業者数（各年3月現在）

サービス名		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年		令和7年	
		介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅介護支援／介護予防支援		47	4	46	4	42	4	42	4	43	4
サービス事業所											
居宅サービス	訪問介護	35		33		35		33		35	
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	22	22	26	26	26	26	29	29	31	31
	訪問リハビリテーション	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3
	通所介護	18		18		18		18		20	
	通所リハビリテーション	5	4	5	4	5	4	1	1	0	
	短期入所生活介護	9	8	10	10	10	10	10	10	9	9
	短期入所療養介護	3	3	3	3	3	3	1	1	0	
	特定施設入居者生活介護	12	11	12	12	13	13	14	14	14	14
	福祉用具貸与	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
	特定福祉用具販売	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6
	小 計	126	70	124	72	127	73	122	71	123	68
施設サービス	介護老人福祉施設	6		6		6		6		6	
	介護老人保健施設	3		3		3		3		2	
	介護療養型医療施設	0		0		0		0		0	
	小 計	9		9		9		9		8	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1		1		1		1		1	
	認知症対応型通所介護	7	6	7	6	7	6	7	6	5	4
	小規模多機能型居宅介護	5	4	5	4	5	4	5	4	5	4
	看護小規模多機能型居宅介護	1		1		1		1		1	
	認知症対応型共同生活介護	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		1		2		2		2	
	地域密着型通所介護	16		15		15		15		15	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3		3		3		3		3	
	小 計	43	18	42	18	43	18	43	18	41	16
合 計		178	88	175	90	179	91	174	89	172	84

資料：文京の介護保険（令和7年版）

(8) 認知症について

①認知症高齢者の状況

- 要介護・要支援申請者（※1）のうち、日常生活自立度Ⅱaランク以上と判断された高齢者は、令和7年度末時点で5,501人と、全体の約57.3%を占めています。

【図表】3-17 認知症高齢者の日常生活自立度（単位：人）

	認知症高齢者の日常生活自立度									その他 ※2	合計
	自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計		
5年度末	1,872	1,784	1,100	1,566	1,429	490	712	123	5,420	204	9,280
6年度末	2,046	1,902	1,155	1,551	1,448	545	633	115	5,447	54	9,449
7年度末	2,071	1,984	1,199	1,529	1,447	533	671	122	5,501	49	9,605

※1 各年度末現在の実績値。ただし、基準日（3/31）以前に申請し、認定が基準日の翌日以降となった新規認定者等を含むため、要介護・要支援認定者数とは一致しない。

※2 「その他」には、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いのため主治医意見書の提出がなかった方、区外からの転入者で転入前の認定区分を継続している方、生活保護受給者で65歳到達により第1号被保険者に切替となり、従前の認定区分を継続している方が含まれる。

【図表】3-18 日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

②認知症サポート医等の状況

- 区内の認知症サポート医⁶は、令和8年4月現在50人となっています。

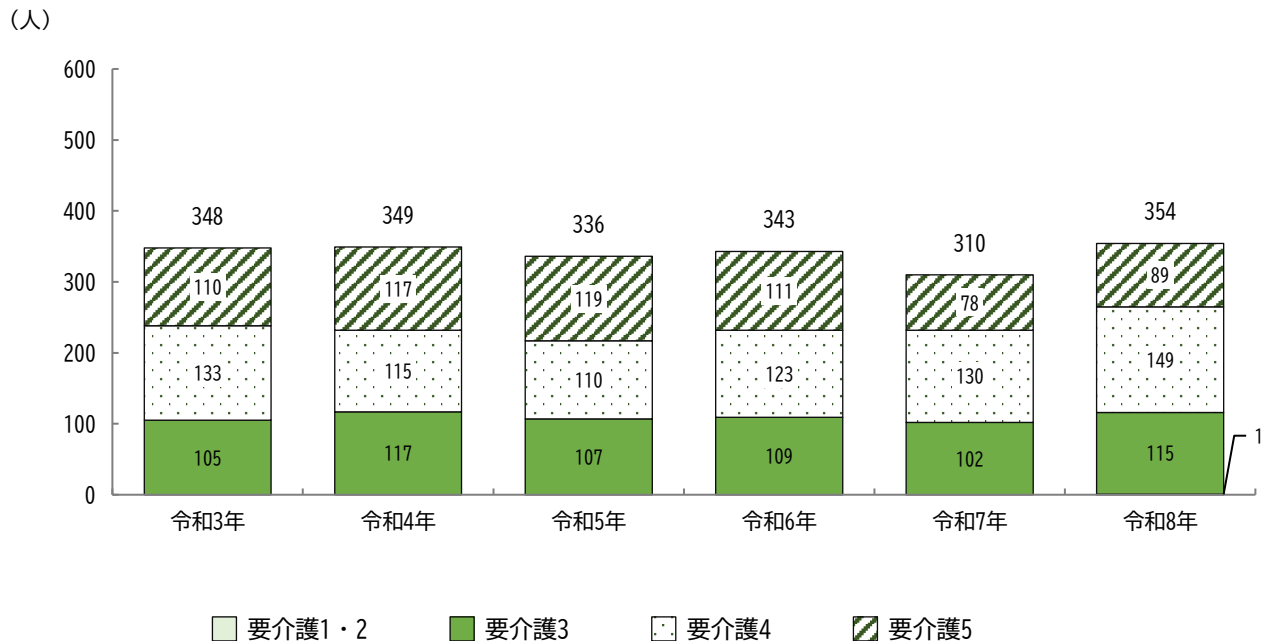
⁶ 認知症サポート医 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

(9) 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

○特別養護老人ホームへの入所希望者数は、令和3年以降、300人台で推移しています。

○令和8年4月1日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護1・2が0.3%、要介護3が32.5%、要介護4が42.1%、要介護5が25.1%となっています。

【図表】3-19 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移



※各年4月1日現在

※本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い方から優先入所する制度を導入している。

※介護保険法の改正により、平成27年4月1日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護3以上の方になっている。

※ただし、要介護1・2の方でも認知症等のやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合は、優先度の判定を行い、入所指針に定める要件に合致する場合には、特例入所の対象者として申込みを受付けている。

2 高齢者等実態調査から見た現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和7年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見てきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】3-20 令和7年度高齢者等実態調査の概要

調査期間	令和7年10月8日（水）～10月31日（金）				
	第1号 被保険者	50歳以上 64歳以下の方	在宅介護	介護サービス 事業者	介護事業 従事者
調査 対象者	要介護1～5 以外の65歳以 上の介護保険 被保険者	要介護認定を 受けていない 50～64歳の介 護保険被保険 者	在宅の要介護 認定者及びそ の家族	区 内 で 介 護 サービス事業 所を運営する 事業者	区 内 の 介 護 サービス事業 所に勤務する 介護事業従事 者等
有効 回収数	2,095 件	1,465 件	1,967 件	114 件	448 件
略 称	第1号・ 要支援	50歳以上	在宅介護	事業者	従事者

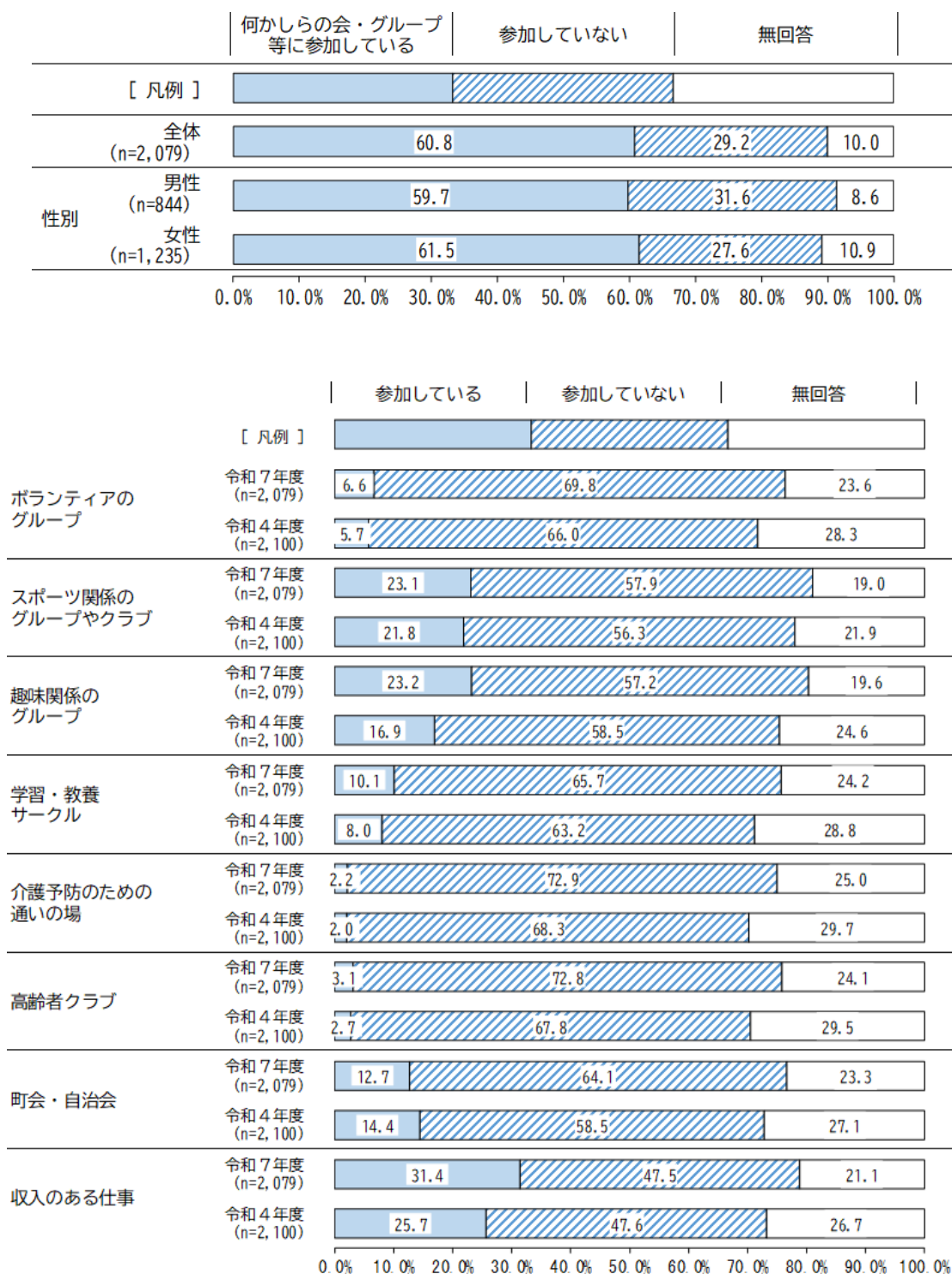
(1) 地域生活の状況

①地域とのつながり・地域活動

○〈第1号・要支援〉では、「参加している」が60.8%となっており、性別では、目立った違いはありません。前回（令和4年度）調査結果と比較して、スポーツや趣味の活動や、収入のある仕事への参加機会が増加しています。

【図表】3-21 会・グループ等への参加している人の割合（複数回答）

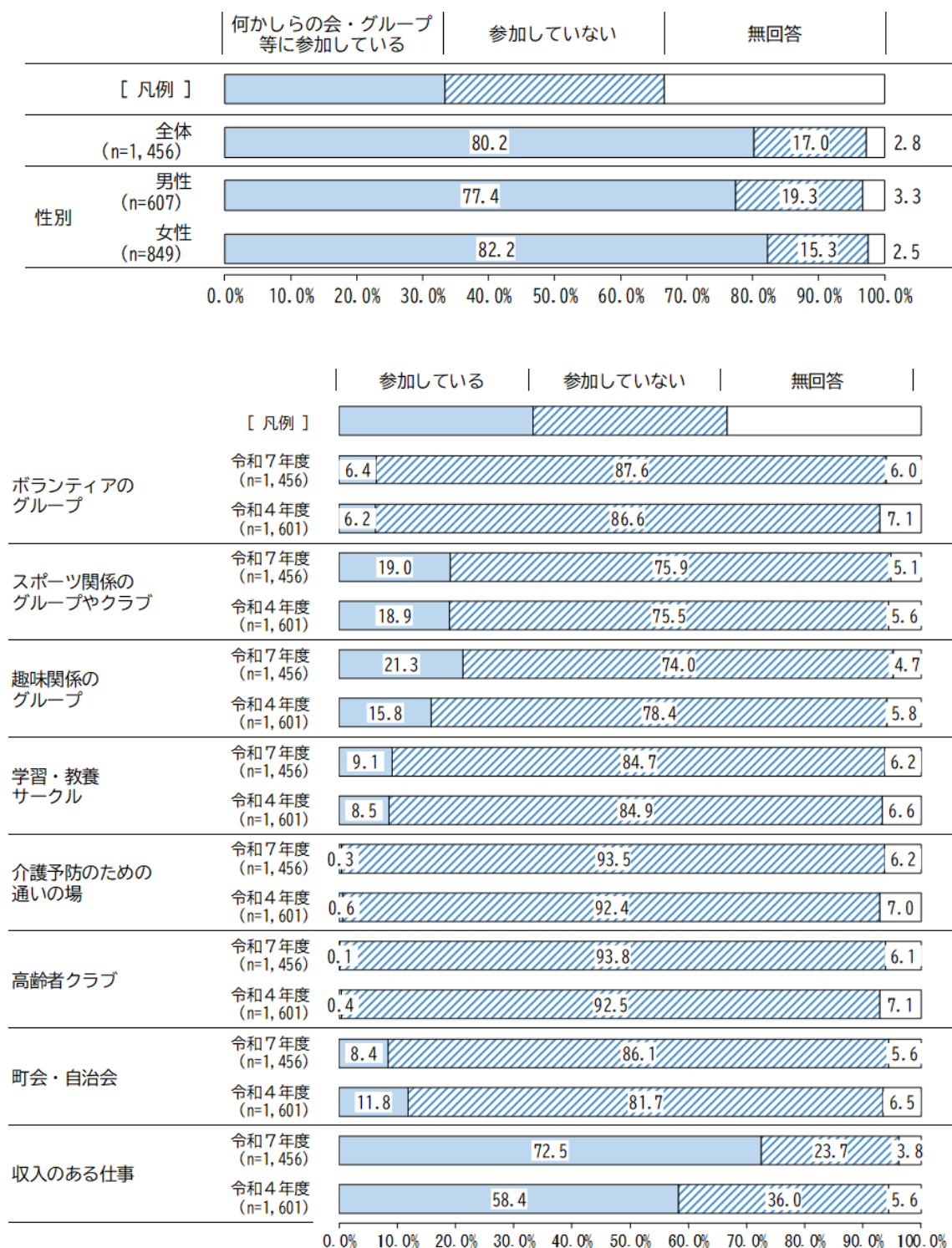
〈第1号・要支援〉



第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

○〈50歳以上〉では、「参加している」が80.2%、「参加していない」が17.0%となっています。前回（令和4年度）調査結果と比較して、「収入のある仕事」への参加機会が増加しています。性別では、女性は男性よりも「参加している」割合が比較的高い傾向にあります。

〈50歳以上〉



②携帯電話やスマートフォンの所有

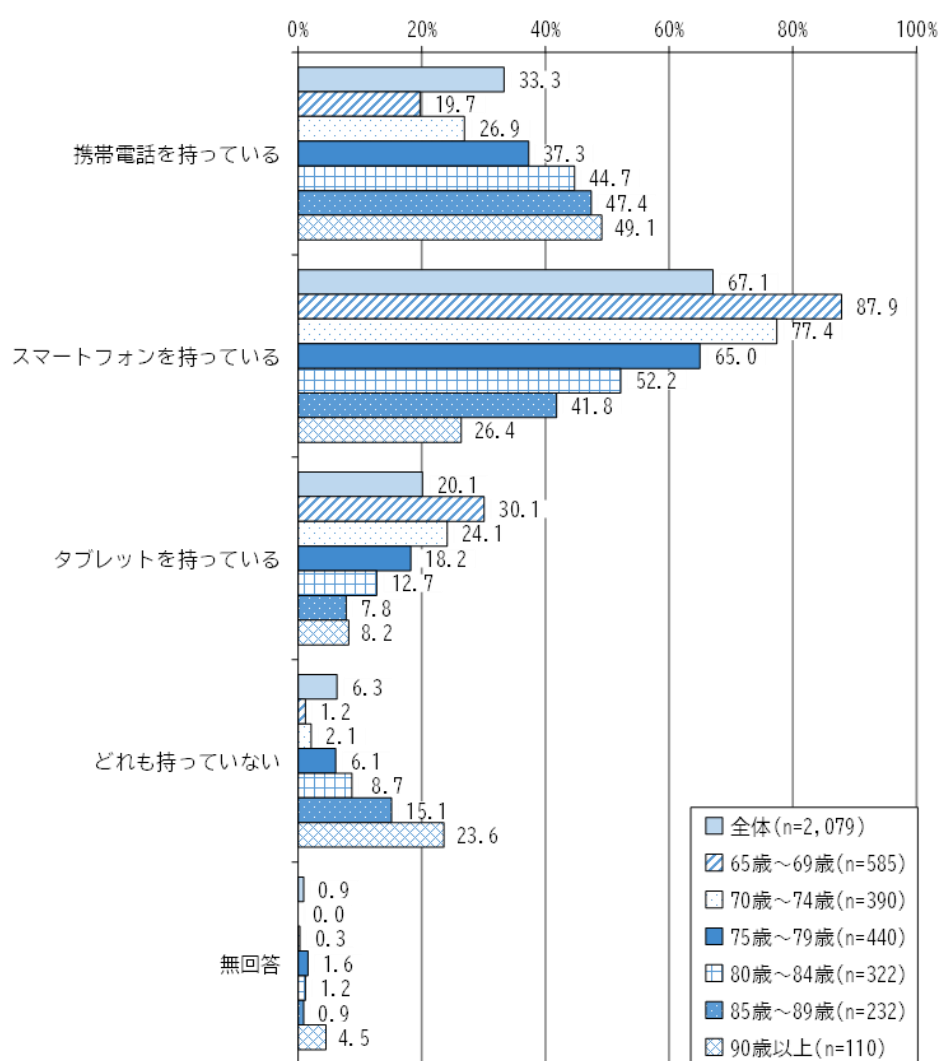
○全体では、「スマートフォンを持っている」が67.1%で最も多く、次いで「携帯電話を持っている」が33.3%、「タブレットを持っている」が20.1%となっています。

○年齢別にみると、84歳以下の世代では半数以上が「スマートフォンを持っている」と回答しており、85歳以上の世代では、スマートフォンの保有率は下がるものの、半数近くが「携帯電話を持っている」と回答しています。

○性別でみると、男性は女性よりも「スマートフォンを持っている」で10.2ポイント、「タブレットを持っている」で7.6ポイント高くなっています。

【図表】3-22 携帯電話やスマートフォンの所有（複数回答）

〈第1号・要支援〉



(単位：%)

	回答者数 (人)	携帯電話を 持っている	スマート フォンを 持っている	タブレッ トを持っ ている	どれも 持って いない	無回答
全体	2,079	33.3	67.1	20.1	6.3	0.9
性別	男性	29.3	73.2	24.6	4.6	0.8
	女性	36.0	63.0	17.0	7.4	1.0

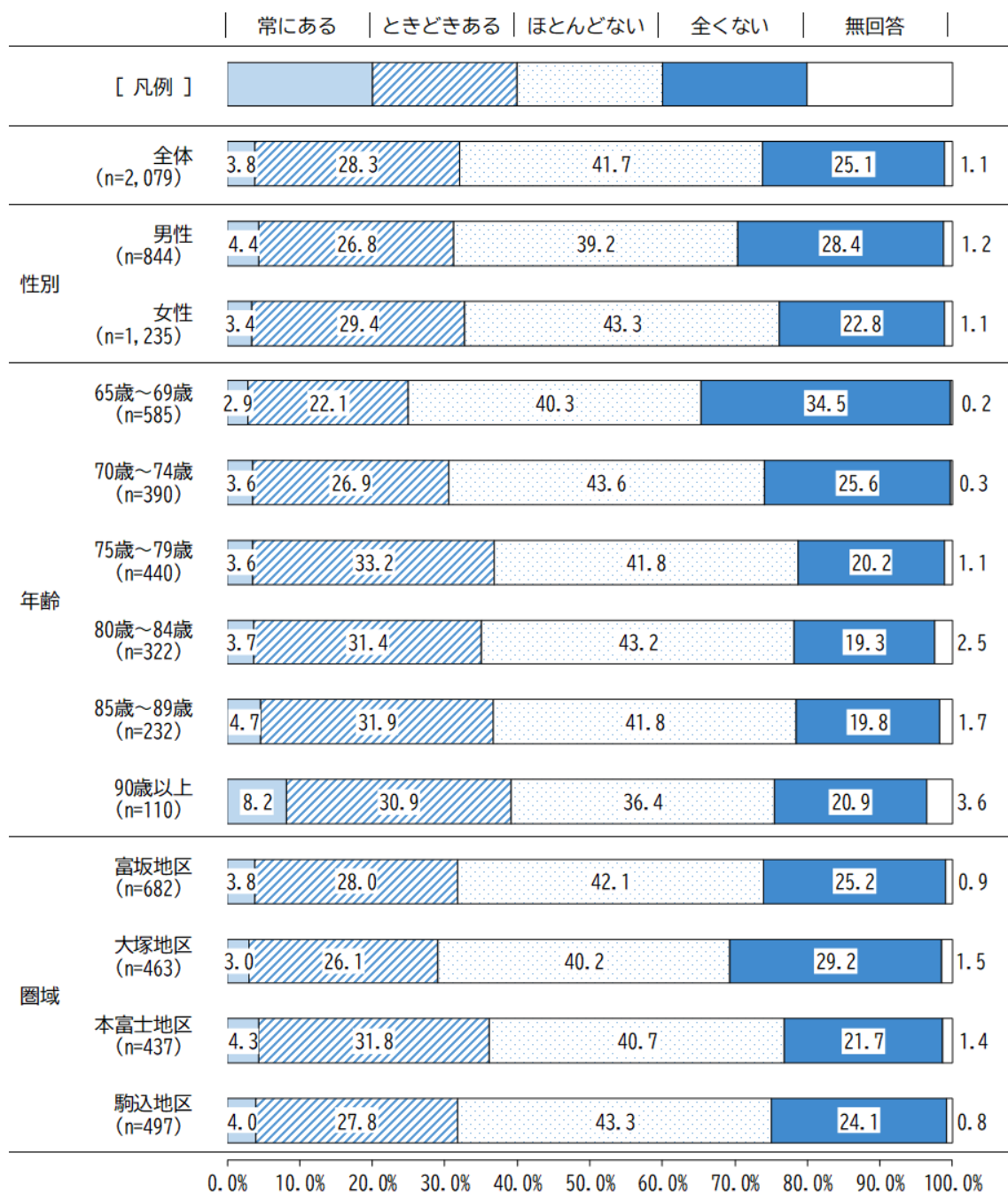
③孤独・孤立感

○「ほとんどない」が41.7%で最も多く、次いで「ときどきある」が28.3%、「全くない」が25.1%となっています。

○年齢別でみると、年齢があがるにつれて「常にある」の割合があがる傾向にあります。

【図表】3-23 孤独・孤立感

〈第1号・要支援〉

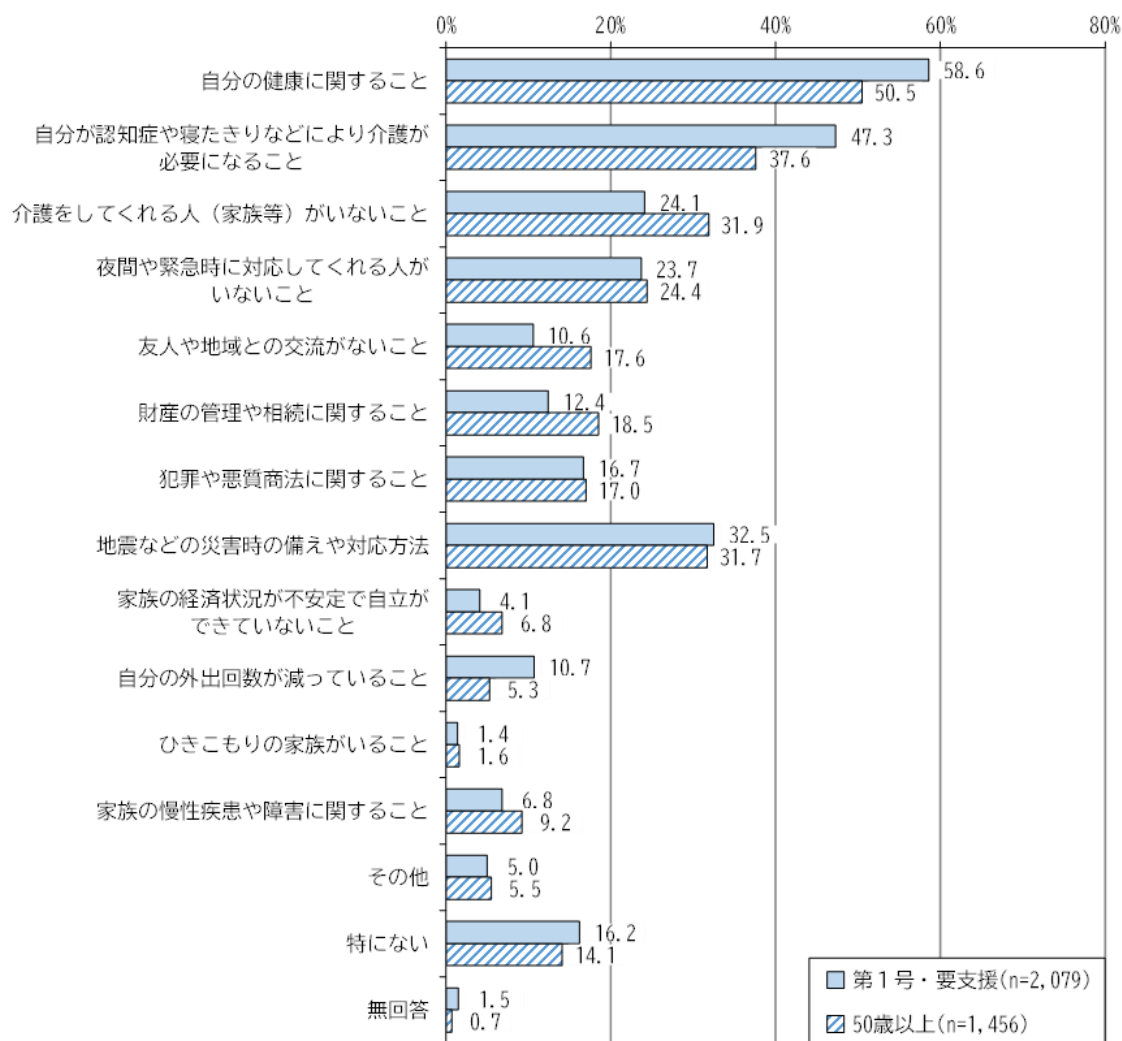


④現在の生活上の不安

○〈第1号・要支援〉、〈50歳以上〉ともに「自分の健康に関すること」が最も割合が高く、次に「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」の順に高くなっています。

【図表】3-24 現在の生活の不安（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上〉

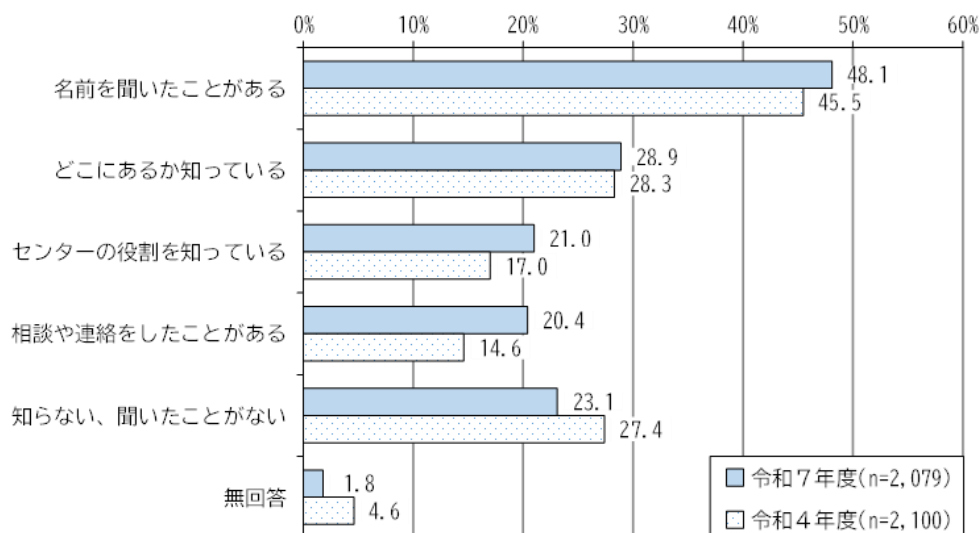


⑤高齢者あんしん相談センターの認知度

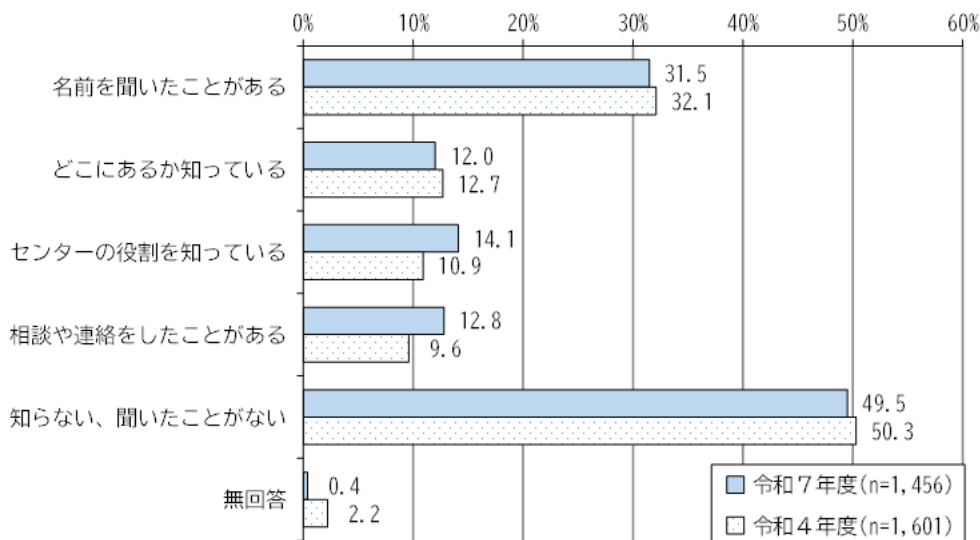
○認知度は前回より高まっていますが、一方で「知らない、聞いたことがない」との回答が〈第1号・要支援〉で23.1%、〈50歳以上〉で49.5%、〈在宅介護〉で13.6%となっています。

【図表】3-25 高齢者あんしん相談センターの認知度（複数回答）

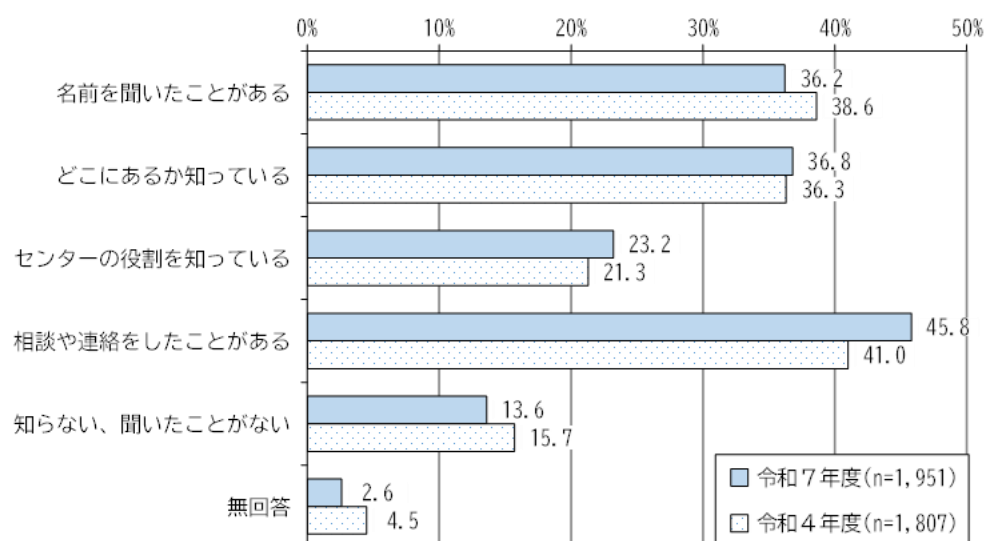
〈第1号・要支援〉



〈50歳以上〉



〈在宅介護〉



〔主な課題等〕

- ・高齢者が地域活動に参加するためのきっかけづくりを行うとともに、活動の場の支援や普及啓発を強化すること
- ・すでに携帯電話やスマートフォンを所有する高齢者に対する効率的な情報発信を強化すると同時に、所有していない高齢者も一定数いることを踏まえ、すべての高齢者を取り残すことのないような情報発信をすること
- ・高齢者が感じる孤独や孤立を和らげるため、75歳以上の後期高齢者世代を中心に地域での見守り体制の強化や居場所づくり支援を実施すること
- ・介護が必要となった本人や家族が、課題を抱え込むことなくスムーズにサービスに繋がるよう、50歳以上の現役世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めること

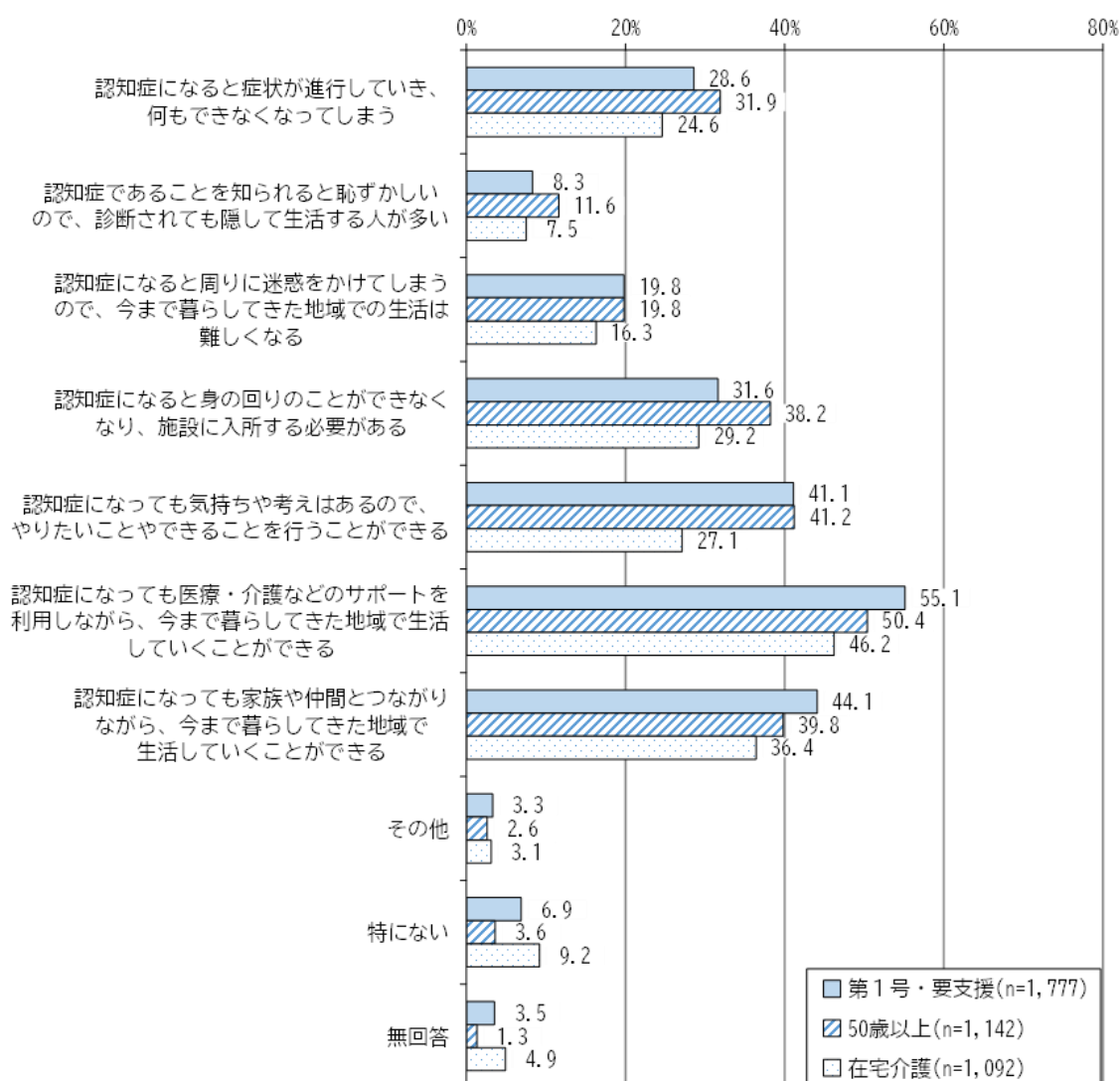
(2) 認知症について

①認知症のイメージについて

○いずれの対象者においても、「認知症になっても医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していくことができる」が最も高くなっています。

【図表】3-26 認知症のイメージについて（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

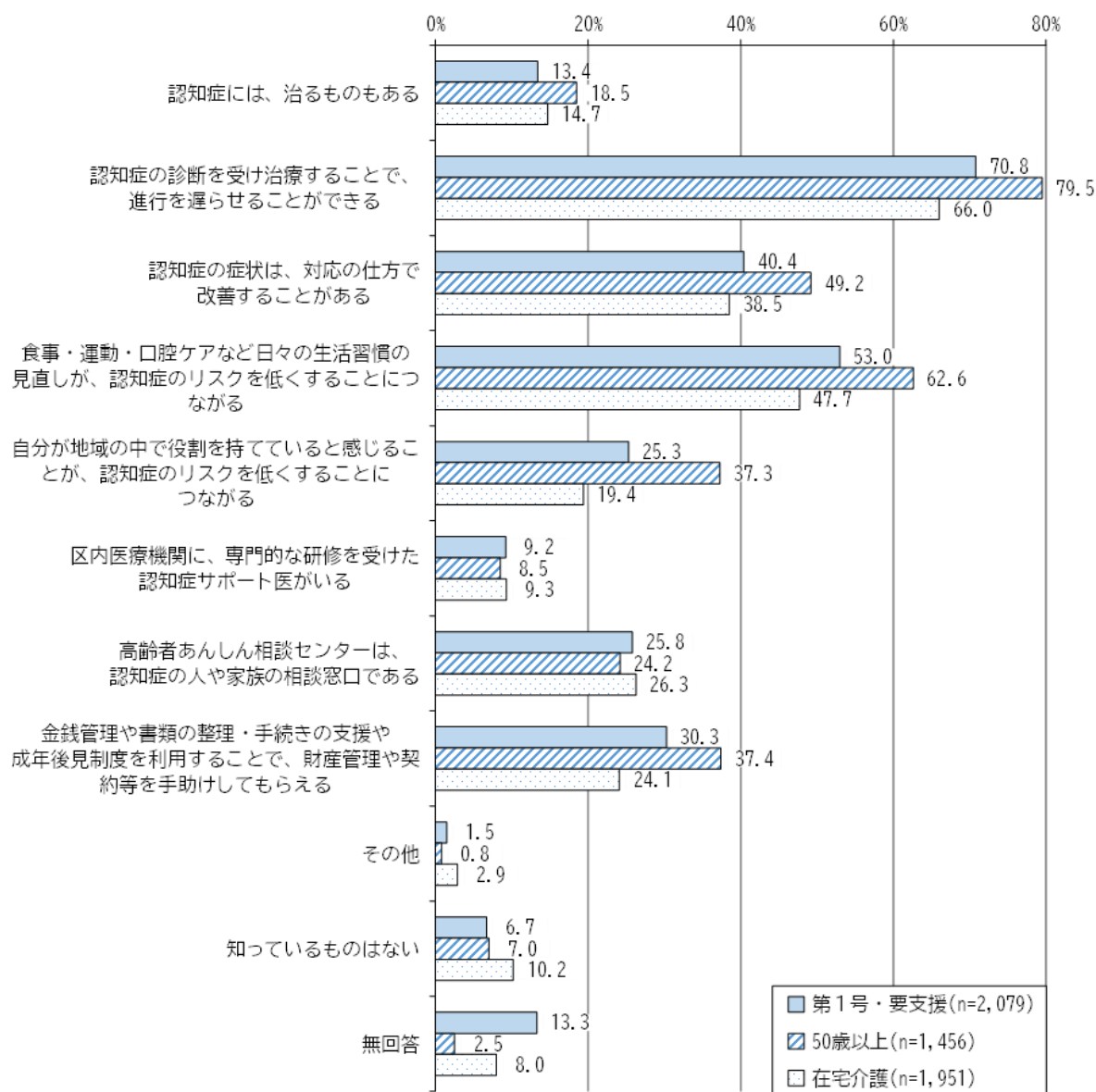


②認知症についての知識

○いずれの対象者においても、「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も多く、次いで「食事・運動・口腔ケアなど日々の生活習慣の見直し」が、認知症のリスクを低くすることにつながる」が多くなっています。

【図表】3-27 認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



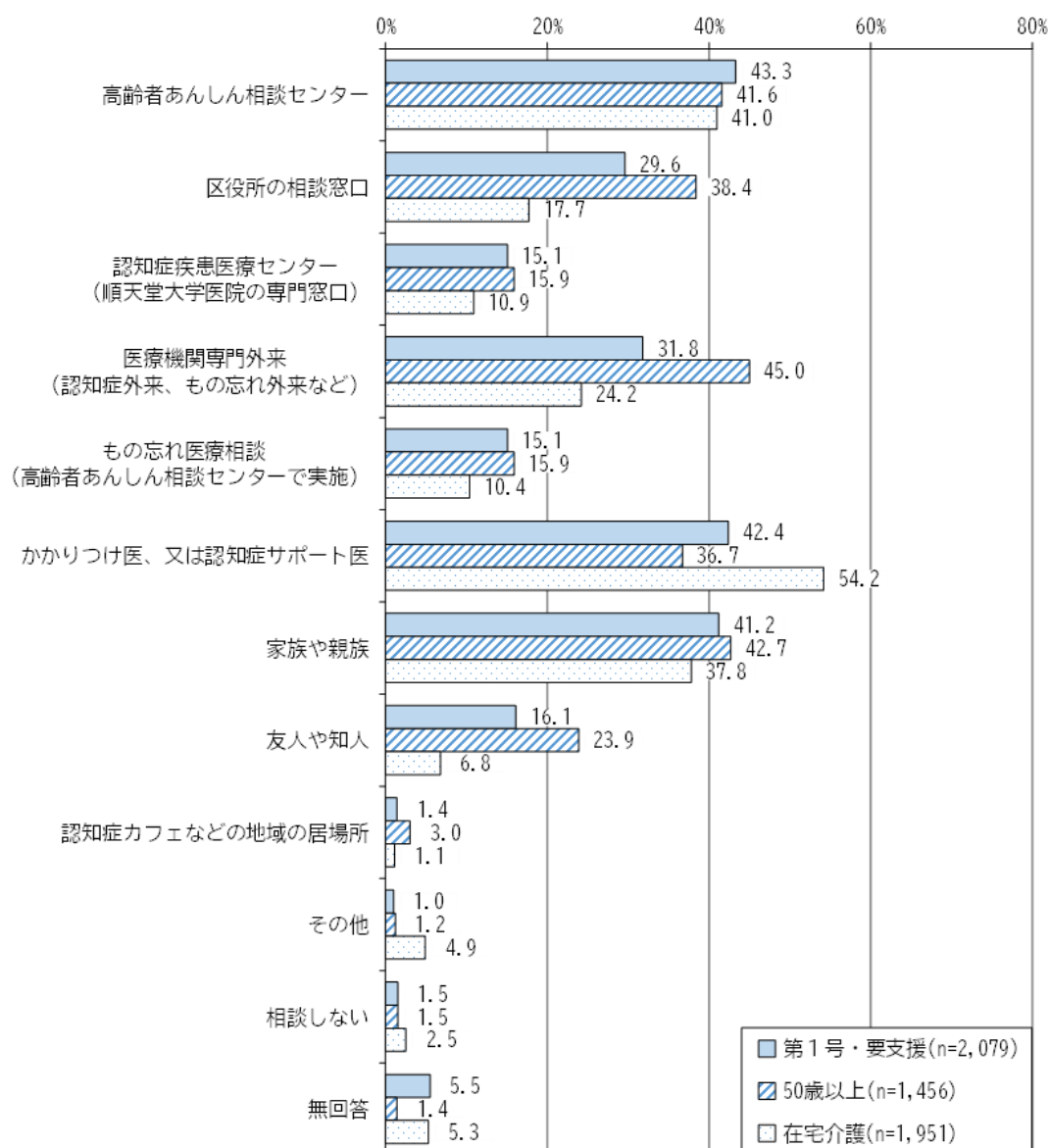
③認知症の相談窓口について

○〈50歳以上〉では、「医療機関専門外来」の45.0%を筆頭に、「高齢者あんしん相談センター」、「区役所の相談窓口」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「家族や親族」も4割前後と、意向が多岐にわたっています。

○〈第1号・要支援〉と〈在宅介護〉では、「高齢者あんしん相談センター」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「家族や親族」の割合が高くなっています。

【図表】3-28 利用が想定される認知症相談窓口について（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

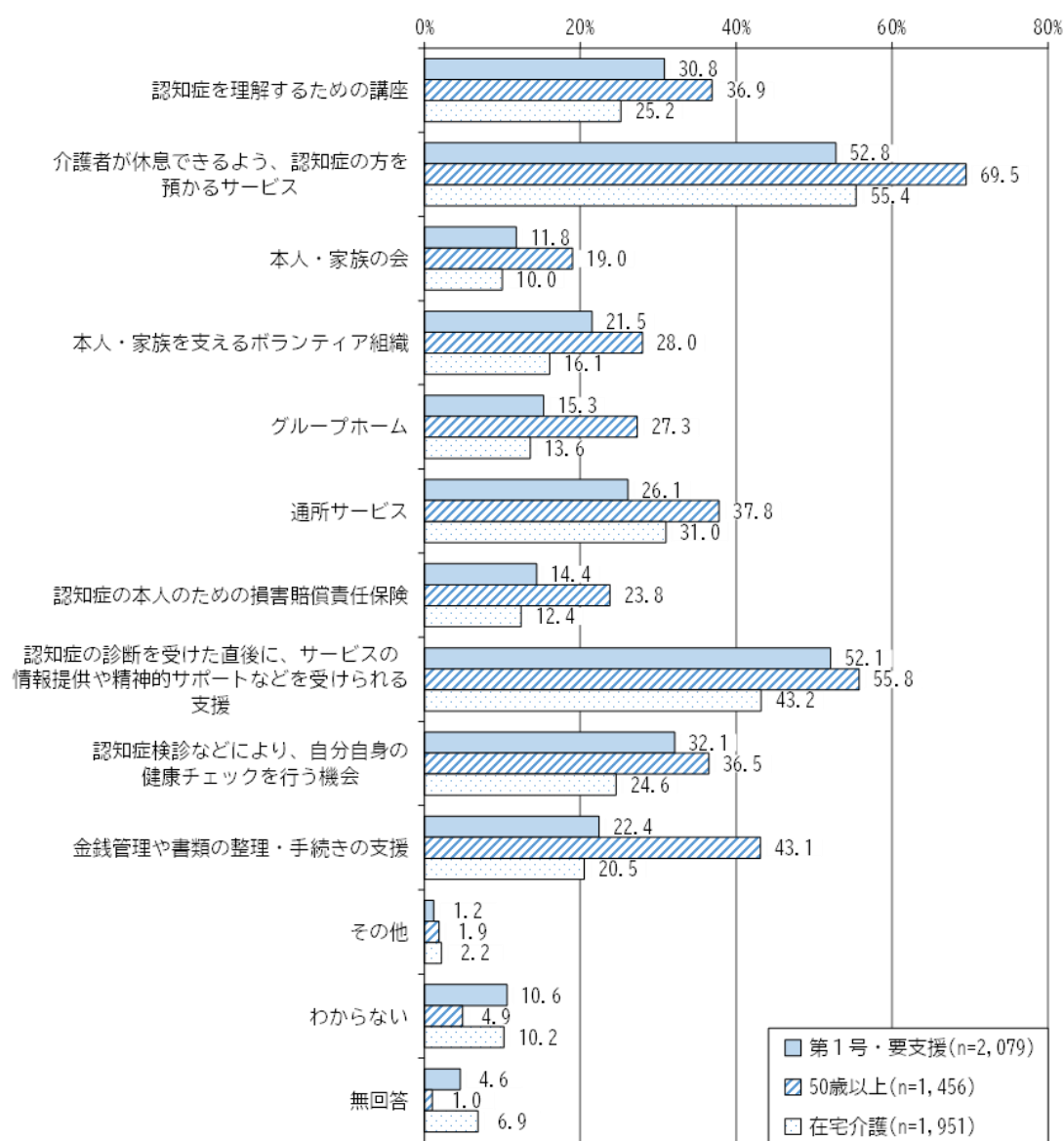


④本人や家族への支援について

○いずれの対象者においても、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」が最も多く、次いで「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が多くなっています。

【図表】 3-29 認知症に対する本人や家族への支援について（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



〔主な課題等〕

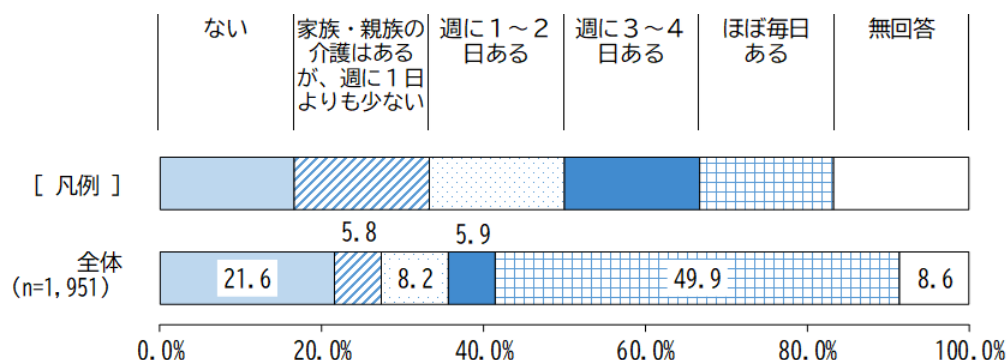
- ・認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制を推進すること
- ・認知症になっても生きがいを持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域でのつながりや理解・協力を得ること

(3) 家族介護者の状況について

①介護の実施状況

○〈在宅介護〉介護者からの介護について、「ほぼ毎日ある」が49.9%で最も多くなっています。

【図表】3-30 家族又は親族から介護を受けている頻度
〈在宅介護〉

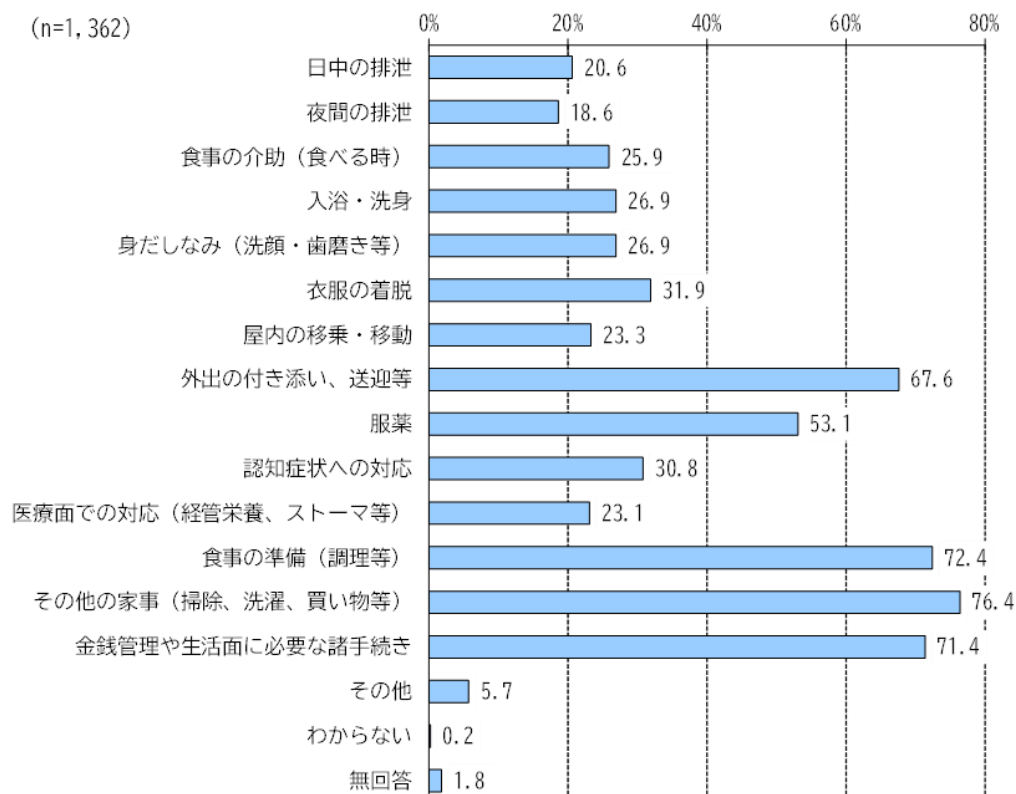


②主な介護者が、現在行っている介護、不安に感じる介護

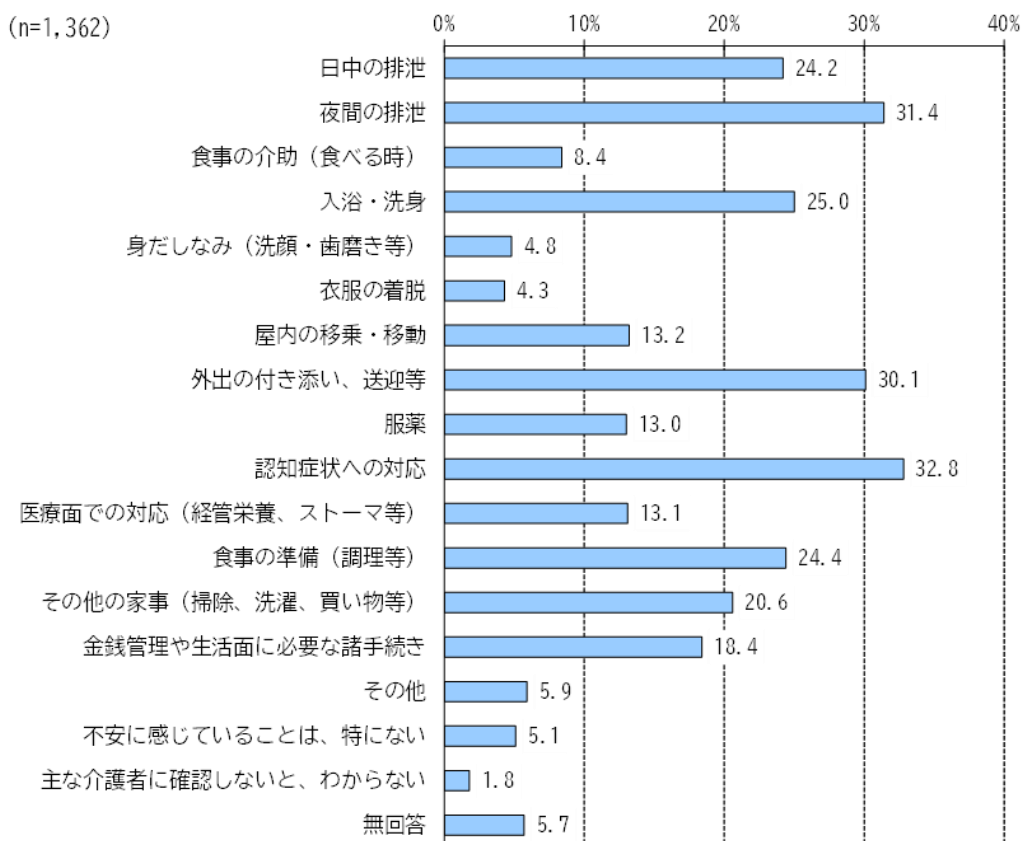
○現在行っている介護としては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が76.4%で最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が72.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が71.4%となっています。

○現在の生活を継続していくにあたって、介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」が32.8%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が31.4%、「外出の付き添い、送迎等」が30.1%となっています。

【図表】3-31 主な介護者が、現在行っている介護（複数回答）
〈在宅介護〉



【図表】3-32 主な介護者が、不安に感じる介護（複数回答）
〈在宅介護〉

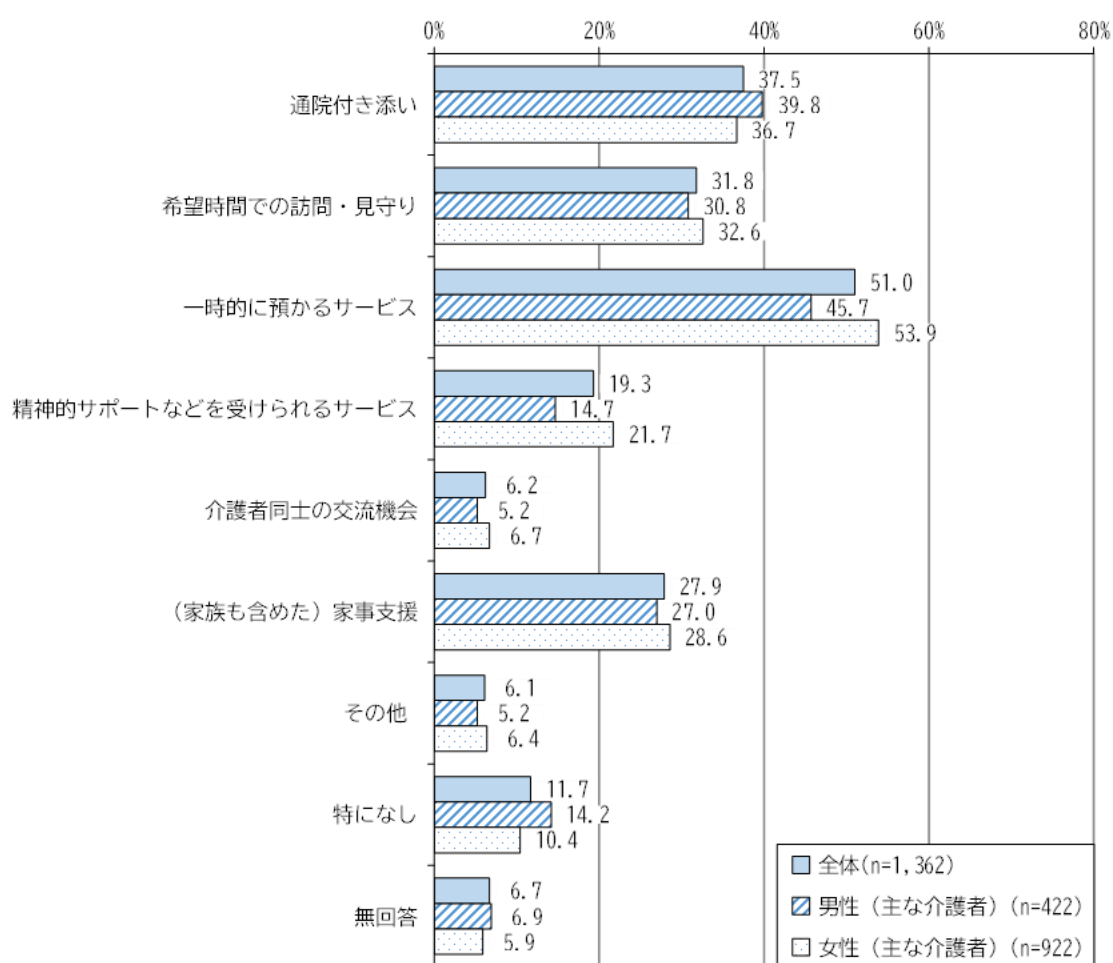


③主な介護者に必要な支援

○「一時的に預かるサービス」が51.0%で最も多く、次いで「通院付き添い」が37.5%、「希望時間での訪問・見守り」が31.8%となっています。

○主な介護者の性別でみると、「一時的に預かるサービス」、「精神的サポートなどを受けられるサービス」で男性より女性の割合が高くなっています。

【図表】3-33 主な介護者に必要な支援（複数回答）
〈在宅介護〉



〔主な課題等〕

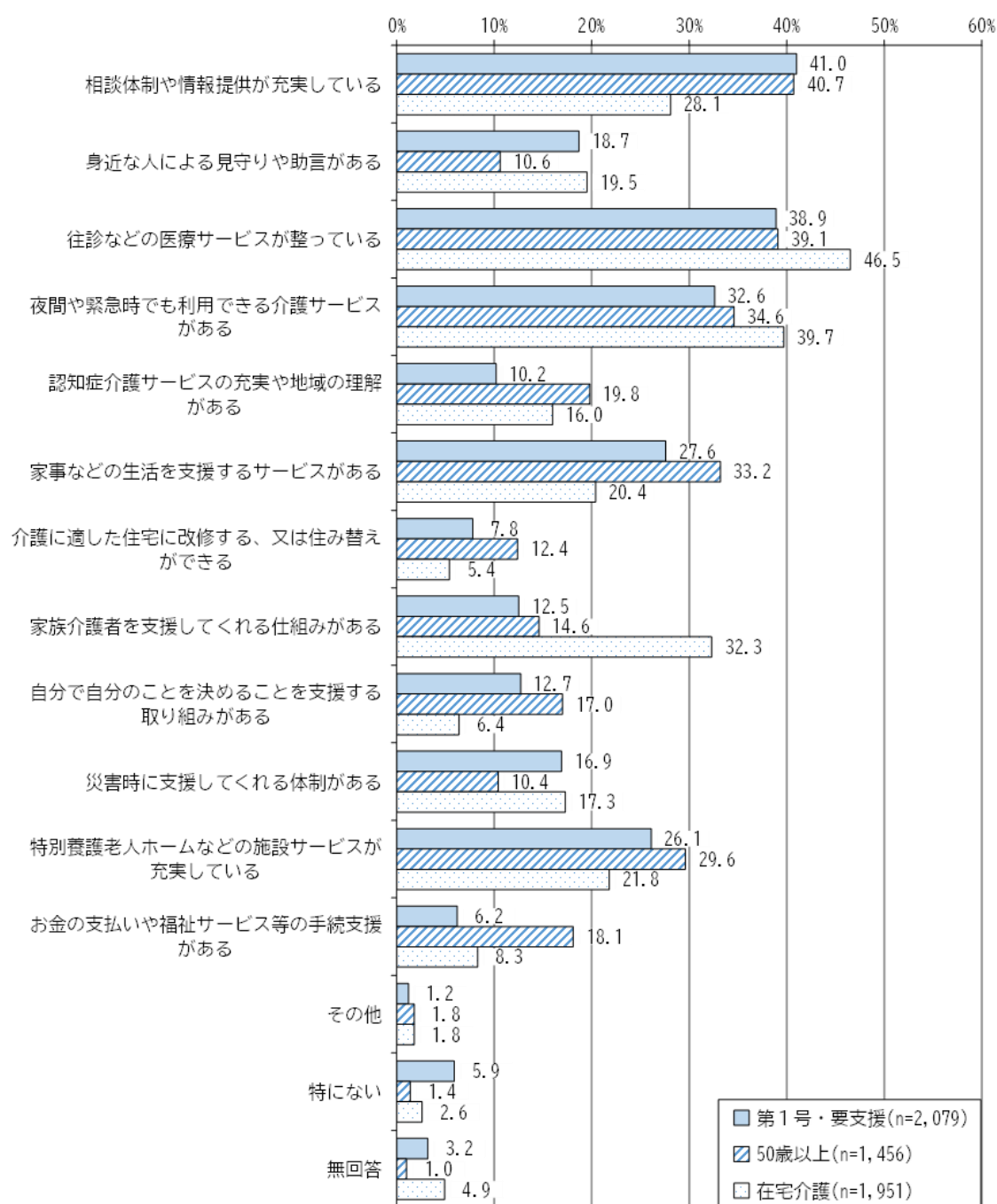
- ・在宅での生活を継続していくために、家族介護者の身体的・精神的負担を軽減すること
- ・家族介護者への相談体制を充実させること

(4) 医療・介護の連携について

①介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと

○〈第1号・要支援〉と〈50歳以上〉では、「相談体制や情報提供が充実している」が、〈在宅介護〉では「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

【図表】3-34 介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）
〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



②終末期を迎えたい場所

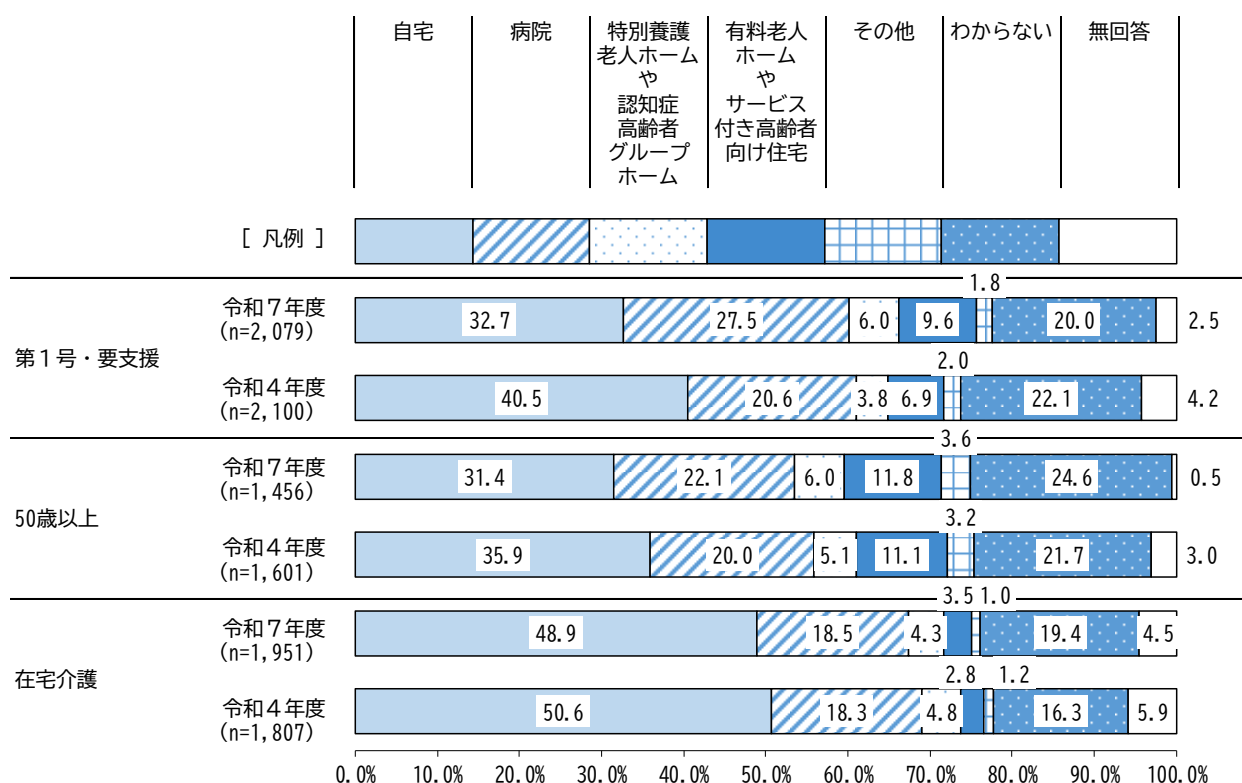
○いずれの対象者においても「自宅」が最も多く、〈在宅介護〉が48.9%、〈第1号・要支援〉が32.7%、〈50歳以上〉が31.4%となっています。

○前回（令和4年度）調査結果と比較すると、〈第1号・要支援〉と〈50歳以上〉では、「自宅」の割合が減り、「病院」の割合が増えています。

○いずれの対象者においても、「わからない」が2割程度となっています。

【図表】3-35 終末期を迎えたい場所

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



③在宅医療の認知度

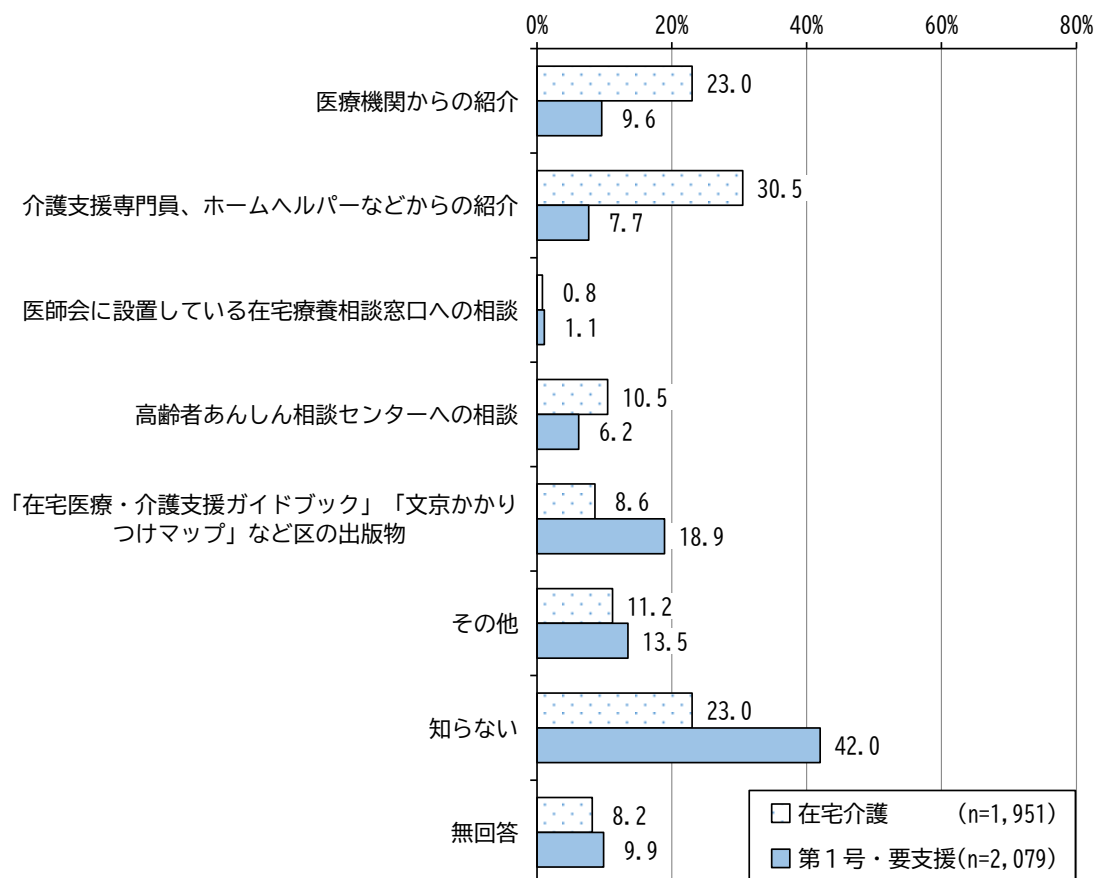
○在宅医療を認知したきっかけは、〈在宅介護〉では「介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介」が30.5%で最も多く、次いで「医療機関からの紹介」となっています。

○〈第1号・要支援〉では、「在宅医療・介護支援ガイドブック」「文京かかりつけマップ」など区の出版物の順となっています。

○在宅医療を「知らない」が〈在宅介護〉で2割以上、〈第1号・要支援〉では4割以上と、いずれも高い数値となっています。

【図表】3-36 在宅医療の認知度（複数回答）

〈在宅介護、第1号・要支援〉



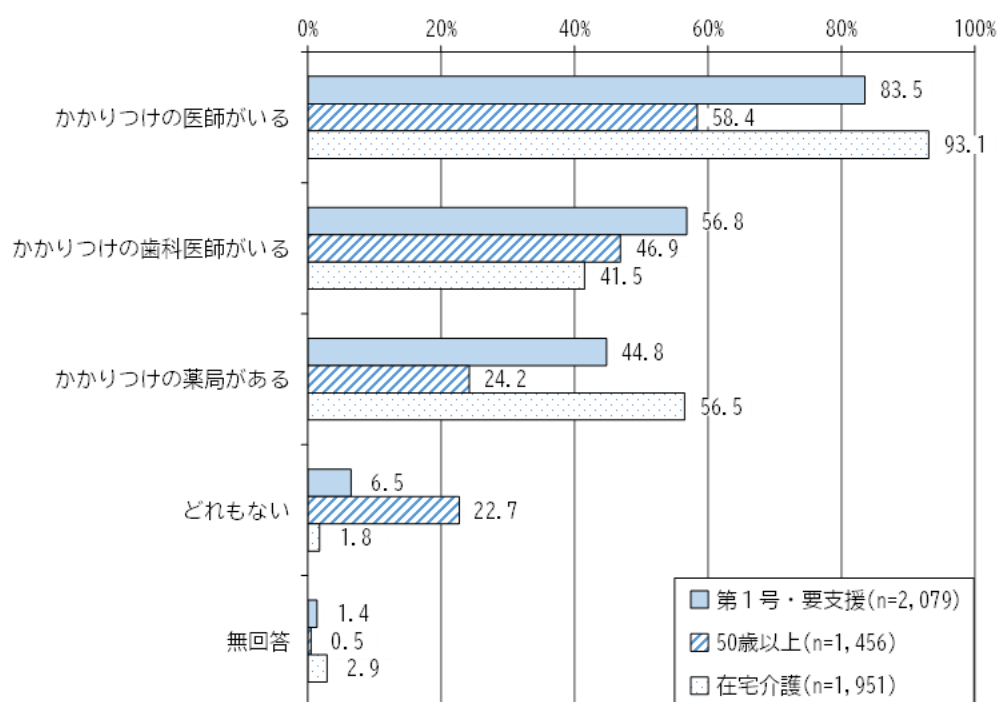
④かかりつけ医・歯科医・薬局の有無

○いずれの対象者においても、「かかりつけの医師がいる」が最も高く、なかでも、〈在宅介護〉が約9割、〈第1号・要支援〉が約8割となっています。

○〈第1号・要支援〉では、「かかりつけの歯科医師がいる」が56.8%、〈在宅介護〉では、「かかりつけの薬局がある」が56.5%と、他の対象者より高くなっています。

【図表】3-37 かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

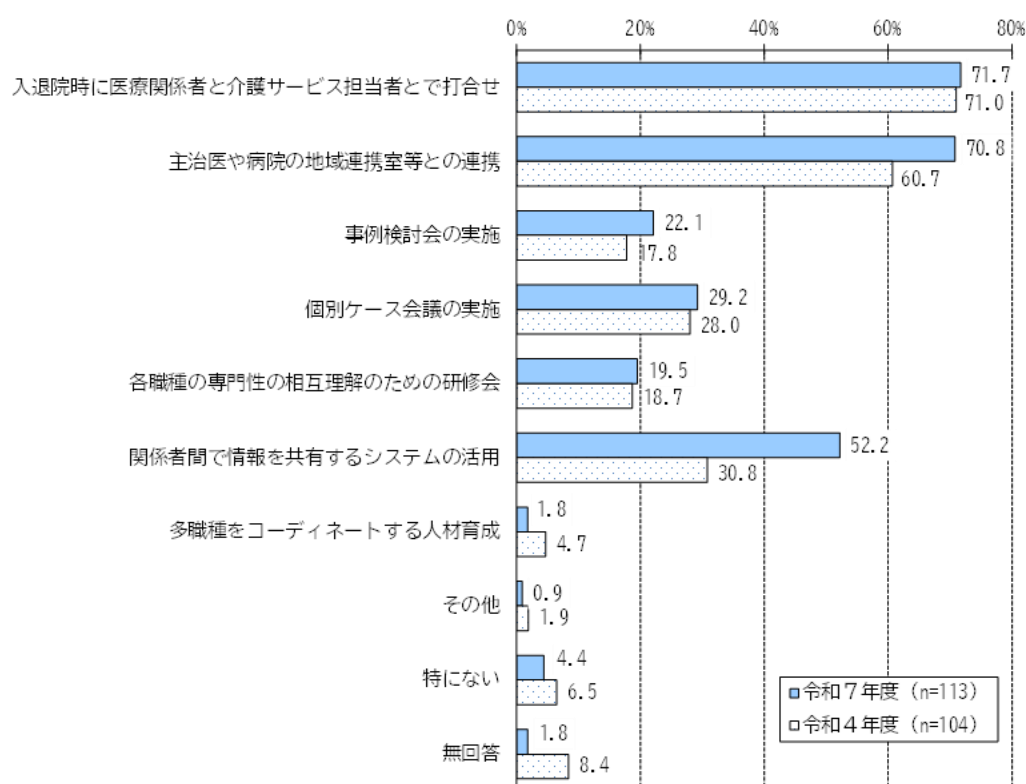


⑤医療連携の取組

○介護サービス事業者が具体的に行っている取組として、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者との打合せ」が71.7%で最も多く、次いで「主治医や病院の地域連携室等との連携」が70.8%となっています。

○前回調査結果と比較すると「関係者間で情報を共有するシステムの活用」が21.4ポイント上昇しています。

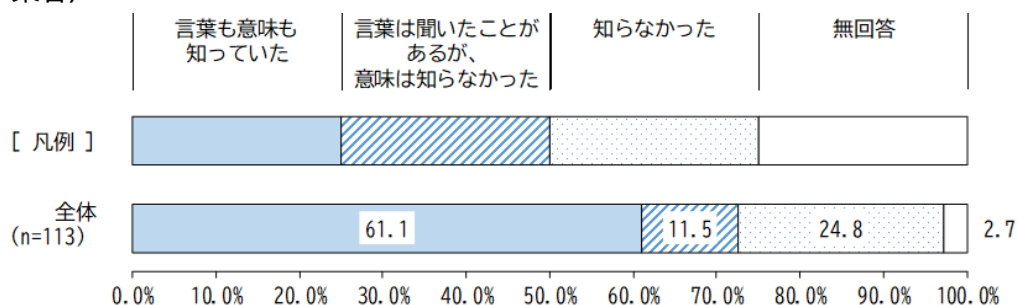
【図表】3-38 医療連携の取組（複数回答）
〈事業者〉



⑥ACPの認知度

○介護サービス事業者のうち、「言葉も意味も知っていた」が61.1%で最も多く、次いで「知らなかった」が24.8%、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった」が11.5%となっています。

【図表】3-39 ACPの認知度
〈事業者〉



〔主な課題等〕

- ・ 住み慣れた自宅において、継続して医療サービスを受けられるしくみづくりを推進するとともに、介護サービス事業所、医療機関等と協働し在宅医療・介護連携の普及啓発を図ること
- ・ 終末期を迎えたい場所として、「自宅」と回答する人が減少傾向にあるが、これは在宅医療の認知度が低いことが一因と考えられるため、在宅医療の普及啓発を行うと同時に、看取りまでを含む在宅医療体制を強化すること
- ・ 一方、終末期を迎えたい場所を「わからない」と回答する人が2割程度いるが、これはACPの認知度が低いことが一因と考えられるため、ACPの普及啓発を広く行うと共に、事業者への理解を促す。
- ・ 50歳以上の現役世代からかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及促進を図ること
- ・ 介護サービス事業所と医療機関等、多職種間の情報共有を強化し、複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、切れ目のない連携体制を構築すること
- ・ 本人が望む医療やケアを受けることができるよう、ACPの普及啓発を行うこと

(5) 住まい方について

①現在の住まいについて

○現在の住居形態は、〈50歳以上〉では持家の割合が低くなっており、特に一戸建ての割合が顕著に低くなっています。

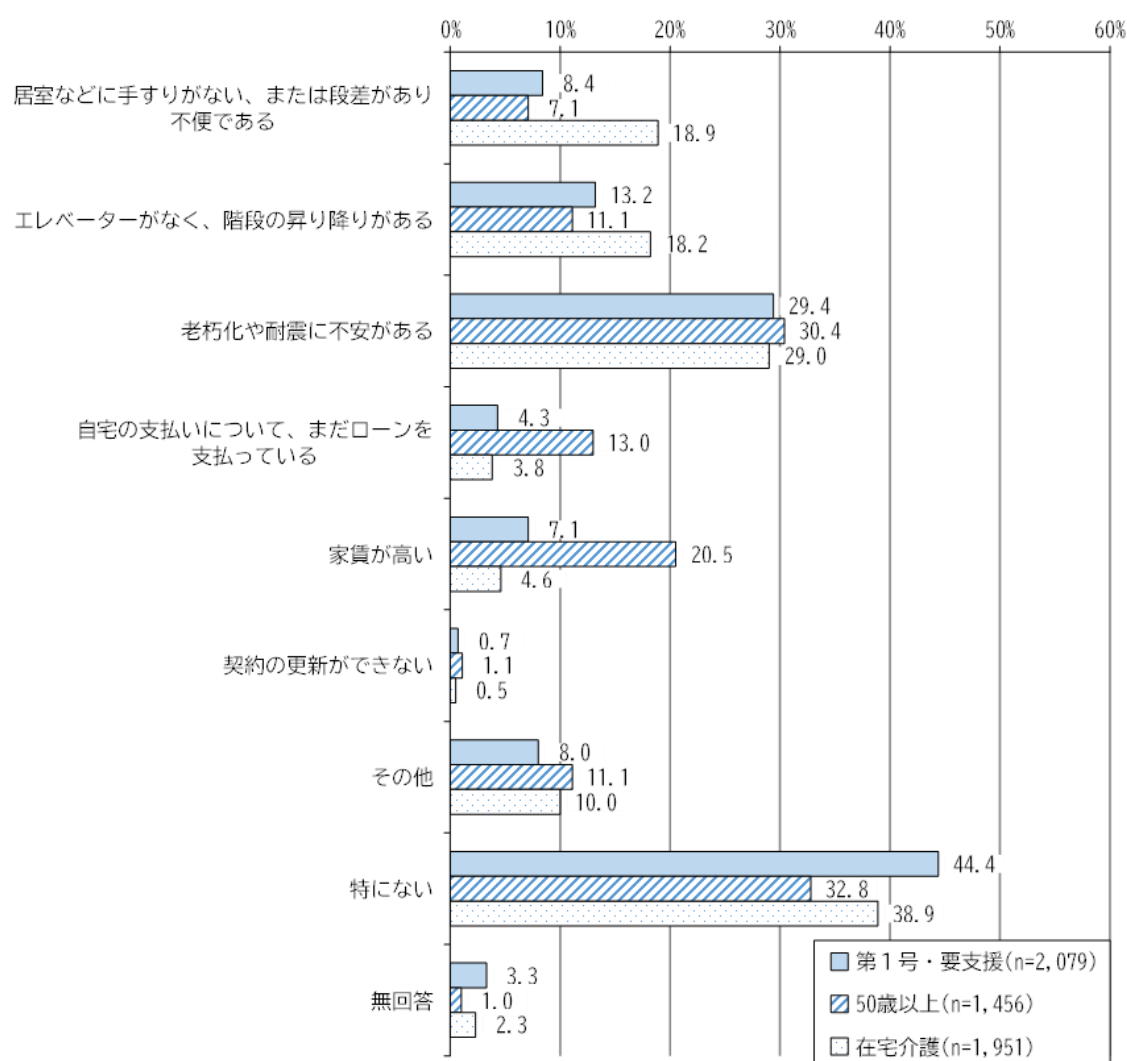
【図表】3-40 現在の住まいについて
〈50歳以上、第1号・要支援、在宅介護〉

(単位：％)

	回答者数 (人)	持家 (一戸建て)	持家 (集合住宅)	公営賃貸住宅	民間賃貸住宅 (一戸建て)	民間賃貸住宅 (集合住宅)	借家	その他	無回答
50歳以上	1,456	17.5	38.3	1.4	1.4	37.4	1.9	1.6	0.5
第1号・要支援	2,079	38.5	37.6	1.9	0.8	16.2	2.0	1.9	1.1
在宅介護	1,951	52.7	29.5	3.3	0.7	8.6	1.5	2.4	1.2

○住まいについて不便や不安を感じていることは、〈在宅介護〉では、「居室などに手すりが無い、または段差があり不便である」「エレベーターがなく、階段の昇り降りがある」が、他の対象者より高くなっています。

【図表】3-41 住まいについて不便や不安を感じていること（複数回答）
〈50歳以上、第1号・要支援、在宅介護〉



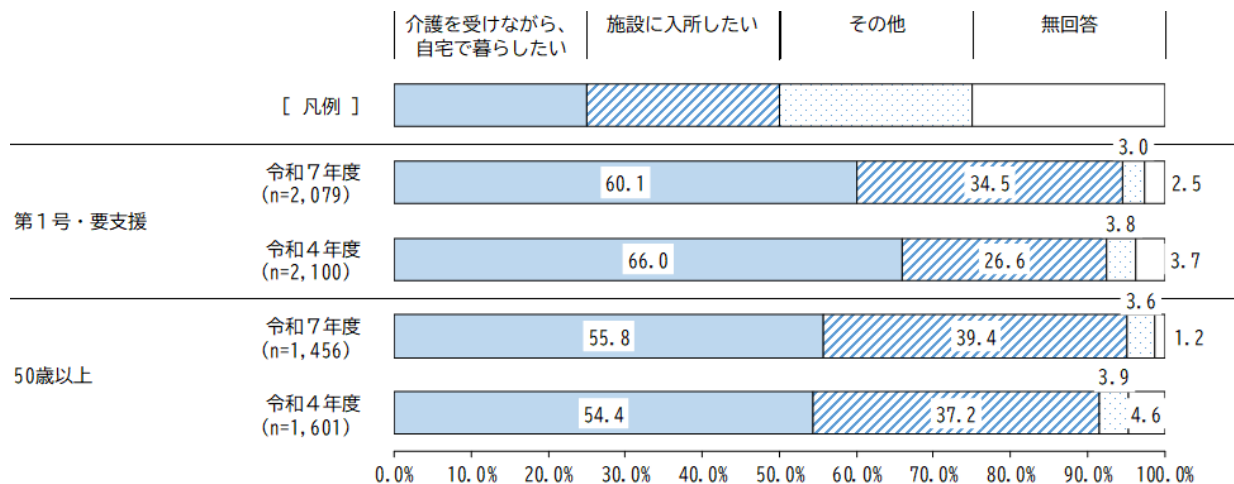
②介護が必要になった場合に希望する暮らし方

○「介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。

○前回（令和4年度）調査結果と比較すると、「施設に入所したい」の割合がやや上昇しています。

【図表】3-42 希望する暮らし方

〈第1号・要支援、50歳以上〉

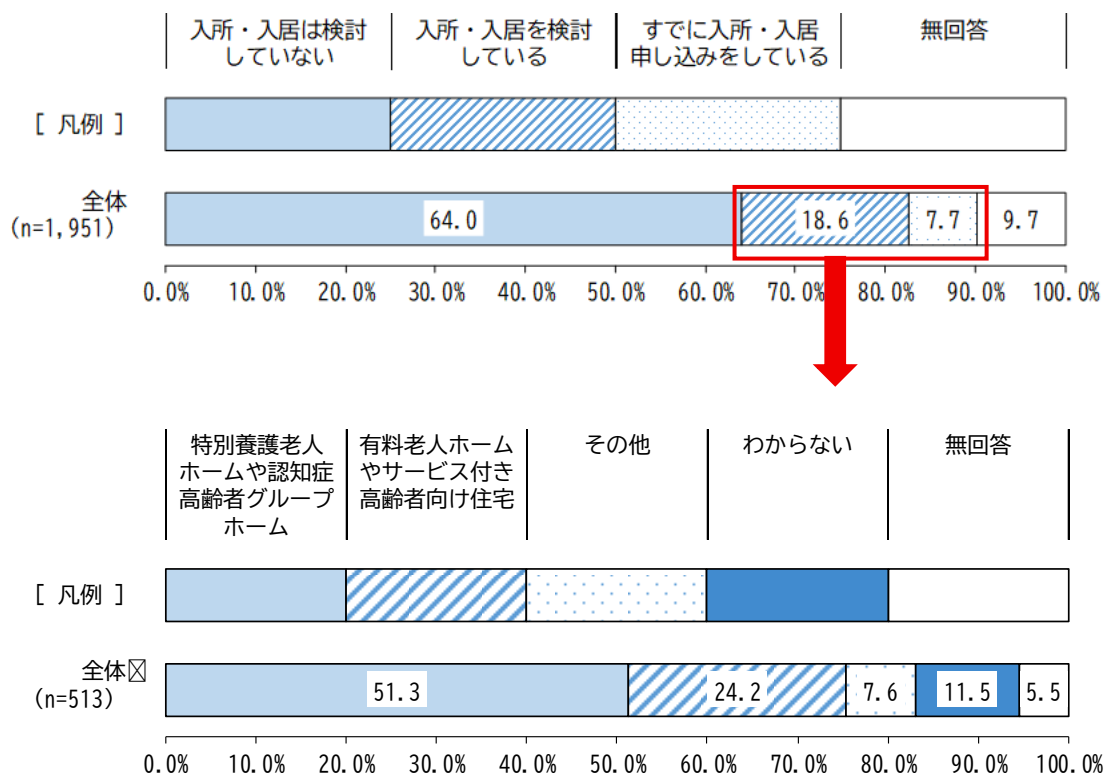


③施設等への入所・入居について

- 〈在宅介護〉では、「入所・入居は検討していない」が64.0%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が18.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が7.7%となっています。
- 入所・入居を検討、または申し込みしている方のなかで、検討・申し込みをしている施設としては、「特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム」が51.3%で最も多くなっています。

【図表】3-43 施設等への入所・入居について

〈在宅介護〉



〔主な課題等〕

- ・住み慣れた地域において、自立して住み続けるため、引き続き、適切な福祉用具の使用や住宅改修等の支援をすること
- ・介護が必要になっても、在宅生活の継続や、高齢者向け施設の入所など、本人の希望に沿った住まいを確保すること

(6) 介護人材について

①従業員採用者数と離職者数

○1年間の採用者数については、前回調査（令和3年度採用・離職者）と比較して、全体としては増加しています。

【図表】3-44 従業員採用者数と離職者数

(単位：人)

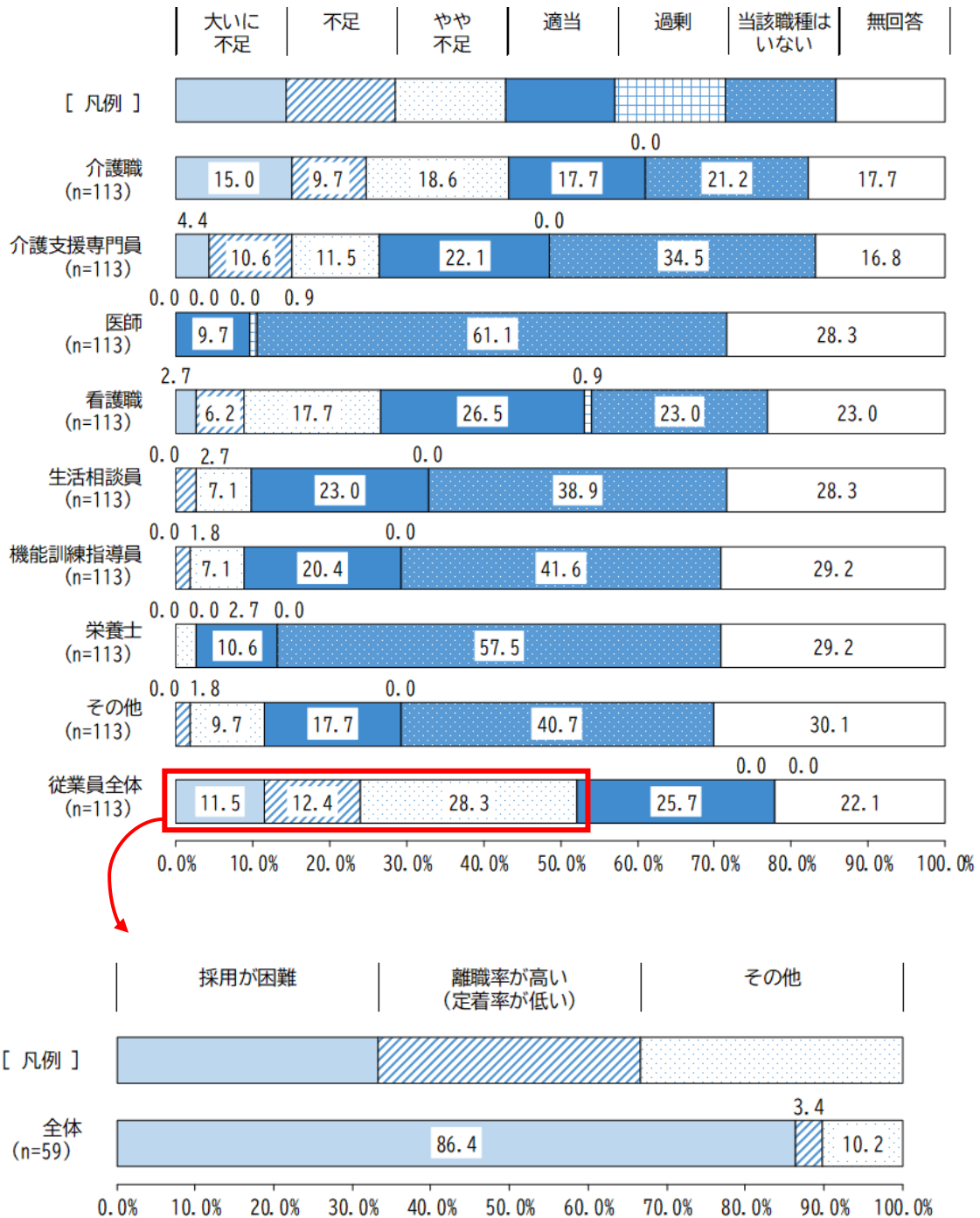
	採用者数		離職者数	
	訪問介護 職員	その他の 介護職員	訪問介護 職員	その他の 介護職員
今回調査 (113 事業者)	34	119	33	98
前回調査 (107 事業者)	42	86	28	83

②従業員の過不足状況、不足の主な理由、影響

○職種別でみると、介護職では『不足』（大いに不足～やや不足）しているという回答が43.3%、介護支援専門員では26.5%、看護職では26.6%となっています。

○従業員全体では、『不足』が52.2%となっています。『不足』の理由としては、「採用が困難」が86.4%で最も多くなっています。

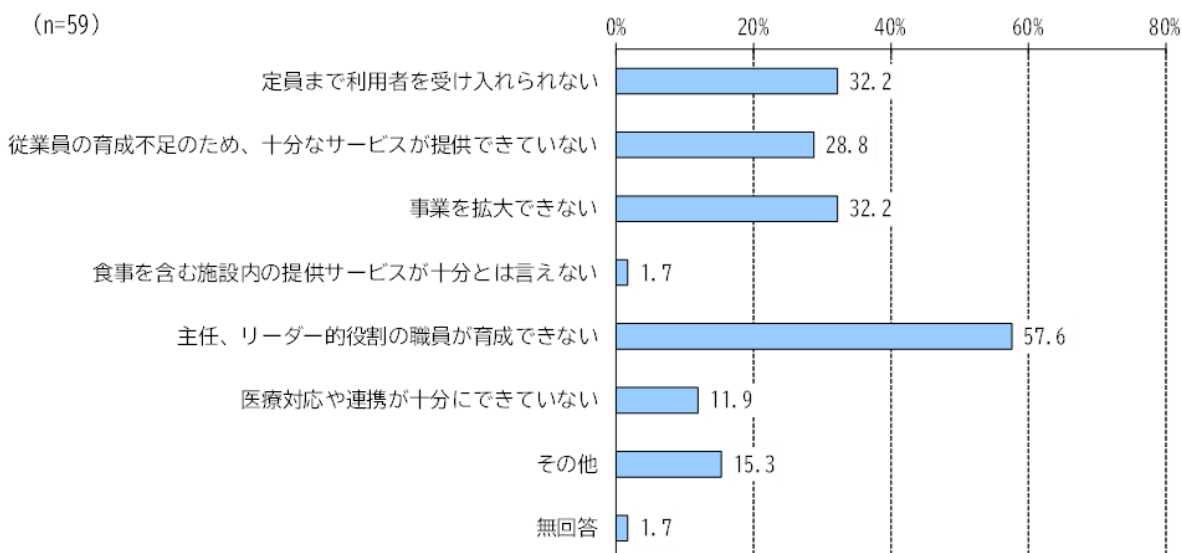
【図表】 3-45 従業員の過不足状況、不足の主な理由
〈事業者〉



○従業員が不足していることによる影響として、「主任、リーダー的役割の職員が育成できない」が57.6%で最も多く、次いで「定員まで利用者を受け入れられない」、「事業を拡大できない」、「従業員の育成不足のため、十分なサービスが提供できていない」の順となっています。

【図表】3-46 従業員不足による影響（複数回答）

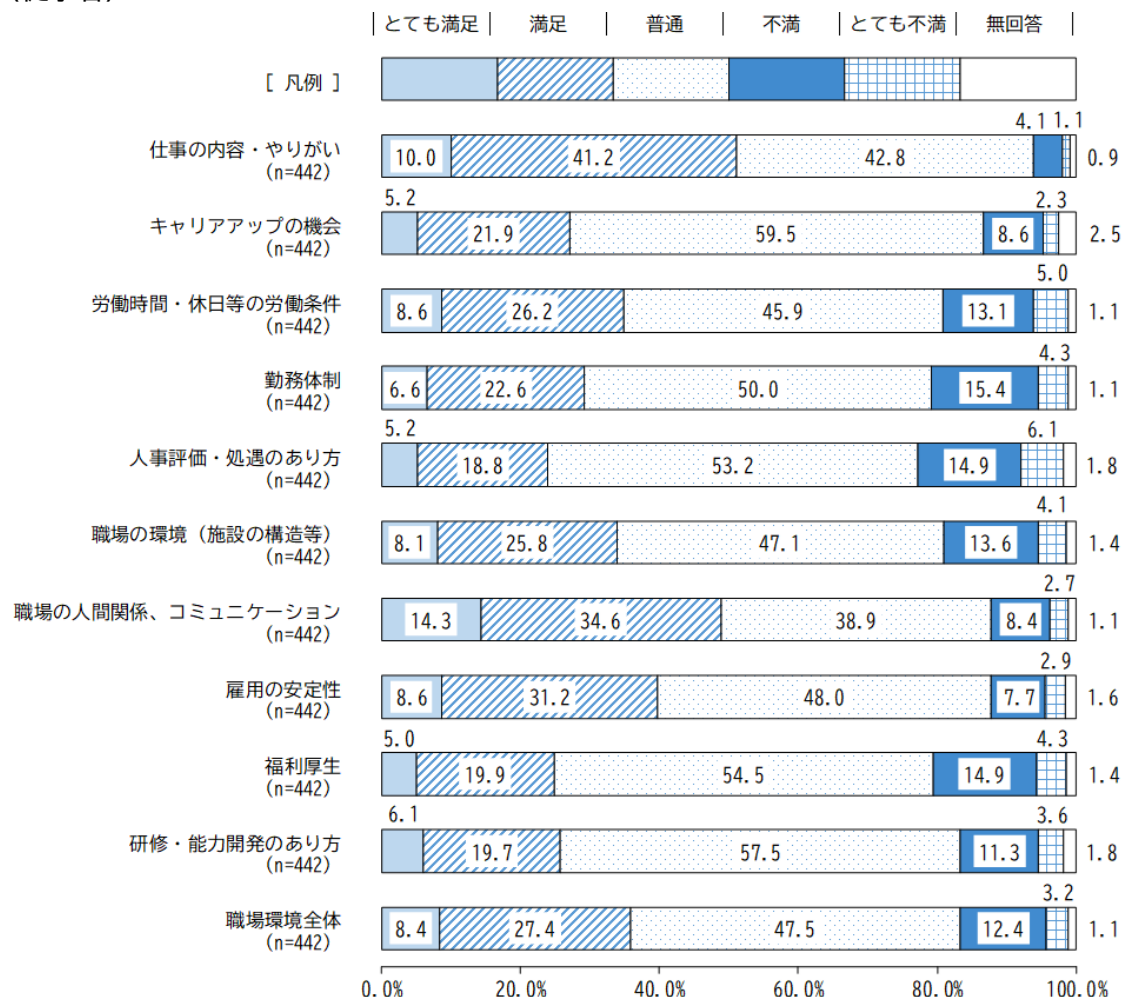
〈事業者〉



③仕事の満足度

○「とても満足」と「満足」を合わせた『満足』とする割合をみると、「仕事の内容・やりがい」が51.2%と最も高く、次いで、「職場の人間関係、コミュニケーション」が48.9%となっています。

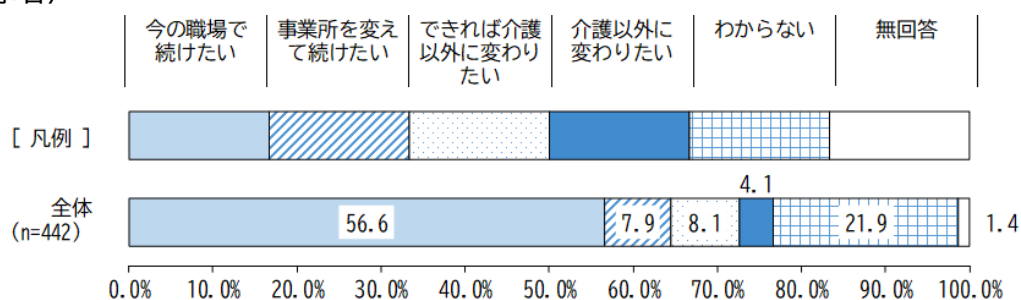
【図表】3-47 仕事の満足度
〈従事者〉



④介護の仕事の継続意向

○「今の職場で続けたい」が56.6%で最も多く、次いで「わからない」が21.9%、「できれば介護以外に変わりたい」が8.1%となっています。

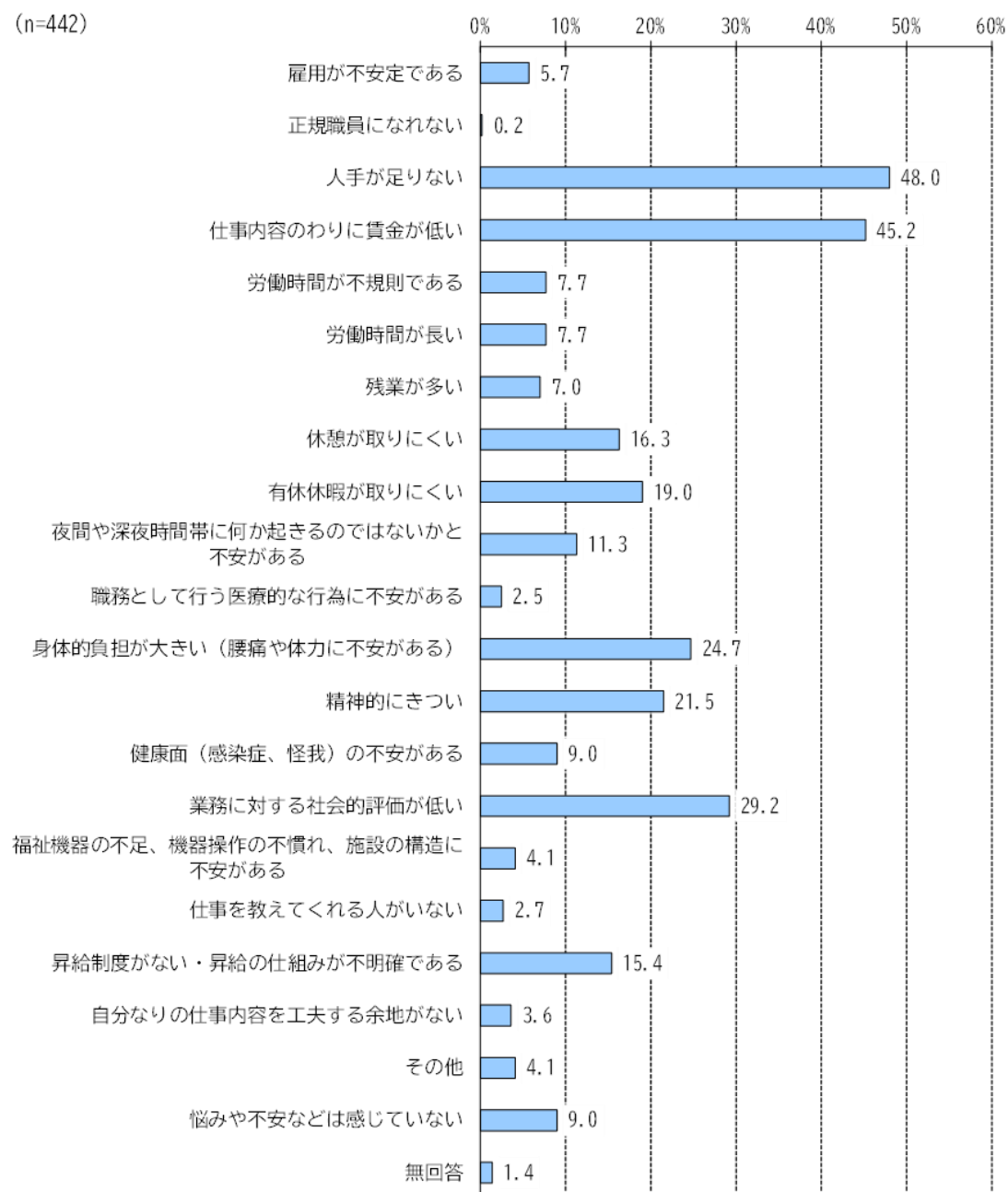
【図表】3-48 介護の仕事の継続意向
〈従事者〉



⑤労働条件などについて悩み、不安、不満

○「人手が足りない」が48.0%で最も多く、次いで「仕事内容のわりに賃金が低い」が45.2%、「業務に対する社会的評価が低い」が29.2%となっています。

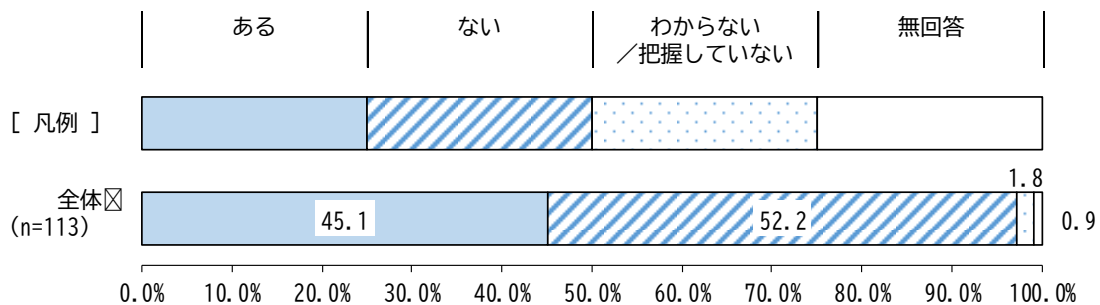
【図表】3-49 労働条件などについて悩み、不安、不満（複数回答）
〈従事者〉



⑥利用者や家族からのハラスメントの有無

○利用者やその家族からのハラスメントは、「ない」が52.2%、「ある」が45.1%となっています。

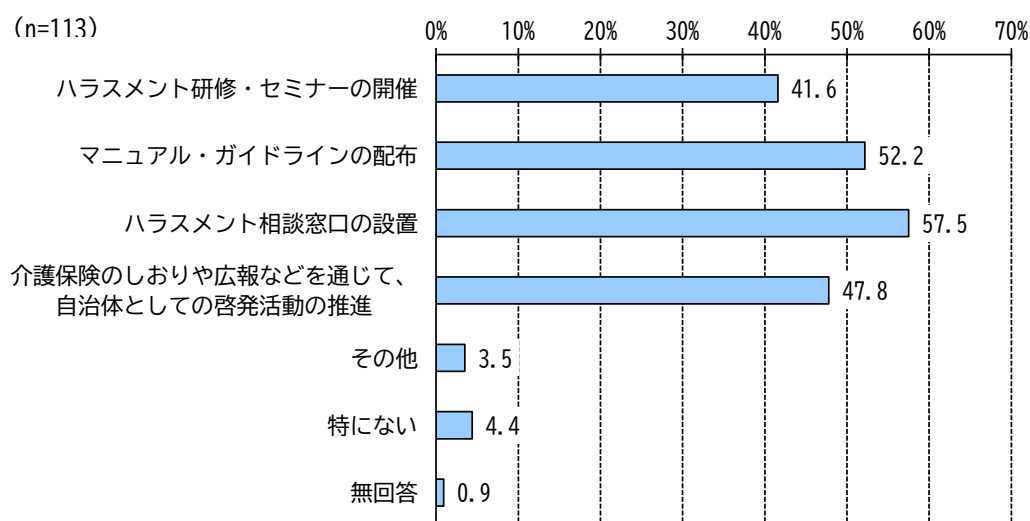
【図表】 3-50 利用者やその家族からのハラスメントの有無
〈事業者〉



⑦区に支援してほしい利用者や家族からのハラスメント対策

○「ハラスメント相談窓口の設置」が57.5%で最も多く、次いで「マニュアル・ガイドラインの配布」が52.2%、「介護保険のしおりや広報などを通じて、自治体としての啓発活動の推進」が47.8%となっています。

【図表】 3-51 ハラスメント対策として区に支援してほしいこと（複数回答）
〈事業者〉

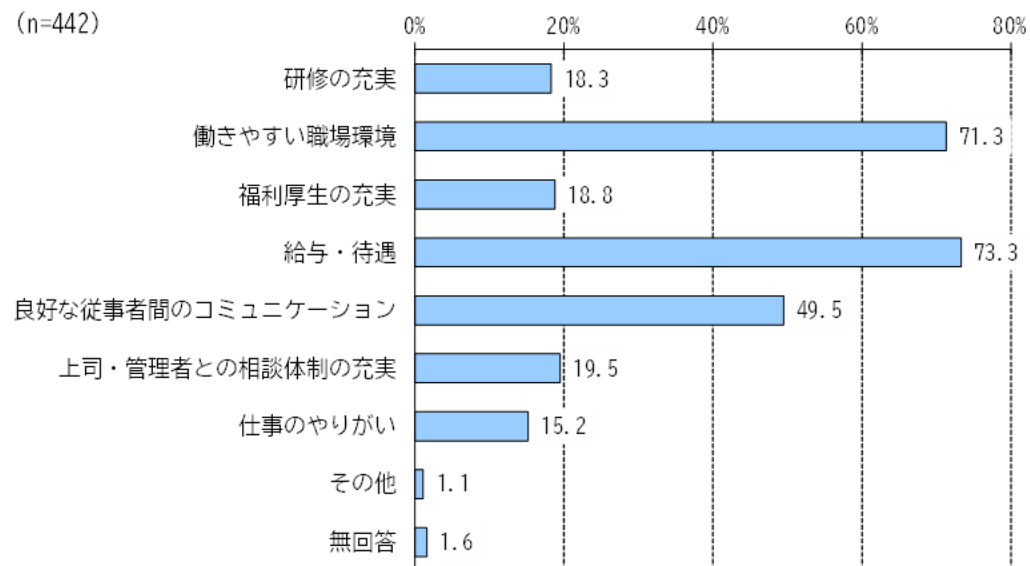


⑧人材の育成・定着のために有効なポイント

○従事者調査では、「給与・待遇」が73.3%で最も多く、次いで「働きやすい職場環境」が71.3%、「良好な従事者間のコミュニケーション」が49.5%となっています。

【図表】 3-52 人材の育成・定着のために有効なポイント（複数回答）
〈従事者〉

（n=442）

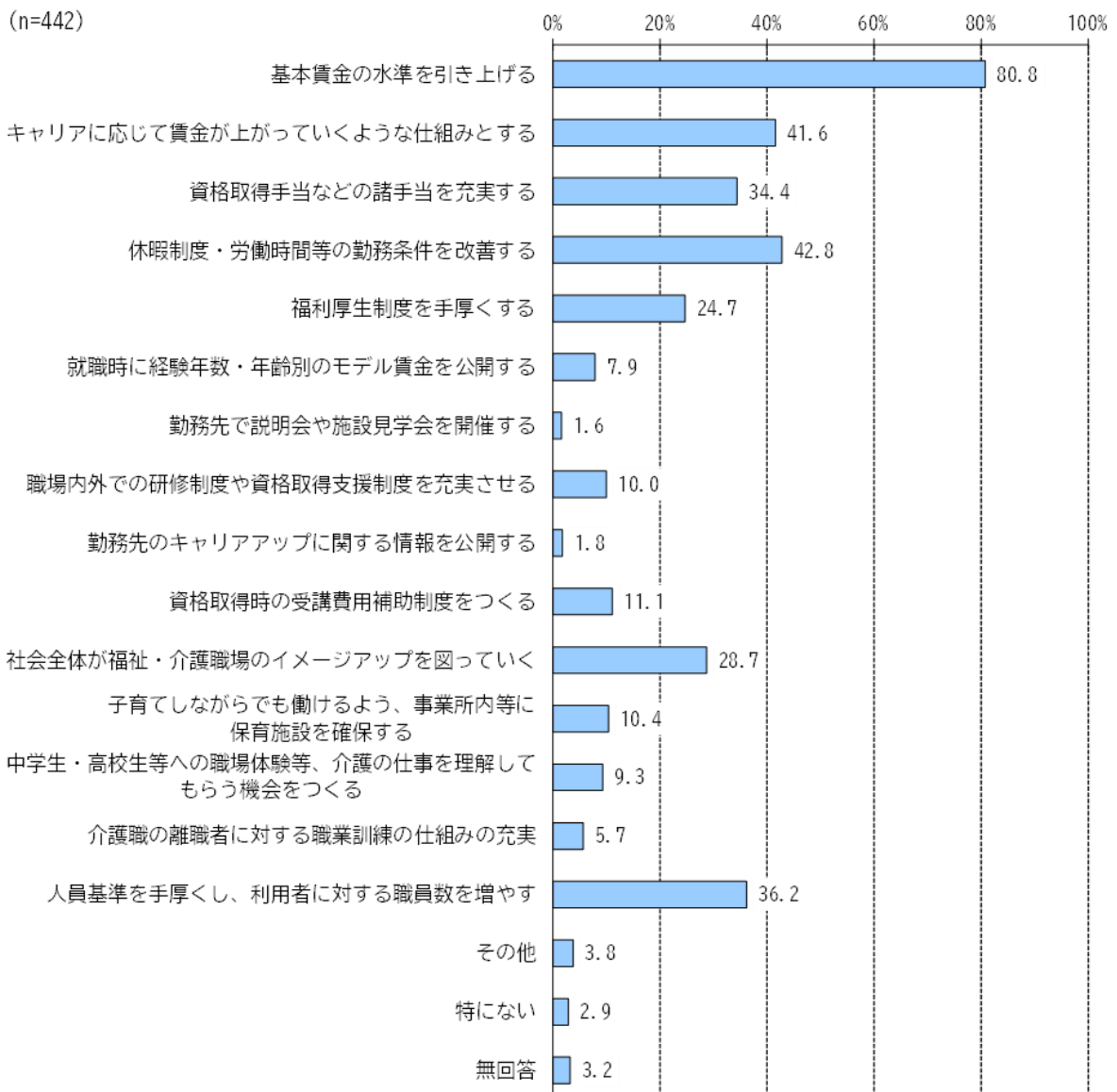


⑨介護人材を増やすために必要なこと

○「基本賃金の水準を引き上げる」が80.8%で最も多く、次いで「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」が42.8%、「キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みとする」が41.6%となっています。

【図表】3-53 介護人材を増やすために必要なこと（複数回答）

〈従事者〉



〔主な課題等〕

- ・ 質の高い、安定したサービスを提供できるよう、必要な人材の確保に向けた情報提供、事業者支援を行うこと
- ・ 事業者が人材の確保・定着及び育成に向けた取組を行うための支援を行うこと
- ・ ハラスメント対応や困難事例対応等、介護従事者のニーズに沿った研修を実施すること
- ・ 介護従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための研修機会の提供、参加支援を行うこと

(7) 健康で豊かな暮らしのニーズ

①日常生活について

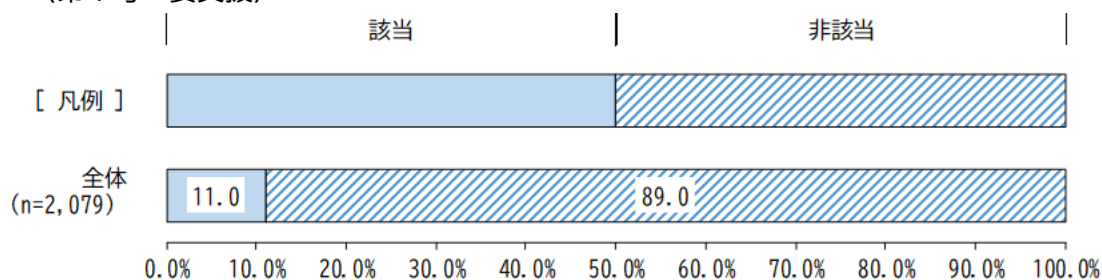
○運動器の機能低下について、「該当」が11.0%、「非該当」が89.0%となっています。

○認知機能の低下について、「該当」が36.6%、「非該当」が63.4%となっています。

○閉じこもり傾向について、「該当」が10.9%、「非該当」が89.1%となっています。

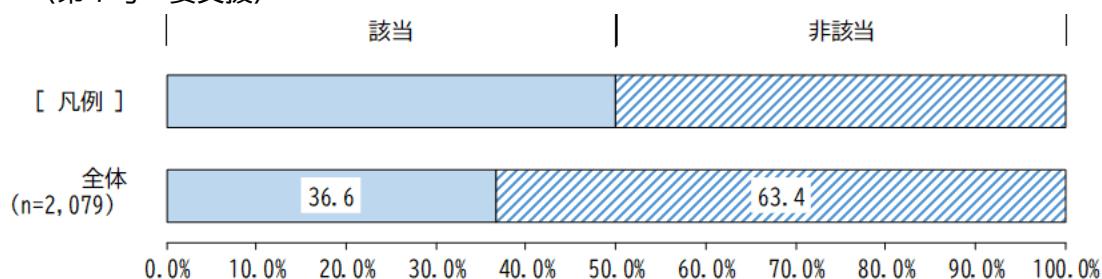
【図表】3-54 運動器の機能低下

〈第1号・要支援〉



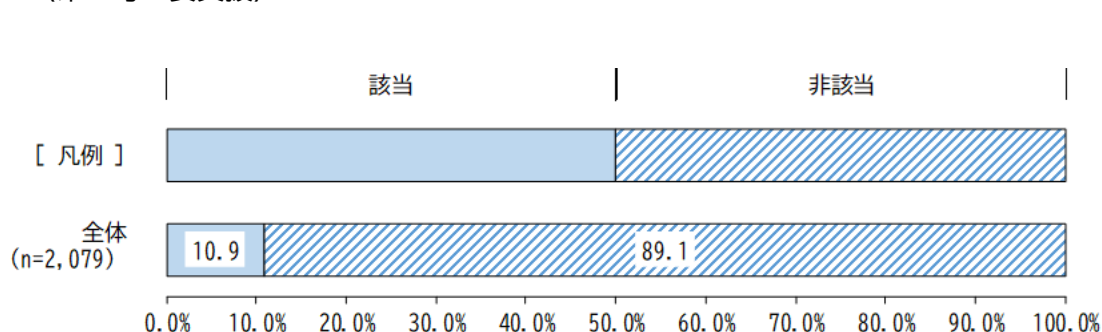
【図表】3-55 認知機能の機能低下

〈第1号・要支援〉



【図表】3-56 閉じこもり傾向

〈第1号・要支援〉

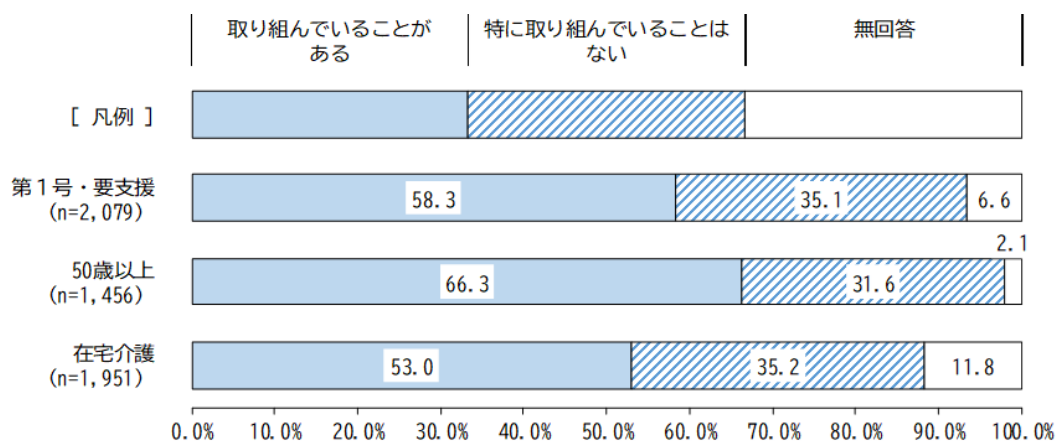


②健康増進・介護予防の取組について

○いずれの対象者においても、「取り組んでいることがある」が半数を超えています。

【図表】3-57 健康の維持・増進や介護予防のための取組

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

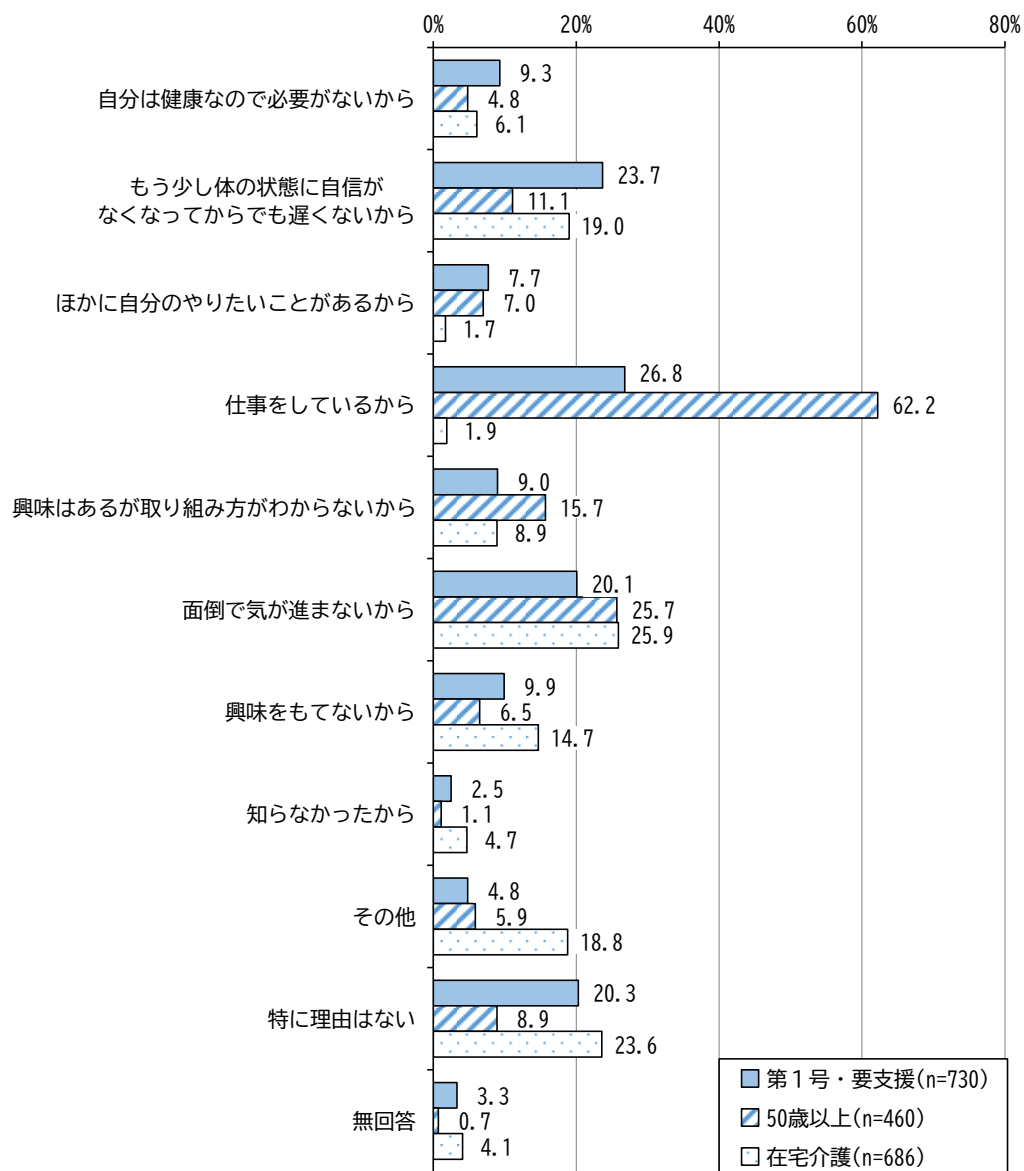


第3章 高齢者を取り巻く現状と課題

○取り組んでいない理由としては、〈第1号・要支援〉と〈50歳以上〉では、「仕事をしているから」が最も多くなっています。

○〈在宅介護〉では、「面倒で気が進まないから」が25.9%で最も多くなっています。

【図表】3-58 取り組んでいない理由（複数回答）
〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

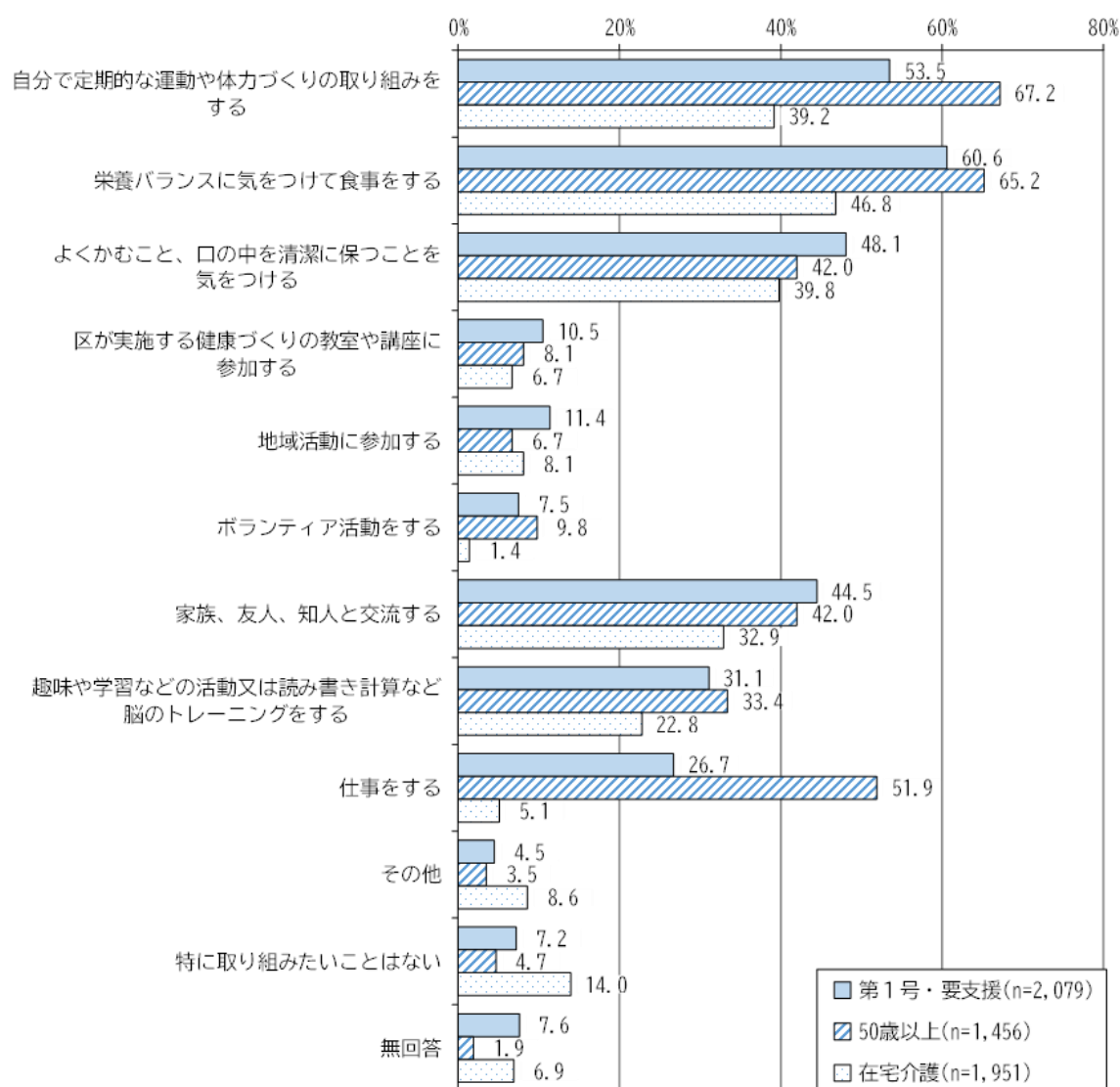


○今後取り組みたいこととして、〈50歳以上〉では、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」が最も多くなっています。

○〈第1号・要支援〉と〈在宅介護〉では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」が60.6%で最も多くなっています。

【図表】3-59 今後取り組みたいこと（複数回答）

〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



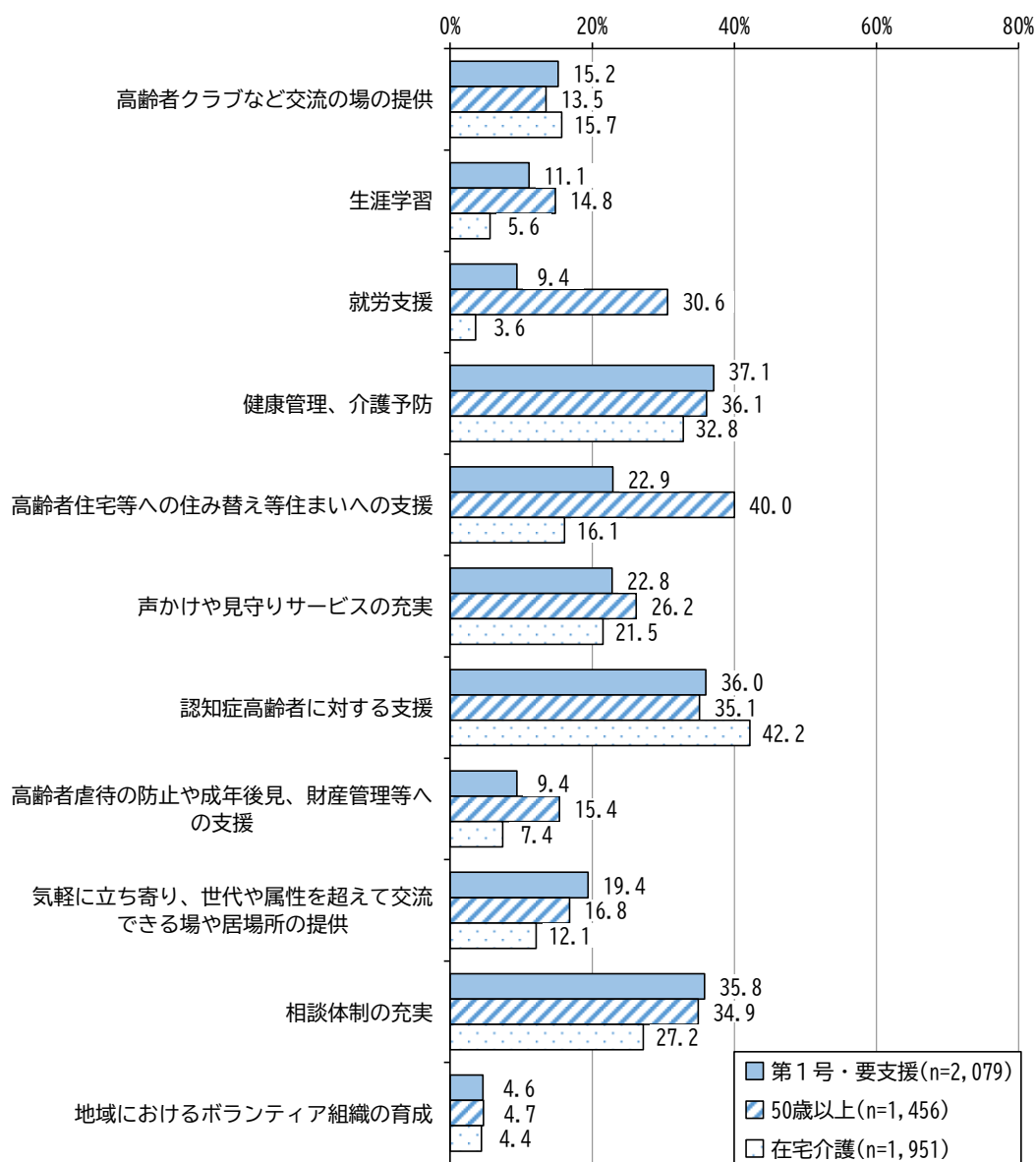
【主な課題等】

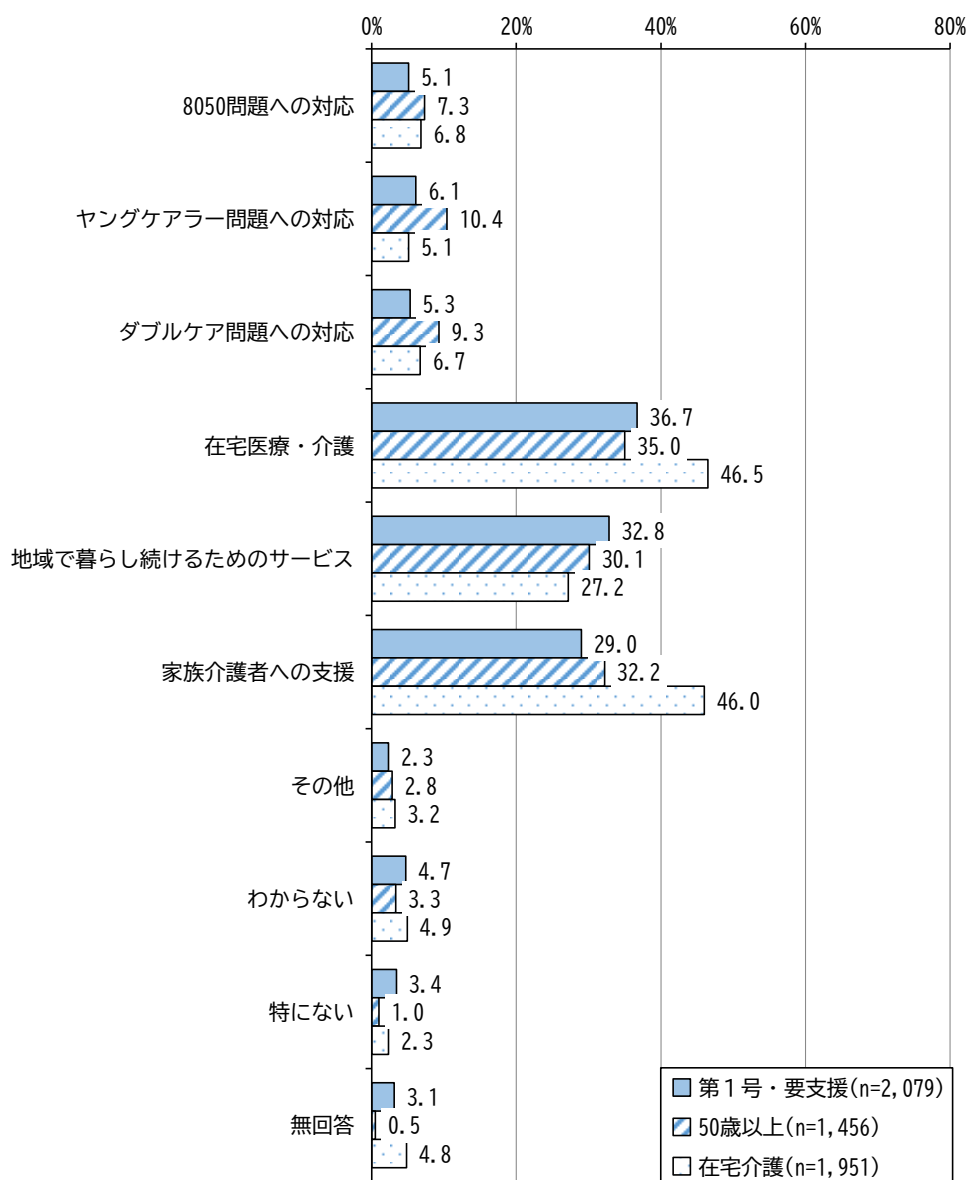
- ・健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、健康寿命を延ばす取組につなげていくこと
- ・健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等につなぐこと
- ・高齢者が、いつまでも生きがいを持ちながら、健康的で彩りのある生活を送ることができるよう、地域の居場所への参加を促し、就業などの地域で活躍できる社会参画の場や機会を確保すること

(8) 区に力を入れてほしい高齢者施策について

- 〈第1号・要支援〉では、「健康管理、介護予防」が37.1%で最も多く、次いで「在宅医療・介護」が36.7%、「認知症高齢者に対する支援」が36.0%となっています。
- 〈50歳以上〉では、「高齢者住宅等への住み替え等住まいへの支援」が40.0%で最も多く、「就労支援」とともに、ほかの対象者と比較して高くなっています。
- 〈在宅介護〉では、「在宅医療・介護」が46.5%で最も多く、次いで「家族介護者への支援」が46.0%、「認知症高齢者に対する支援」が42.2%となっています。この3つは、ほかの対象者より高くなっています。

【図表】3-60 今後区に力を入れてほしいこと
〈第1号・要支援、50歳以上、在宅介護〉





〔主な課題等〕

- ・ 認知症高齢者やその家族への支援を充実させ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにすること
- ・ 在宅医療・介護連携を推進し、高齢者のニーズの変化を捉えた医療・介護サービスを充実させること
- ・ 介護を家族や親族だけで抱え込むことなく、高齢期を安心して過ごすことができるよう、高齢者あんしん相談センターでの相談体制の強化を図ること
- ・ 地域における高齢者の見守り体制の強化を進めると共に、IoTなどを活用することで多様な見守り体制を構築すること
- ・ 介護予防・フレイル予防について、引き続き普及啓発を行うと同時に、性別や年齢に応じた様々なプログラムを実施すること

第4章

高齢者施策の推進と 計画事業

第4章 高齢者施策の推進と計画事業

1 主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年（2040年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図るため、以下4つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

（1）主要項目① 地域でともに支え合うしくみづくり

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、NPO、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援するとともに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

さらに、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、多機関協働による包括的な支援体制を推進するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

併せて、社会福祉法の改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続できるため、また、判断能力が不十分な高齢者の地域生活のための支援策の充実に努めてまいります。

(2) 主要項目② 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスや地域の支援拠点としての地域密着型サービス等、介護サービス基盤整備の整備を推進していきます。

また、これらの介護サービスを支える人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を引き続き行っていきます。

さらに、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

(3) 主要項目③ 誰もが安心して自分らしく暮らすために

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

また、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減または悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、正しい知識・理解の普及啓発を進めるとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。また、本人や家族の意向に寄り添い、当事者の声を反映した地域のネットワークづくりを促進します。

併せて、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

(4) 主要項目④ いざというときに備えた体制づくり

高齢者が日頃から安全・安心に生活するために、緊急・災害時等のいざというときに備えた支援体制を構築することが重要です。

急病や事故等で緊急対応が必要になった場合に適切な対応や連絡が行えるよう、高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

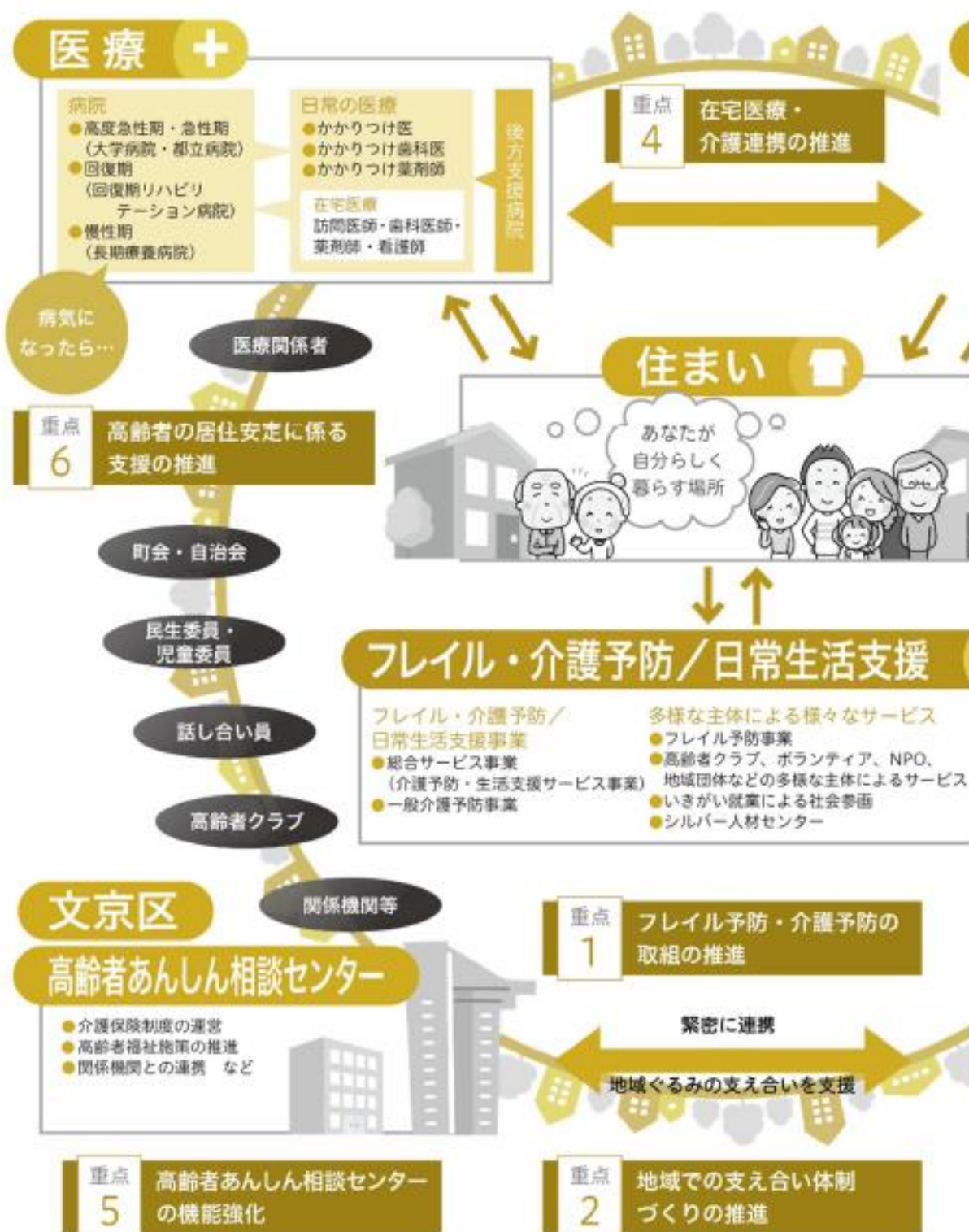
また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、特殊詐欺被害や消費者被害を未然に防ぐために、自動通話録音機の無償貸出等の支援を実施していきます。

そして、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

【図表】4-1 文京区が描く「地域包括ケアシステム」のイメージ



介護



在宅サービス

- 訪問介護・リハビリ・入浴
- 通所介護・リハビリ
- ショートステイ
- 訪問看護など

施設サービス

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設など

地域密着型サービス

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (看護)小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護など

介護が必要になったら…

介護事業者

重点
3

認知症施策の推進

警察・消防

民間企業

NPO・ボランティア

シルバー人材センター

地域の皆さん

いつまでも
元気で暮らす
ために

社会福祉協議会

- 小地域福祉活動の推進
- 地域福祉活動への支援
- ボランティア・市民活動の推進
- 権利擁護事業の推進 など

地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支えあいによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会と緊密に連携し、一体となって地域活動支援していきます。

地域包括ケアシステムの 実現に向けた取組

- 1 フレイル予防・介護予防の取組の推進
- 2 地域での支え合い体制づくりの推進
- 3 認知症施策の推進
- 4 在宅医療・介護連携の推進
- 5 高齢者あんしん相談センターの機能強化
- 6 高齢者の居住安定に係る支援の推進

区民の皆さんと ともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、区民の皆さんを始め各関係機関が、「支え手」「受け手」という関係を越えて、相互にその機能を補完し、協力しながら文京区全域で支え合える地域づくりを進めていきます。

区民の皆さん一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かを始めてみましょう。



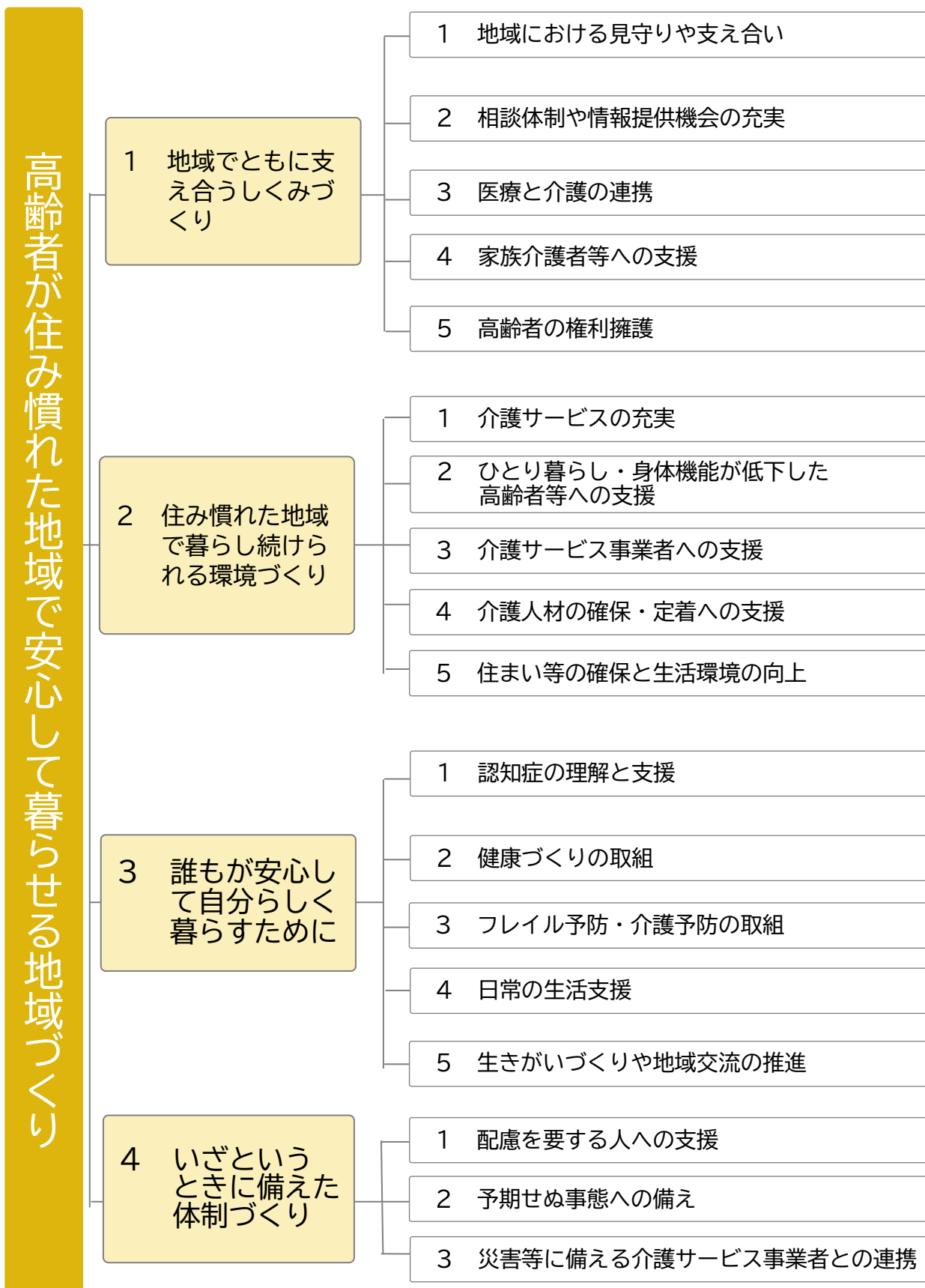
何かをはじめることで、誰かとつながり、誰かにつながることで地域とつながり、文京区全域で高齢者を温やかに見守りながら、人生100年時代にふさわしい人生が送れるよう、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。

2 計画の体系と計画事業

(1) 全体図

[基本目標][大項目（施策の方向性）]

[小項目（施策の分野）]



〔計画事業〕

○ハートフルネットワーク事業の充実 ○文京区地域包括ケア推進委員会の運営 ○地域ケア会議の運営 ○小地域福祉活動の推進
○地域づくり事業 ○参加支援事業 ○民生委員・児童委員による相談援助活動 ○話し合い員による訪問活動 ○みまもり訪問事業
○高齢者見守り相談窓口事業 ○高齢者見守りあんしんＩｏＴ事業 ○高齢者等見守りあんしん電話事業 ○長寿ふれあい食堂事業
○高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援 ○社会参加の促進事業 ○シルバー人材センターの活動支援
○シルバーお助け隊事業への支援 ○いきいきサポート事業の推進 ○ボランティア活動への支援 ○地域活動情報サイト

○高齢者あんしん相談センターの機能強化 ○老人福祉法に基づく相談・措置 ○包括的相談支援事業 ○多機関協働事業
○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ○介護保険相談体制の充実 ○高齢者向けサービスの情報提供の充実 ○文京ユアストーリー
○ひきこもりの総合的な支援の推進 ○ヤングケアラー支援推進事業

○地域医療連携推進協議会・検討部会の運営 ○在宅医療・介護連携推進事業 ○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○仕事と生活の調和に向けた啓発 ○認知症サポーター養成講座（再掲） ○認知症初期集中支援推進事業（再掲）
○認知症本人交流会・認知症家族会（再掲） ○介護勉強会・認知症カフェ（再掲） ○高齢者あんしん相談センターの機能強化（再掲）
○緊急ショートステイ

○福祉サービス利用援助事業の促進 ○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 ○成年後見制度利用支援事業 ○法人後見の受任
○市民後見人の養成および活動支援 ○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 ○高齢者虐待防止への取組強化

○地域密着型サービスの整備 ○事業者への運営指導・集団指導 ○介護サービス情報の提供 ○公平・公正な要介護認定
○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査 ○生活保護受給高齢者支援事業

○高齢者自立生活支援事業 ○高齢者日常生活支援用具の給付等事業 ○院内介助サービス ○高齢者訪問理美容サービス
○高齢者紙おむつ支給等事業 ○ごみの訪問収集 ○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営 ○ケアマネジャーへの支援 ○ケアプラン点検の実施
○福祉サービス第三者評価制度の利用促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援 ○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進 ○高齢者住宅設備等改修事業 ○住宅改修支援事業 ○高齢者等住宅修築資金助成事業
○高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備 ○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
○地域密着型サービスの整備（再掲） ○公園再整備事業 ○文京区バリアフリー基本構想の推進
○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 ○バリアフリーの道づくり

○認知症サポーター養成講座 ○認知症ケアパスの普及啓発 ○認知症地域支援推進員の設置 ○認知症支援コーディネーターの設置
○認知症サポート医・かかりつけ医との連携 ○認知症相談 ○認知症初期集中支援推進事業 ○認知症検診事業
○認知症ともにフォローアッププログラム ○認知症ともにパートナー事業 ○認知症本人交流会・認知症家族会 ○介護勉強会・認知症カフェ
○認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング ○認知症の症状による行方不明者対策の充実 ○若年性認知症への取組
○生活環境維持事業 ○地域密着型サービスの整備（再掲）

○一般健康相談（クリニック） ○健康診査・保健指導 ○高齢者向けスポーツ教室 ○高齢者いきいき入浴事業
○高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

○短期集中予防サービス ○介護予防把握事業 ○介護予防普及啓発事業 ○文の京フレイル予防プロジェクト
○地域リハビリテーション活動支援事業

○介護予防ケアマネジメントの実施 ○生活支援体制整備事業 ○地域介護予防支援事業（通いの場）

○アカデミー推進計画に基づく各種事業 ○文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学） ○生涯にわたる学習機会の提供
○高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援 ○いきがいきづくり世代間交流事業 ○いきがいきづくり文化教養事業
○いきがいきづくり敬老事業 ○地域の支え合い体制づくり推進事業 ○福祉センター事業 ○長寿お祝い事業
○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援 ○災害ボランティア体制の整備 ○高齢者緊急連絡カードの整備 ○救急通報システム ○福祉避難所の拡充
○被災者支援の仕組みづくり

○耐震化促進事業 ○家具転倒防止器具設置助成 ○特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出
○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

(2) 計画の体系

【凡例】

- ・ は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 地…地域福祉保健の推進計画 子…子育て支援計画
 障…障害者・児計画 保…保健医療計画
- ・ 認 は、「認知症施策推進計画」に関する事業です。

大項目1 地域でともに支え合うしくみづくり

小項目	計画事業	
1 地域における見守りや支え合い	1	ハートフルネットワーク事業の充実 認
	2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
	3	地域ケア会議の運営
	4	小地域福祉活動の推進 地1-1-2
	5	地域づくり事業 地1-1-1
	6	参加支援事業 地1-2-1
	7	民生委員・児童委員による相談援助活動 認 地1-2-6
	8	話し合い員による訪問活動
	9	みまもり訪問事業 地1-2-9
	10	高齢者見守り相談窓口事業 認
	11	高齢者見守りあんしんIoT事業
	12	高齢者見守りあんしん電話事業
	13	長寿ふれあい食堂事業
	14	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援
	15	社会参加の促進事業
	16	シルバー人材センターの活動支援 認
	17	シルバーお助け隊事業への支援
	18	いきいきサポート事業の推進 地1-2-5
	19	ボランティア活動への支援 地1-2-2
	20	地域活動情報サイト 地1-2-4

小項目	計画事業		
2 相談体制や 情報提供機会の 充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化 	
	2	老人福祉法に基づく相談・措置 	
	3	包括的相談支援事業	地2-1-1
	4	多機関協働事業	地2-1-2
	5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地2-1-3
	6	介護保険相談体制の充実	
	7	高齢者向けサービスの情報提供の充実 	
	8	文京ユアストーリー	地2-1-17
	9	ひきこもりの総合的な支援の推進	地2-1-4
	10	ヤングケアラー支援推進事業	子4-3-12
3 医療と介護 の連携	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	保2-1-1
	2	在宅医療・介護連携推進事業 	
	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着	
4 家族介護者等 への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	子5-1-25
	2	認知症サポーター養成講座 	【再掲】
	3	認知症初期集中支援推進事業 	【再掲】
	4	認知症本人交流会・認知症家族会 	【再掲】
	5	介護勉強会・認知症カフェ 	【再掲】
	6	高齢者あんしん相談センターの機能強化 	【再掲】
	7	緊急ショートステイ	
5 高齢者の権利 擁護	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地2-3-1
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の 充実	地2-3-2
	3	成年後見制度利用支援事業 	地2-3-4
	4	法人後見の受任 	地2-3-5
	5	市民後見人の養成および活動支援	地2-3-7
	6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワーク の推進	地2-3-6
	7	高齢者虐待防止への取組強化 	

大項目2 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくり

小項目	計画事業	
1 介護サービスの充実	1	地域密着型サービスの整備 
	2	事業者への運営指導・集団指導
	3	介護サービス情報の提供
	4	公平・公正な要介護認定
	5	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
	6	生活保護受給高齢者支援事業
2 ひとり暮らし・身体機能が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
	2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
	3	院内介助サービス
	4	高齢者訪問理美容サービス
	5	高齢者紙おむつ支給等事業
	6	ごみの訪問収集
	7	歯と口腔の健康
3 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営
	2	ケアマネジャーへの支援
	3	ケアプラン点検の実施
	4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地2-3-3
4 介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
	2	介護施設ワークサポート事業
5 住まい等の確保と生活環境の向上	1	居住支援の推進 地2-1-11
	2	高齢者住宅設備等改造事業
	3	住宅改修支援事業
	4	高齢者等住宅修築資金助成事業
	5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
	7	地域密着型サービスの整備  【再掲】
	8	公園再整備事業 地3-1-5
	9	文京区バリアフリー基本構想の推進 地3-1-2
	10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 地3-1-3
	11	バリアフリーの道づくり 地3-1-1

大項目3 誰もが安心して自分らしく暮らすために

小項目	計画事業	
1 認知症の理解と支援	1	認知症サポーター養成講座 認
	2	認知症ケアパスの普及啓発 認
	3	認知症地域支援推進員の設置 認
	4	認知症支援コーディネーターの設置 認
	5	認知症サポート医・かかりつけ医との連携 認
	6	認知症相談 認
	7	認知症初期集中支援推進事業 認
	8	認知症検診事業 認
	9	認知症ともにフォローアッププログラム 認
	10	認知症ともにパートナー事業 認
	11	認知症本人交流会・認知症家族会 認
	12	介護勉強会・認知症カフェ 認
	13	認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング 認
	14	認知症の症状による行方不明者対策の充実 認
	15	若年性認知症への取組 認
	16	生活環境維持事業 認
	17	地域密着型サービスの整備 認 【再掲】
2 健康づくりの取組	1	一般健康相談（クリニック） 保1-8-1
	2	健康診査・保健指導 保1-8-2
	3	高齢者向けスポーツ教室
	4	高齢者いきいき入浴事業
	5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援
3 フレイル予防・介護予防の取組	1	短期集中予防サービス
	2	介護予防把握事業
	3	介護予防普及啓発事業
	4	文の京フレイル予防プロジェクト
	5	地域リハビリテーション活動支援事業
	1	介護予防ケアマネジメントの実施

第4章 高齢者施策の推進と計画事業

4 日常の生活支援	2	生活支援体制整備事業	
	3	地域介護予防支援事業（通いの場）	
5 生きがいづくりや地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
	2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）	
	3	生涯にわたる学習機会の提供	
	4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援	
	5	いきがいづくり世代間交流事業	
	6	いきがいづくり文化教養事業	
	7	いきがいづくり敬老事業	
	8	地域の支え合い体制づくり推進事業	地1-1-9
	9	福祉センター事業	
	10	長寿お祝い事業	
	11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目4 いざというときに備えた体制づくり

小項目	計画事業		
1 配慮を要する人への支援	1	避難行動要支援者への支援 	地3-4-2
	2	災害ボランティア体制の整備	地3-4-3
	3	高齢者緊急連絡カードの整備	
	4	救急通報システム	
	5	福祉避難所の拡充	地3-4-4
	6	被災者支援の仕組みづくり	地3-4-5
2 予期せぬ事態への備え	1	耐震改修促進事業	地3-4-6
	2	家具転倒防止器具設置助成	地3-4-7
	3	特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出	
	4	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	
3 災害等に備える介護サービス事業者との連携	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供	

(3) 計画事業

- ・ の事業は、進行管理対象事業です。
- ・ の事業は、「認知症施策推進計画」に関する事業です。
- ・ の事業は、新規事業です。

1 地域でともに支え合うしくみづくり

1-1 地域における見守りや支え合い

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者を始めとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

1-1-1 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	団体	693	715

1-1-2 文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。 また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。
担当	高齢福祉課

1-1-3 地域ケア会議の運営

事業概要	各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。 また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施します。 また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施します。

1-1-4 小地域福祉活動の推進（地1-1-2）

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	地域福祉コーディネーター10名体制により、地域の支え合い活動や日常的な相談の拠点となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいいききサロン」、地域課題の解決に取り組む活動である「サロンぷらす」等の立ち上げ及び運営を支援し、住民同士の交流や支え合い、見守り活動を促進する。また、生活支援コーディネーターを兼務し、住民主体の「通いの場」の立ち上げ及び運営を支援します。 さらに、区内全域で取り組む必要がある課題については、多様な組織・団体、行政、社会福祉協議会内の関係部署と連携し、新たな仕組みの構築に向けた事業化やネットワークの構築を支援していきます。

1-1-5 地域づくり事業 (地1-1-1)

事業概要	介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

1-1-6 参加支援事業 (地1-2-1)

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

1-1-7 民生委員・児童委員による相談援助活動（地1-2-6）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

1-1-8 話し合い員による訪問活動

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。
担当	高齢福祉課

1-1-9 みまもり訪問事業（地1-2-9）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。
担当	社会福祉協議会

1-1-10 高齢者見守り相談窓口事業

事業概要	高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。
担当	高齢福祉課

1-1-11 高齢者見守りあんしんIoT事業

事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球を設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	高齢者見守り電球 事業	件	247	300	350	400

1-1-12 高齢者等見守りあんしん電話事業

事業概要	心や体に不安を持つ原則65歳以上の高齢者の方へ、電話による見守り（週1～3回）を行うとともに、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組めます。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	利用者数（実数）	人	114	120	130	140

1-1-13 長寿ふれあい食堂事業

事業概要	地域の高齢者を対象とした会食を通じた交流の場の開催に対し、区が経費の一部を補助することで、高齢者の交流機会の増加や心身の健康増進、多世代交流を促進します。				
担当	高齢福祉課				
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績		11年度
	実施件数	件	5		10

1-1-14 高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援します。				
担当	高齢福祉課				

第4章 高齢者施策の推進と計画事業

1-1-15 社会参加の促進事業

事業概要	概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

1-1-16 シルバー人材センターの活動支援

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	会員数	人	1,493	1,642
	就業実人員数	人	1,157	1,313
	受託契約件数	件	7,270	7,500

1-1-17 シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	実施件数	件	249	300

1-1-18 いきいきサポート事業の推進（地1-2-5）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	新規登録利用会員数	人	63	70	75	80

1-1-19 ボランティア活動への支援（地1-2-2）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化と活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動やボランティア活動に関する相談に対し、関係機関や活動団体等との必要な調整を行いながら、一人ひとりの希望や状況に応じた丁寧な支援を行っていきます。 また、ボランティア養成講座や福祉教育、体験型プログラム等を実施し、地域活動の担い手を育成するとともに、ボランティア活動を希望する人と活動団体とのコーディネートを進め、活動への参加を促進していきます。 さらに、活動団体への研修費助成や交流会等を通じて団体同士のネットワークづくりを支援するとともに、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供の充実を図り、地域福祉活動の活性化と継続的な活動を推進していきます。

1-1-20 地域活動情報サイト（地1-2-4）

事業概要	NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

1-2 相談体制や情報提供機会の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

1-2-1 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した相談を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。 また、ICT等の活用によりセンターの業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、相談体制の更なる充実に繋げていきます。
担当	高齢福祉課

1-2-2 老人福祉法に基づく相談・措置

事業概要	高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。 また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。
担当	高齢福祉課

1-2-3 包括的相談支援事業（地2-1-1）

事業概要	高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

1-2-4 多機関協働事業（地2-1-2）

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
3年間の計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

1-2-5 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（地2-1-3）

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

1-2-6 介護保険相談体制の充実

事業概要	区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。
担当	介護保険課

1-2-7 高齢者向けサービスの情報提供の充実

事業概要	高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。
担当	高齢福祉課

1-2-8 文京ユアストーリー（地2-1-17）

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断能力等の衰えが見られる場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。
担当	社会福祉協議会

1-2-9 ひきこもりの総合的な支援の推進（地2-1-4）

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support支援／Talk相談／Experience経験／Place居場所）を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	STEP事業 相談件数	件	969	970	970	970
	STEP事業 支援利用件数	件	622	630	630	630
	ひきこもり支援センター相談件数	件	342	300	300	300

1-2-10 ヤングケアラー支援推進事業（子4-3-12）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、リーフレット・動画・区報等による広報啓発を図るとともに、関係機関への訪問による啓発活動を実施します。また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関の連携体制を強化します。支援においては、ヤングケアラー本人の意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源へのつなぎを図り、ヤングケアラー本人だけでなく家族全体に対する支援を行います。
担当	こども家庭支援センター
3年間の 計画事業量	リーフレット・動画・区報等による広報啓発に取り組むとともに、関係機関への訪問による啓発活動を継続します。要保護児童対策地域協議会においては、理解促進と連携強化を図るため、構成員向けの研修を実施します。 ヤングケアラーの負担を軽減する事業として、家事・送迎支援の利用料助成や通訳支援を行うタブレット端末の貸出等を実施するとともに、ヤングケアラーの意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源等へのつなぎを図ります。

1-3 医療と介護の連携

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し、必要に応じて随時研修を開催します。さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

1-3-1 地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2-1-1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	11年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	3	3

1-3-2 在宅医療・介護連携推進事業

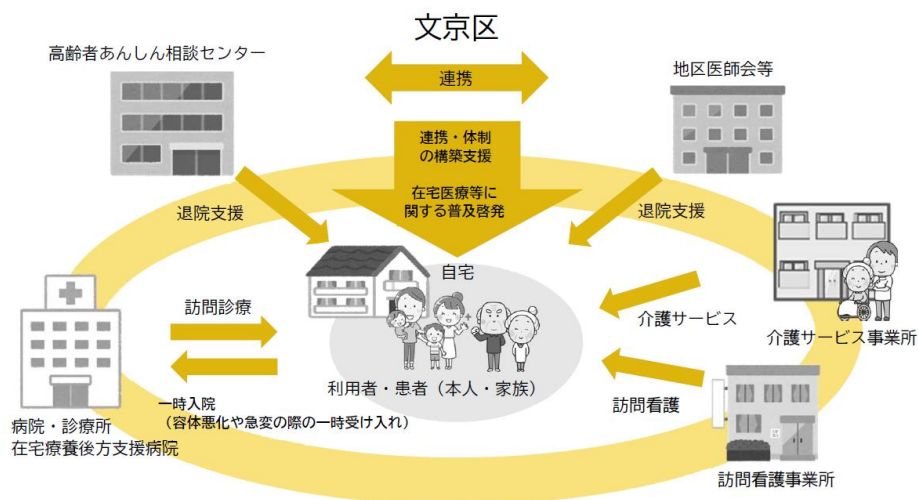


事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった4つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	かかりつけ医・在宅療養相談窓口 相談件数	件	70	100	120	140
	東大GNRC委託事業 共に学ぶケア講座受講者数	人	24	30	30	30
	MCSユーザー数	人	1,665	1,900	2,000	2,100

1-3-3 「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課

【図表】4-2 文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



1-4 家族介護者等への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

1-4-1 仕事と生活の調和に向けた啓発（子5-1-25）

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。
担当	総務課

1-4-2 認知症サポーター養成講座 認

【再掲 3-1-1 参照】

1-4-3 認知症初期集中支援推進事業 認

【再掲 3-1-7 参照】

1-4-4 認知症本人交流会・認知症家族会 認

【再掲 3-1-11 参照】

1-4-5 介護勉強会・認知症カフェ 認

【再掲 3-1-12 参照】

1-4-6 高齢者あんしん相談センターの機能強化 認

【再掲 1-2-1 参照】

1-4-7 緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。
担当	介護保険課

1-5 高齢者の権利擁護

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止への取組や、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

1-5-1 福祉サービス利用援助事業の促進（地2-3-1）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の 計画事業量	項目	件数	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	福祉サービス利用援助事業契約者数	人	72	75	85	90
	財産保全管理サービス契約者数	人	10	12	14	16

1-5-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地2-3-2）

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。
担当	社会福祉協議会

1-5-3 成年後見制度利用支援事業 (地2-3-4)

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。					
担当	社会福祉協議会、福祉政策課					
3年間の計画事業量	項目	単位	4年度実績	6年度	7年度	8年度
	成年後見等申立て費用助成	件	0	1	2	2

1-5-4 法人後見の受任 (地2-3-5)

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	社会福祉協議会において適切な後見人がないケースを受任し、課題が解決後、法人市民後見人や専門職の受任が適当と認められるケースについては、円滑な引継ぎを実施し、被後見人等の意思や状況に応じた、より適切で充実した後見活動の推進を図ります。

1-5-5 市民後見人の養成および活動支援 (地2-3-7)

事業概要	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成を、文京区社会福祉協議会に委託して実施します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。					
担当	福祉政策課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	市民後見人登録者数	人	—	10	10	20
	市民後見人受任者数	人	—	4	6	8

1-5-6 権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 (地2-3-6)

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。
------	---

	あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。
担当	福祉政策課
3年間の 計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、文京区社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を推進します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、市民後見人をはじめとた、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関と協働して取り組みます。

1-5-7 高齢者虐待防止への取組強化

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。
担当	高齢福祉課

2 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

2-1 介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

2-1-1 地域密着型サービス⁷



事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。			
担当	介護保険課			
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	小規模多機能型居宅介護 ⁸	か所	4	5
	看護小規模多機能型居宅介護 ⁹	か所	1	2
	認知症高齢者グループホーム ¹⁰	か所	9	11

2-1-2 事業者への運営指導・集団指導

事業概要	介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。
担当	介護保険課

2-1-3 介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。
担当	高齢福祉課、介護保険課

⁷ 地域密着型サービス 急速に進む高齢化を背景に、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護サービス。原則、区民のみが利用できる。

⁸ 小規模多機能型居宅介護 通所を中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

⁹ 看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に受けられる地域密着型サービス。

¹⁰ 認知症高齢者グループホーム 介護保険法上の認知症対応型共同生活介護のこと。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

2-1-4 公平・公正な要介護認定

事業概要	介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査票と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。
担当	介護保険課

2-1-5 福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査します。
担当	介護保険課

2-1-6 生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。
担当	生活福祉課

2-2 ひとり暮らし・身体機能が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

2-2-1 高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。
担当	高齢福祉課

2-2-2 高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。
担当	高齢福祉課

2-2-3 院内介助サービス

事業概要	介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援2以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。
担当	介護保険課

2-2-4 高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。
担当	高齢福祉課

2-2-5 高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	身体状況の低下により失禁があり、常時おむつを使用している方（要介護3以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）
担当	高齢福祉課

2-2-6 ごみの訪問収集

事業概要	①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後3月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。
担当	文京清掃事務所

2-2-7 歯と口腔の健康

事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。 また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。
担当	健康推進課

2-3 介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

2-3-1 介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

事業概要	介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。 また、部会において、ハラスメント対応や困難事例対応等、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。					
担当	介護保険課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	事業者連絡協議会	回	2	2	2	2
	事業者部会 (委託・訪問・通所・施設)	回	8	8	8	8

2-3-2 ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。 また、地域のケアマネジャーによる自主グループの活動について、支援・連携します。
担当	高齢福祉課、介護保険課

2-3-3 ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。
担当	介護保険課

2-3-4 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

2-4 介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組めます。

2-4-1 介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着に向け、介護の魅力を伝えるイベントの実施や啓発番組の配信、啓発冊子の配布、出張講座、介護未経験者への入門的研修、外国人介護人材の受け入れに対する支援等を行います。 さらに、介護従事者の就労環境の改善を図り、人材確保・定着に繋げるための住宅費補助や、介護従事者の専門性向上を目的とした資格取得支援や研修の実施など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。					
担当	介護保険課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	介護施設従事職員住宅費補助	人	94	100	100	100
	介護職員宿舎借上げ事業費補助	事業所数	4	5	5	5
	介護職員初任者研修受講費用補助	人	4	10	10	10
	介護職員実務者研修受講費用補助	人	13	15	15	15
	介護支援専門員研修費用補助	人	30	40	40	40

介護職員奨学金・公的資金返済 支援補助	人	0	5	5	5
------------------------	---	---	---	---	---

2-4-2 介護施設ワークサポート事業

事業概要	シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。 また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。
担当	高齢福祉課

2-5 住まい等の確保と生活環境の向上

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

2-5-1 居住支援の推進（地2-1-11）

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。
担当	福祉政策課

第4章 高齢者施策の推進と計画事業

2-5-2 高齢者住宅設備等改造事業

事業概要	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。
担当	介護保険課

2-5-3 住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。
担当	介護保険課

2-5-4 高齢者等住宅修築資金助成事業（障5-1-8）

事業概要	高齢者（65歳以上）世帯又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。
担当	住環境課

2-5-5 高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

事業概要	施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。			
担当	介護保険課			
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	特別養護老人ホーム	か所	9	10

2-5-6 旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
担当	介護保険課
3年間の計画事業量	文京白山の郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施します。文京千駄木の郷についても、調査や検討を進め、順次、大規模改修を実施していきます。

2-5-7 地域密着型サービスの整備

【再掲 2-1-1 参照】

2-5-8 公園再整備事業 (地3-1-5)

事業概要	区立の公園や児童遊園等の安全・安心と魅力向上を図るため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	公園・児童遊園再整備	園	3	3	7	2

2-5-9 文京区バリアフリー基本構想の推進 (地3-1-2)

事業概要	文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

2-5-10 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導 (地3-1-3)

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

2-5-11 バリアフリーの道づくり (地3-1-1)

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（1次経路及び歩道のある2次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	22.5	28.2	31.3	34.6

3 誰もが安心して自分らしく暮らすために

3-1 認知症の理解と支援

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症の本人や家族の意向に寄り添い当事者の声を反映させた地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を広げます。

3-1-1 認知症サポーター養成講座



事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症のある方やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。 また、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施するとともに、地域活動に必要な知識やスキルの理解を深め、モチベーションの維持・向上を図るための勉強会・交流会を開催します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度 実績	9年度	10年度	11年度
	年間サポーター養成数	人	739	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	19,887	21,500	22,500	23,500
	実践講座の参加者数	人	37	40	40	40
	勉強会・交流会	回	2	2	2	2

3-1-2 認知症ケアパスの普及啓発



事業概要	認知症のある方やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症当事者の個人の尊重や地域での共生を更に推進するため、国が掲げる「新しい認知症観」の浸透につながる取組として、「ぶんきょう 認知症 ひろがるみらい展」を実施します。
担当	高齢福祉課

3-1-3 認知症地域支援推進員の設置



事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。
担当	高齢福祉課

3-1-4 認知症支援コーディネーターの設置

事業概要	認知症支援コーディネーターを各高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。
担当	高齢福祉課

3-1-5 認知症サポート医・かかりつけ医との連携

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

3-1-6 認知症相談

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、各高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。
担当	高齢福祉課

3-1-7 認知症初期集中支援推進事業

事業概要	医療や福祉の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある方や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課

3-1-8 認知症検診事業

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの5歳ごとの対象者に、認知機能デジタル測定ツールによるセルフチェックを案内し、認知機能に不安のある方等に対して区内の指定医療機関における認知症検診を実施します。検診では、医師による問診などを行うほか、必要に応じて、専門医療機関や看護師による最長6か月間の支援等につなげます。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	受診者数 (医療機関・自宅)	人	1,183	1,400	1,450	1,500

第4章 高齢者施策の推進と計画事業

3-1-9 認知症とともにフォローアッププログラム

事業概要	認知症検診を受診した方を対象に、脳と体の健康を維持するための生活習慣の実践ポイントを専門職から伝える体験参加型のプログラムや個別相談を行います。
担当	高齢福祉課

3-1-10 認知症とともにパートナー事業

事業概要	協力医療機関や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながるができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長6か月間の伴走型の支援を行います。
担当	高齢福祉課

3-1-11 認知症本人交流会・認知症家族会

事業概要	認知症のある方が集い、本人が主体となって、自らの体験や想い、必要としていること、暮らしやすい地域の在り方を語り合うことを目的に、交流会を実施します。また、介護家族を対象とした介護者同士の交流や情報交換の場である認知症家族会の運営を伴走支援します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度 実績	9年度	10年度	11年度
	認知症本人交流会	回	11	12	12	12
	認知症家族会	回	8	6	6	6

3-1-12 介護勉強会・認知症カフェ

事業概要	介護者等のニーズに合わせたテーマにより、認知症を含めた介護に関する勉強会を実施するとともに、地域で身近に通える居場所として誰もが参加できる認知症カフェを開催します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実 績	9年度	10年度	11年度
	介護者教室	回	8	8	8	8
	認知症カフェ	回	29	32	32	32

3-1-13 認知症の本人と家族を支える地域のネットワーキング

事業概要	認知症になっても個人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、認知症本人交流会等を実施し、本人
------	---

	や家族のニーズと「チームオレンジBunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワークを強化します。
担当	高齢福祉課

3-1-14 認知症の症状による行方不明者対策の充実

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止するとともに、発生した場合の早期発見・早期保護を目的に、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。
担当	高齢福祉課
3年間の計画事業量	区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図ります。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付を行います。 さらに、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行うとともに、通信機能を備えた福祉用具の給付に関する国の動向を注視しつつ支援のあり方を検討します。

3-1-15 若年性認知症への取組

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等による支援を行います。また、若年性認知症ライフサポートBOOK等により若年性認知症の周知・啓発を図るとともに、職員が若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、知識習得及び相談支援技術の向上を図ります。
担当	高齢福祉課

3-1-16 生活環境維持事業

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。
担当	高齢福祉課

3-1-17 地域密着型サービスの整備

【再掲 2-1-1 参照】

3-2 健康づくりの取組

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

3-2-1 一般健康相談（クリニック）（保1-8-1）

事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、X線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

3-2-2 健康診査・保健指導（保1-8-2）

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。			
担当	健康推進課、国保年金課			
3年間の 計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	特定健康診査受診率	%	43.7	47.8
	特定保健指導実施率（終了率）	%	8.3	19.2

3-2-3 高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施します。
担当	スポーツ振興課

3-2-4 高齢者いきいき入浴事業

事業概要	外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。
担当	生活衛生課

3-2-5 高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要	ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続
------	---

	的に行っています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

3-3 フレイル予防・介護予防の取組

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

3-3-1 短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

3-3-2 介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ること、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

3-3-3 介護予防普及啓発事業

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。また、地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	参加者数	人	2,911	3,000

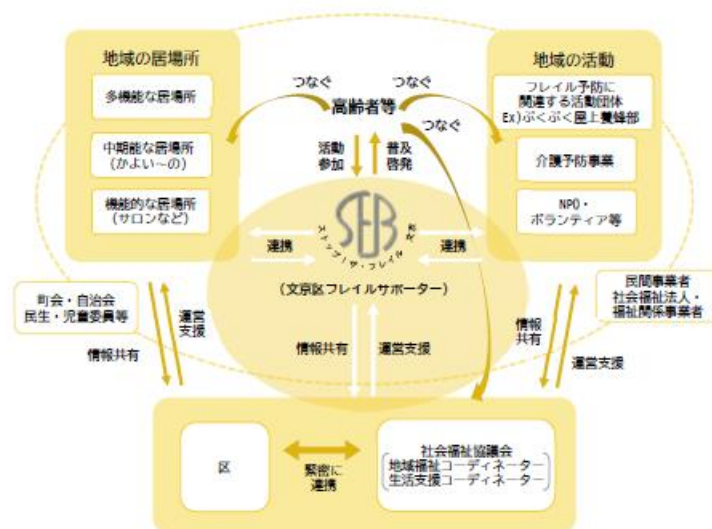
3-3-4 文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	人	16	12	12	12
	フレイルチェック参加者	人	617	450	450	450

3-3-5 地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。
担当	高齢福祉課

【図表】4-3 フレイル予防の展開イメージ



3-4 日常の生活支援

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

3-4-1 介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要	要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。
担当	高齢福祉課

3-4-2 生活支援体制整備事業

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

3-4-3 地域介護予防支援事業（通いの場）

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	運営団体数	か所	38	42

3-5 生きがいきづくりや地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者を始めとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

3-5-1 アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。
担当	アカデミー推進課

3-5-2 文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

事業概要	高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、2年制の講座を実施します。
担当	アカデミー推進課

3-5-3 生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
担当	アカデミー推進課

3-5-4 高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行います。このような、生きがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

3-5-5 いきがいきづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。
担当	高齢福祉課

3-5-6 いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。
担当	高齢福祉課

3-5-7 いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マツサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。
担当	高齢福祉課

3-5-8 地域の支え合い体制づくり推進事業（地1-1-9）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	か所	152	154	156	158

3-5-9 福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。
担当	高齢福祉課（指定管理者）

3-5-10 長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。
担当	高齢福祉課

3-5-11 シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。
担当	高齢福祉課

4 いざというときに備えた体制づくり

4-1 配慮を要する人への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

4-1-1 避難行動要支援者への支援（地3-4-2）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災危機管理課、予防対策課

4-1-2 災害ボランティア体制の整備（地3-4-3）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	発災時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営し、被災者支援を迅速に行えるよう、令和7年度改訂した災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練等を通じて運営体制の実効性を検証するとともに、被災地の事例や地域のニーズを踏まえ、適宜マニュアル等の見直しを図ります。

	また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や関係機関との情報共有・連携を継続的に実施し、平常時から実効性の高い災害ボランティア体制の整備を進め、安心して暮らせる地域づくりにつなげていきます。
--	--

4-1-3 高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、高齢者の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	11年度
	設置人数	人	8,172	9,000

4-1-4 救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。
担当	高齢福祉課

4-1-5 福祉避難所の拡充（地3-4-4）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する取組を進めます。
担当	福祉政策課
3年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

4-1-6 被災者支援の仕組みづくり（地3-4-5）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災危機管理課、福祉政策課

4-2 予期せぬ事態への備え

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

さらに、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸出を実施します。

4-2-1 耐震改修促進事業（地3-4-6）

事業概要	建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。
担当	地域整備課

4-2-2 家具転倒防止器具設置助成（地3-4-7）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災危機管理課					
3年間の計画事業量	項目	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	家具転倒防止器具設置助成（件数）	件	37	60	60	60

4-2-3 特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出

事業概要	自動通話録音機を設置することにより、電話機の呼び出し音が鳴る前に、「会話内容が自動録音されます」といったアナウンスが流れるため、発信者（犯人）が通話を断念して、被害を未然に防止する効果が期待できます。
担当	防災危機管理課

4-2-4 悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行います。
担当	経済課

4-3 災害等に備える介護サービス事業者との連携

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

4-3-1 介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用WEBサイトによる情報提供を行います。
担当	介護保険課